

指定避難所 運営マニュアル

令和7年10月

石狩市

目 次

第1 はじめに	1	2 防火・防犯	32
1 指定避難所の開設	3	3 ストープ・発電機・投光器等の管理	33
2 避難所運営組織の結成	4	保健・衛生班の仕事	
3 一時待機場所への案内誘導	4	1 ごみ	34
4 避難者の受入れに係る活動や作業	5	2 風呂	34
5 居住組の編成	6	3 トイレ	35
6 避難者名簿の作成	6	4 清掃	37
7 活動班の設置	7	5 衛生管理	37
第2 避難所の運営体系	8	6 ペット	38
1 運営主体	8	7 医療・介護活動	38
2 避難所運営会議	10	8 生活用水の確保	39
3 運営役割分担	11	総務・ボランティア班の仕事	
第3 避難所の仕事	13	1 ボランティアの受入・調整	40
避難者管理班の仕事		2 記録	41
1 名簿管理	14	3 在宅避難者	42
2 問い合わせへの対応	16	4 車中泊避難者	43
3 取材への対応	17	5 その他	43
4 郵便物・宅配便の取次ぎ	18	第4 空間配置	45
情報班の仕事		1 居住空間の管理	45
1 避難所外の情報収集	19	2 共有空間の管理	46
2 避難所外への情報発信	20	第5 生活ルール	50
3 避難所内の情報共有	22	第6 感染症対策	51
食料・物資班の仕事		1 避難者等の健康管理	51
1 食料・物資の調達	25	2 避難所の衛生管理	52
2 炊き出し	26	3 発症時等の対応	53
3 食料・物資の受入	27		
4 食料の管理・配食	28		
5 物資の管理・配給	29		
施設管理班の仕事			
1 危険箇所の把握と対応	32		

※資料編（別添）

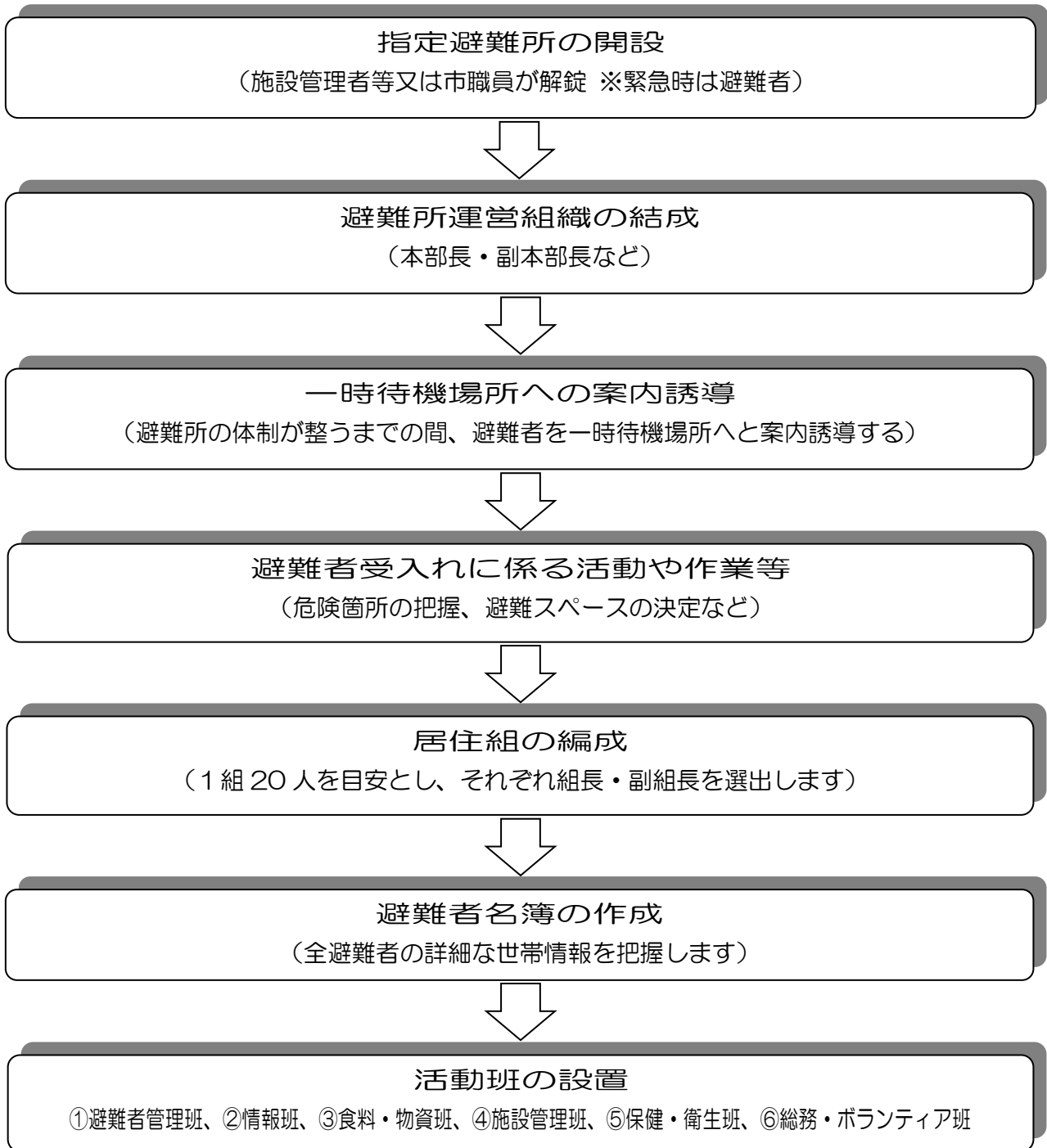
第1 はじめに

災害が発生した場合、私たちは、パニック状態になり、不安な気持ちを抱きながら避難します。このため早期に指定避難所の円滑な運営を進めなければなりません。

また、災害の発生により、もっと厳しい状況で自分を守らなければならない人がいます。

特に自力避難が困難で配慮を要する高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者などの「要配慮者」や、市内に滞在する外国の方などには、地域住民による支援活動が必要です。このマニュアルでは、指定避難所の運営のあり方について定めています。

【避難所運営のフロー】



【避難所の種類】

指定緊急避難場所：災害から命を守るため、緊急的に避難する施設又は場所 **市が指定**

指定避難所：避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった避難者が一時的に滞在する施設 **市が指定**

福祉避難所：主として、高齢者・障がい者・乳幼児・その他の特に配慮を要する人を滞在させることが想定される場所 **市が指定**

★このほか、町内会など「地域で決めた」一時避難場所（公園・町内会館など）が設定されている場合があります。 → 町内会等に確認してください。

1 指定避難所の開設

（１）指定避難所（以下、避難所という。）の開設は原則として、市が施設管理者等の協力を得て行います。

- ① 指定避難所を開設するときは、市が施設管理者等に鍵の解錠を依頼します。
- ② 施設管理者が解錠できないときは、市職員が解錠します。

（２）建物内への立入りは、市職員又は施設管理者等と相談してから行います。

- ① 建物内に無秩序に立入ることは、混乱のもととなります。
- ② 市民が自主的に避難をするのは施設の敷地内（例：校庭）にとどめ、建物内への立入については、市職員又は施設管理者等の到着を待ちましょう。
ただし、緊急を要する避難の場合や、冬期間にあっては、市職員又は施設管理者等の到着がなくても建物内への避難を開始しましょう。
- ③ 発災直後は多数の避難者が詰めかけることが予想されます。高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者などを優先して屋内に避難させます。

（３）避難所の敷地内で待機する場合には、以下のようなことに心掛けます。

- ① 校庭などでは、町内会等でまとまって集まります。
- ② 避難者が数十人集まってきたら、避難所運営の組織づくりを始めます。
- ③ 避難所となっている学校などで、施設が活動中（使用中）の場合には、特に混乱防止に気を配り、施設管理者等又は市職員の指示に従いましょう。

2 避難所運営組織の結成

(1) 避難所は、避難者と施設管理者等が適宜、連絡・調整の上、運営することを原則とします。

(2) 避難所運営本部の本部長、副本部長（本部長1名、副本部長2名以上）を選出します。

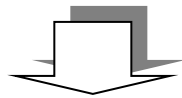
- ① 避難所運営本部の本部長、副本部長の選出には、次のような方が考えられます。
 - ・ 町内会等の役員（会長・副会長・防災部長等）
 - ・ 避難所では“女性”の視点に立った配慮が必要となるので、本部長・副本部長に女性の参画を促し、男性、女性両方を配置しましょう。
 - ・ その他、避難者の意見により推薦された人など。
- ② 町内会等を中心としてあらかじめ相談しておくといでしょう。

(3) 避難所運営助言チームとして、防災マスター、保健・医療・福祉等の有資格者、施設の安全点検の知識を有している方に協力を依頼します。

(4) 避難所運営本部の本部長、副本部長が決まったら、早急に次の仕事にとりかかります。

なお、地区の情報や災害の規模などに応じて、本部長は本部員の増強を図ることもできます。

- ① 避難者を一時待機場所へ案内誘導する（P. 4）
- ② 危険箇所の把握・避難スペースの決定（P. 4）
- ③ 居住組の編成（P. 5）
- ④ 避難者名簿の作成（P. 6）
- ⑤ 活動班の設置（P. 7）



落ち着いたら、本格的な運営体制づくりをしましょう。

〈P. 8『避難所の運営体系』参照〉

3 避難者を一時待機場所へ案内誘導する

(1) 本部長は、避難所の初動運営等の作業を円滑に進めるため、避難者が一時的に待機する場所を決定し、案内誘導する。

- ① 町内会ごとにまとめ、初動運営等の作業が終了するまで待機してもらいます。
- ② 一時待機場所では、簡易受付名簿の作成と避難者の健康状態を把握します。
- ③ 避難生活において支援が必要な人（要介護の方、障がいをお持ちの方など）がいないか確認します。

4 避難者の受入に係る活動や作業等

(1) 施設の危険箇所を把握します。

- ① 避難所を開設後、早急に避難所となる施設の点検を行います。
- ② 施設を点検し、危険箇所を把握します。



③ 危険箇所の把握とあわせ、避難スペースとして使用できる部屋（箇所）を確認、決定します。

(2) 避難者、市職員及び施設管理者等が、目視による危険度判定を行い、状況が落ち着いたらできるだけ早い段階で専門の資格保持者（応急危険度判定士及び建築士等）による危険度判定を受けます。

(3) 避難者や地域の方の中で資格保持者を募り、該当者がいる場合は協力してもらいましょう。危険と認められる場所については、直ちに立入り禁止とします。できるだけ早急に、本格的な危険箇所の把握と対応をしましょう。

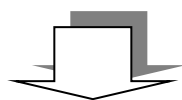
〈P. 32『危険箇所の把握と対応』参照〉

(4) 施設内のどの部分を避難スペースとして利用するかについて、施設管理者等と協議します。

- ① 避難所となる施設の全てを避難スペースとして利用できるとは限りません。施設管理者等と協議の上、避難スペースとして利用する部分を明確にします。
- ② 避難スペースとして利用する部分以外の施設や部屋は、原則として立入りを禁止します。
- ③ 避難者の居住する空間については、原則屋内を使用します。
- ④ 利用できる空間としては、教室（会議室）・体育館・廊下などが考えられます。
- ⑤ 校長室・職員室・保健室などは、施設運用上必要なため、居住空間として使用できません。
- ⑥ 部屋割りは、避難者の公平を確保するため、災害発生後、落ち着いてから再度行います。
- ⑦ 和室や空調設備のある部屋を「福祉避難スペース」として優先して割当てます。

(5) 避難者を受け入れます。

- ① 避難スペースを決めた後、受付を設置します。
- ② 一時待機場所にいる避難者を避難スペースへと案内・誘導します。
- ③ 避難所の受付では、簡易受付名簿に記入してもらい、避難スペースへと案内します。



落ち着いたら、居住空間・共有空間の使い方を整備します。

〈P. 45『空間配置』参照〉

5 居住組の編成

(1) 原則として、数世帯で一つの居住組を作ります。

- ① 一つの組の編成人数の目安は、20人程度です。必要に応じて、人数の配分を行いましょう。
- ② 各居住組には、1名ずつ組長及び副組長をおきます。

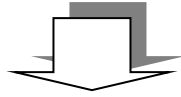
(2) 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮します。

- ① 世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住組の中に編成します。

② 避難以前に住んでいた地域を考慮して、できるだけ顔見知り同士が近くに集まることができるように配慮します。

(3) 観光客など、もともと地域内に居住していない避難者をまとめ、居住組を編成します。

① 特に観光シーズンには、その地域に居住していない人が避難してくる可能性があります。これらの避難者は、あまり長く避難所にとどまらなると考えられるので、地域の避難者と分けて居住組を編成しましょう。



落ち着いたら、居住組内で行う仕事の分担をしましょう。

6 避難者名簿の作成

(1) 市や関係機関から適切な支援を受けるためにも、避難所では、避難所運営本部が避難者名簿を作成し、全ての避難者を把握します。

避難者に記入してもらおう記入用紙を作成します。記入項目は次のようなものが考えられますが、必要と思われる項目はつけ加えましょう。〈資料2 『避難者名簿記入用紙』参照〉

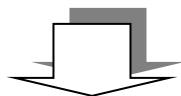
- ① 氏名（ふりがな）
- ② 性別
- ③ 年齢
- ④ 被災以前の住所
- ⑤ 家族構成 など

(2) 緊急を要する要望も同時に調査します。

① 病院・社会福祉施設などへの避難希望など、緊急を要する要望については、名簿を記入してもらう際に同時に記入してもらい、対応することが望めます。

(3) 記入用紙を配付し、世帯ごとに記入してもらいます。

① 組長にメンバー（世帯）分の用紙を配付し、記入漏れのないようにこころがけましょう。



作成した名簿の管理のほか、避難者の増加・減少に伴う名簿の整理も必要です。

〈P. 14 『避難者名簿の整理』参照〉

(4) 避難者名簿と避難行動要支援者名簿の照合

① 市災害対策本部の要請により、避難者名簿と避難行動要支援者名簿との照合を行い、名簿登録者がまだ避難していない場合は、所属町内会等に対して安否確認を要請します。

7 活動班の設置

活動班は、各居住組から各班に1名ずつ選出された班員で構成し、班長1名を決めます。

- ① 避難者管理班 : 名簿の更新・管理、問い合わせ・取材対応、郵便物・宅配便の取次ぎ 等
- ② 情報班 : 避難所外の情報収集、避難所内外への情報発信、安否確認実施協力機関等の関係機関への情報提供 等
- ③ 食料・物資班 : 食料・物資の調達、食料・物資の管理・配給、炊き出し 等
- ④ 施設管理班 : 危険箇所の把握と対応、防火・防犯、ストーブ・発電機・投光器等の管理 等
- ⑤ 保健・衛生班 : ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・介護活動、生活用水調達 等
- ⑥ 総務・ボランティア班 : ボランティア受入・避難所運営会議事務局（記録・生活ルール作成） 等

第2 避難所の運営体系

多くの人が長期間に渡って共同生活を営むためには、ある一定のルールに従った組織体系が必要です。

1 運営主体

(1) 避難所の運営は、避難者自身による自主組織によって運営されることを基本とします。

- ① 市職員や施設管理者、ボランティア等は、避難所運営の協力者として携わってもらい、依存し過ぎることのないように心がける必要があります。
- ② 避難所運営本部では、避難所の運営と町内会等の防災活動との調整をとり、防災活動がスムーズにできるように考慮しましょう。

(2) 避難所の運営組織は、運営本部と活動班及び居住組で構成されます。すべての避難所の運営は、避難所運営本部を中心とします。

運営本部の構成

運営本部は、本部長・副本部長・各居住組の組長・各活動班の班長及び避難所運営助言チームによって構成されます。

〈P. 9『避難所の運営体系』参照〉

※なお、本部長又は副本部長には、男性、女性両方を配置しましょう。

運営本部の役割

運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として避難所生活の運営全般に携わります。

運営本部の活動内容

運営本部では、主に次のような活動を行います。

- ・ 避難所内のルールの決定、変更とその周知徹底
- ・ 避難者の要望、意見のとりまとめ
- ・ 市や関係機関との連携

(3) 避難者それぞれが仕事を分担して避難所の運営を行うため、各種の活動班を設置します。

- ① 一部の人に重い負担とならないように、協力して避難所運営を行うために、各種活動班を設置する必要があります。
- ② 活動班には、1名ずつ班長をおきます。
- ③ 避難所の規模や作業量によって、活動班を統合することも可能です。

(4) 班長のほかに、その補助を務めることのできる人材を育成します。

- ① 避難所生活が長期化してくると、班長職についていた人が自宅や仮設住宅に移ることがあります。この場合の後任の人事に備えて補助を用意するとよいでしょう。

(5) 市災害対策本部や自主防災組織等の関係機関と連携を図ります。

- ① 避難所の運営に当たっては、避難所の状況報告や食料・物資等の支援など、市災害対策本部との連携とともに、要支援者の安否確認、避難誘導・救出救護の要請、在宅避難者等の避難者への食料・物資等の配給、被災状況及び復旧等の情報提供など、各自主防災組織との連携も不可欠です。
- ② 市災害対策本部、各自主防災組織との連携に当たっては、混乱なく円滑かつ適切な連携が図れるよう、窓口や担当を一本化するなど効率的な連携が求められます。
(P10「避難所運営本部と関係機関（市災害対策本部、自主防災組織等）との連携体系」)
- ③ 迅速な連絡対応や関係部門間の詳細な調整が求められるなど、直接的に関係部門間での対応が必要な場合は、混乱しないよう予め班長、本部長等に了解を得るとともに結果報告を行うなど、円滑な連携推進に留意する必要があります。

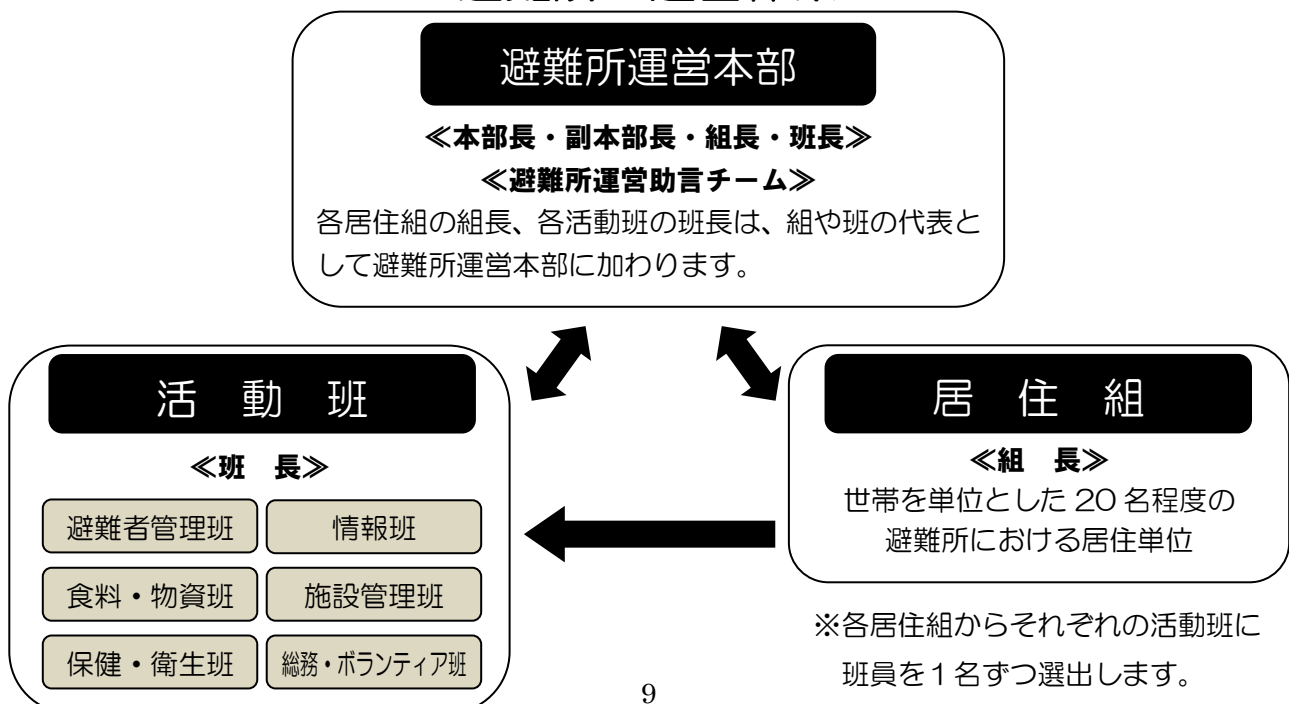
<注意！>

避難所運営本部は、避難者の円滑な避難生活の推進を目的に避難所を運営するとともに、在宅避難者への情報提供や食料・物資の配給等、地域の防災対策の活動拠点としての役割も求められています。

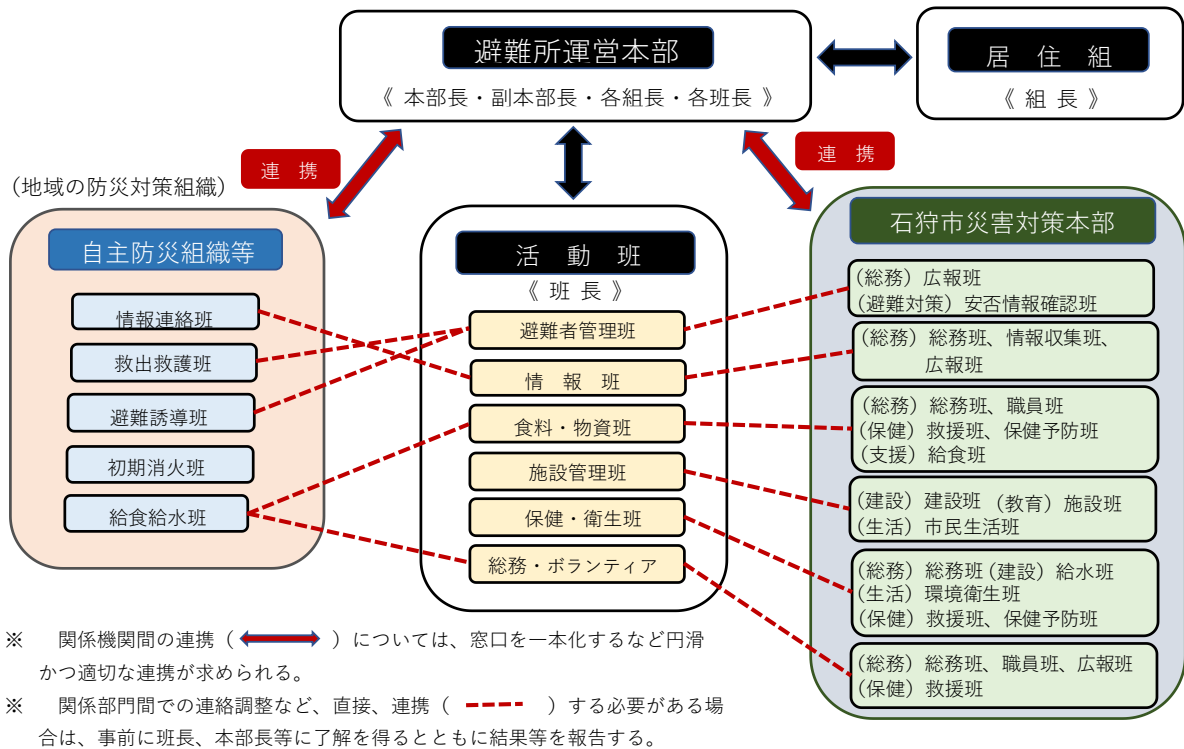
また、町内会等で設置している自主防災組織等には、地域住民の避難誘導、救出・救護、情報提供、食料・物資の配給など、在宅避難者への直接的な支援活動の役割が求められています。

このため、町内会や自主防災組織の役員は、避難所運営と自主防災活動の中心的な役割を同時に求められるため、平時から発災時における役割分担の検討や避難所運営、自主防災活動の知識等をより多くの町内会員に承知してもらうなどの防災研修・訓練の実施が求められます。

避難所の運営体系



避難所運営本部と関係機関（市災害対策本部・自主防災組織等）との連携体系



2 避難所運営会議

(1) 避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難者の自主組織による避難所運営会議を開催します。

〈P11. 図参照〉

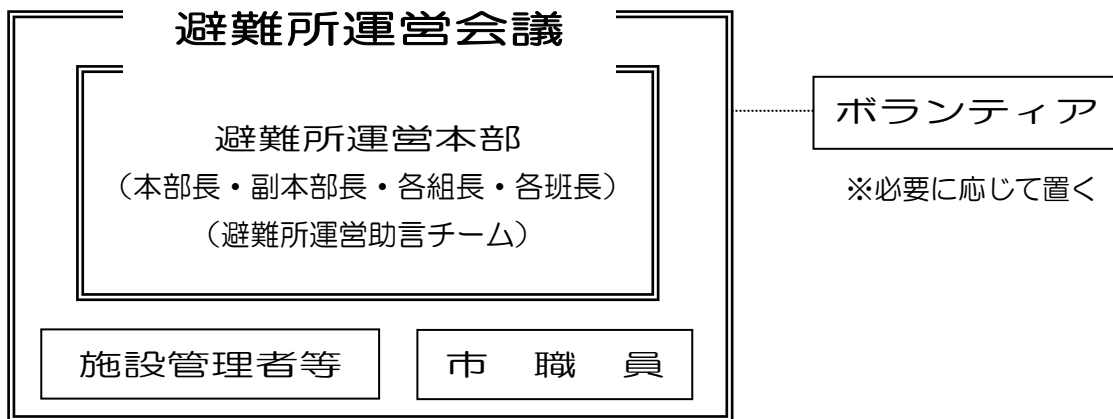
(2) 避難所運営会議の開催にあたっては、次のような点に留意します。

開催頻度

- ① 発災直後の会議の頻度は、1日2回、朝食前及び夕食後が望まれます。
- ② 朝のミーティングは、前夜以降に必要な伝達事項を主とし、問題点についての話し合いは夕食後のミーティングで行うと効果的です。
- ③ 発災から時間が経って伝達の必要な事項が減少すれば、朝の会議を省略することが可能です。
- ④ 特に連絡事項がない場合でも、最低限1日1回は会議を開催し、問題点の有無などを確認することが望ましいでしょう。

会議参加者

- ① 避難所運営会議には、施設管理者等・市職員も参加します。
- ② 必要に応じて、ボランティアもオブザーバーとして参加してもらいます。



3 運営役割分担

(1) 避難所における役割分担は、大きく次の2種類で分類されます。

- ① 部屋単位などで避難者をいくつかに分けた『組』(居住組)単位の役割分担
- ② 避難所全体で行うべき作業について作業種類別に分けた『班』(活動班)単位の役割分担

居住組

- ① 避難所内の部屋ごとなど、居住区画に基づいて『居住組』を構成し、組長を選出します。
 - ・ 組長は、組員の人数確認などを行うと同時に、組員の意見をまとめて運営会議へ提出する代表者の役割を担います。また、居住組の規模等によっては、副組長を選出し、組長のサポートをお願いするのも良いでしょう。
- ② 組長のほかに、居住組ごとに各活動班員を選出します。
 - ・ 各活動班員は居住組の代表として避難所運営のための諸活動の中心となります。
- ③ 居住組の目安は20人程度です。
 - ・ 一人の組長の目の行き届く範囲を考慮すると、1組の最大人数は20人程度と考えられます。部屋の大きさ等、必要に応じて、居住組を細かく分けることも可能です。
- ④ 居住組として当番で行わなければならない仕事には、次のようなものがあります。
 - ・ 共用空間の清掃
 - ・ 炊き出しの実施
 - ・ 生活水の確保 など
 この他にも避難所で定めた当番は、組員が協力して行います。

活動班

- ① 避難所における様々な作業を行うために、次のような活動班を作ります。なお、下記の活動

班は基本的な設置活動班であり、避難者等の状況に応じて活動班の分割設置や統合配置、または班員の増員など、状況に応じた活動班の設置、運営に留意しましょう。

なお、炊き出しや清掃は女性が行うものといった「固定的な役割分担意識」による負担偏重が生じないように配慮しましょう。

- ・ 避難者管理班： 名簿管理、問い合わせへの対応、取材への対応（原則、運営本部長などの代表者）、郵便物・宅配便の取次ぎ
- ・ 情報班： 避難所外の情報収集、避難所外への情報発信、避難所内の情報共有
- ・ 食料・物資班： 食料・物資の調達、炊き出し、食料・物資の管理・配給
- ・ 施設管理班： 危険箇所の把握と対応、防火・防犯、ストーブ・発電機・投光器等の管理
- ・ 保健・衛生班： ごみ、風呂、トイレ、清掃、衛生管理、ペット、医療・介護活動、生活用水の確保
- ・ 総務・ボランティア班： ボランティアの受入・調整、記録、生活ルール作成、その他（避難所運営会議の事務局）

4 避難生活における質の向上

避難所は、あくまでも災害で家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。しかし、避難生活が長期化するほど、避難者の心身の負担は増大し、その後の生活再建に悪影響を及ぼすおそれがあることから、段階的に避難所の質の向上に取り組むことも大切です。

避難所の国際基準である「スフィア基準」は、災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定された「人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準」のことをいいます。

「スフィア・ハンドブック」には、被災者の人道支援における主要な分野（衛生・食料・避難所・保健活動）について最低基準が記載されており、避難所に関しては以下のような基準が示されています。

○避難所が安全で安心な地域に立地していること

○暮らしに欠かせないサービスと生計手段を得るための適切なスペース及びアクセスが提供されていること

○家庭用品の支援により、健康の回復と維持、尊厳、安全が支えられていること 等

また、スフィア・ハンドブックでは、最低基準を達成するための指標となる数値も示されています。

〈スフィア基準の例〉

- ・ 一人当たり、最低、毛布一枚とベッド
- ・ トイレは20人に1基以上、男性1：女性3の割合で設置する
- ・ 一人当たり、最低3.5平方メートルの居住スペースを設ける
- ・ 一人一日当たりの飲料水と生活用水は最低15リットル 等

長期化する避難所生活においては、スフィア基準を考慮することが望ましいですが、指標の数値を達成することが目的とならないよう、避難所ごとの実態に合わせた質の向上に取り組みましょう。

第3 避難所の仕事

多くの方が長期間に渡って共同生活を行っていくためには、たくさんの分担すべき仕事があります。仕事に応じた活動班を設定し、効率よく作業を行います。

避難者管理班		市災害対策本部で「避難対策部避難所班」のほか関係する班区分		ページ	
1	名簿管理	避難対策部	安否情報班	P. 14	
2	問い合わせへの対応			P. 16	
3	取材への対応	総務対策部	広報班	P. 17	
4	郵便物・宅配便の取次ぎ			P. 18	
情報班		市災害対策本部で「避難対策部避難所班」のほか関係する班区分		ページ	
1	避難所外の情報収集	総務対策部	情報収集班	総務対策部 広報班	P. 19
2	避難所外への情報発信	総務対策部	総務班	総務対策部 情報収集班	P. 20
3	避難所内の情報共有	総務対策部	総務班	総務対策部 情報収集班	P. 22
食料・物資班		市災害対策本部で「避難対策部避難所班」のほか関係する班区分		ページ	
1	食料・物資の調達	総務対策部	総務班		P. 25
2	炊き出し	支援部	給食班	保健対策部 保健予防班	P. 26
3	食料・物資の受入	総務対策部	職員班	保健対策部 救援班	P. 27
4	食料の管理・配食	支援部	給食班		P. 28
5	物資の管理・配給	保健対策部	救援班		P. 29
施設管理班		市災害対策本部で「避難対策部避難所班」のほか関係する班区分		ページ	
1	危険箇所の把握と対応	建設対策部	建設班	教育対策部 施設班	P. 32
2	防火・防犯	生活対策部	市民生活班		P. 32
3	ストーブ・発電機・投光器等の管理	避難対策部	避難所班		P. 33
保健・衛生班		市災害対策本部で「避難対策部避難所班」のほか関係する班区分		ページ	
1	ごみ	生活対策部	環境衛生班		P. 34
2	風呂				P. 34
3	トイレ	総務対策部	総務班	生活対策部 環境衛生班	P. 35
4	清掃				P. 37
5	衛生管理	生活対策部	環境衛生班		P. 37
6	ペット				P. 38
7	医療・介護活動	保健対策部	保健予防班	保健対策部 救援班	P. 38
8	生活用水の確保	建設対策部	給水班		P. 39
総務・ボランティア班		市災害対策本部で「避難対策部避難所班」のほか関係する班区分		ページ	
1	ボランティアの受入・調整	保健対策部	救援班	総務対策部 総務班	P. 40
2	記録	総務対策部	広報班		P. 41
3	在宅避難者	総務対策部 総務対策部	総務班 職員班	保健対策部 救援班	P. 42
4	車中泊避難者	総務対策部 総務対策部	総務班 職員班	保健対策部 救援班	P. 43
5	その他	総務対策部	総務班		P. 43

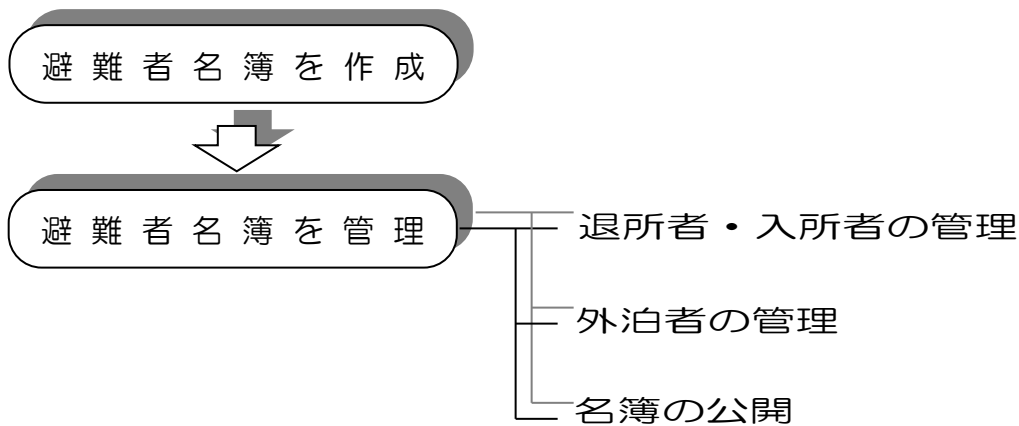
※「避難対策部 避難所班」は、各班の支援にあたる。

避難者管理班の仕事

1 名簿管理

市や関係機関から適切な支援を受けるためにも、名簿の作成は、避難所を運営していくうえで最初に行わなければならない重要事項です。安否確認での使用や、また、物資・食料を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠な仕事です。できるだけ迅速かつ正確に作成することが望めます。

〈資料2『避難者名簿記入用紙』参照〉



(1) 避難者名簿の整理

- ① 集まった名簿は居住組別に整理します。
 - ・ 電源が確保され、パソコンが調達できた場合は、データで管理することで、名簿の整理がより効果的になります。
 - ・ 余裕が出来たら次のような名簿も作成するとより効果的です。
 - 「50音別一覧表」
 - 「用途別名簿」(例：高齢者一覧表・負傷者一覧など)
- ② 避難者の状況(現在人数・退所者人数・入所者人数)を整理し、運営会議へ報告します。
- ③ 平常時から町内会等の名簿を整理しておき、避難の際に非常時持出し品とともに、避難所に持ち込むことにより、避難所内での避難者名簿作成時に有効です。

(2) 避難者と避難行動要支援者名簿との照合

- ① 避難行動要支援者名簿の確認
災害対策本部の要請により、町内会で保管している名簿を活用し避難者照合を行います。
- ② 避難行動要支援者名簿に登録されている方が避難していない場合は、ただちに所属町内会等に対して安否確認の要請を行います。
- ③ 名簿に関する詳細は、避難所運営キットに同梱されている「避難行動要支援者支援マニュアル」をご参照下さい。

(3) 退所者・入所者の管理

退所者がいたら…

- ① 退所者の情報を整理します。記入項目は、以下のようなものが考えられます。
 - ・ いつ退所したか
 - ・ 退所後の連絡先（例：住所・電話番号等）退所者の情報は、退所後に訪ねてくる人や郵便物に対応するために必要です。必ず控えておきましょう。
- ② 退所した人の分の空きスペースを把握して、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用します。〈P. 48『空間配置』参照〉
- ③ 退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、削除せずにそのまま残します。避難所の記録として貴重な資料ともなります。

新入所者がいたら…

- ① 新入所者に名簿記入用紙を渡して記入してもらい、名簿に加えます。
- ② 空いているスペースを確認して、部屋の割り振りを行います。
- ③ 避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明します。
 - ・ 早く避難所の生活に慣れてもらうためにも、入所の際に一通りのルール説明を行いましょう。
 - ・ 居住組の組長には、紹介するなどして引き合わせてあげましょう。

(4) 外泊者の管理

- ① 外泊届を作成します。記入項目は、次のようなものが考えられます。
 - ・ 氏名（ふりがな）
 - ・ 期日（〇月〇日～△月△日）
 - ・ 外泊先（場所・連絡先）
- ② 各居住組の組長を通じて、外泊届を受理し、外泊者を把握します。

〈資料3『外泊届』参照〉

(5) 名簿の公開

- ① 発災直後には、避難者の名簿を掲示しましょう。

安否確認に対応するために、受付近くに避難者名簿一覧表を掲示する必要があります。避難者名を50音順に並べたものなど、訪ねてきた人が探しやすいような名簿一覧を掲示するとよいでしょう。また、必要に応じて、各居室の入口にその居室の入居者名簿を掲示します。
- ② 公開する個人の情報は限定します。

避難者のプライバシーを保護するため、公開する個人情報は限定します。あくまでも居住者を明らかにするという目的の上で、掲示する内容は世帯別の氏名、年齢、住所程度にとどめます。また、配偶者から暴力をうけている被害者等についても名簿の管理徹底が必要です。

2 問い合わせへの対応

避難所には様々な人が出入りします。避難者のプライバシーと安全を守るためにも受付を一本化し、部外者が避難所内に、むやみに立入ることを制限することが必要です。

〈P. 17『問い合わせへの対応フロー図』参照〉

(1) 安否確認

- ① 被災直後は、施設あてにかかってくる電話と避難者あてにかかってくる電話が混乱します。誰が電話の対応を行うのか、施設管理者等と調整します。
- ② 被災直後は、安否確認の電話など、施設内の電話は非常に混雑します。電話番号のスケジュールを設定するなどして、特定の人に負担がかかるようなことは避けましょう。

(2) 安否に関する問い合わせ

- ① 安否に関する問い合わせの人物が避難しているかどうか、名簿と照らし合わせて確認します。
 - ・ 被災直後は、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが多数殺到することが予想されます。作成した名簿に基づいて、迅速に対応しましょう。

(3) 避難者へ伝言

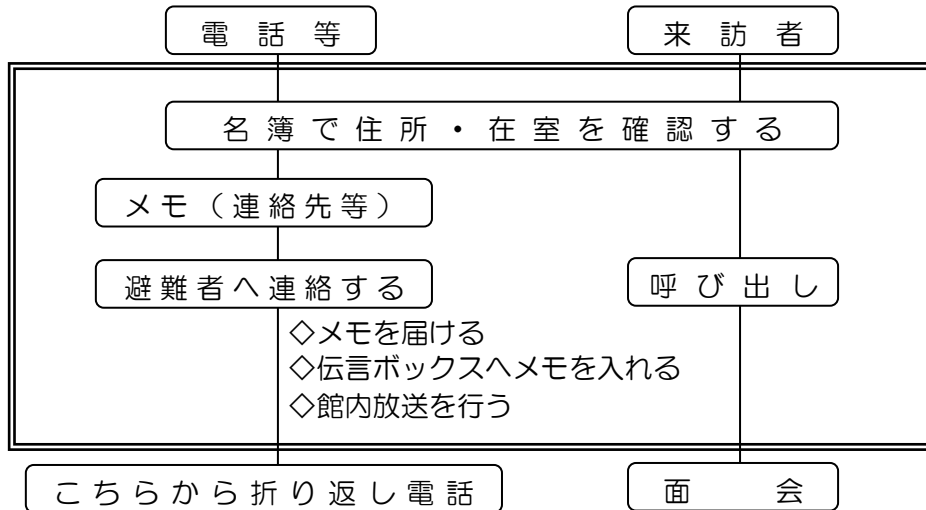
- ① 施設内の電話は、直接避難者へは取次ぎません。用件を避難者へ伝えて、折り返しかけ直してもらいます。
- ② 避難者へ伝言を残す方法については、次のようなものが考えられます。電話の緊急度やその時の状況（人員・忙しさ）に応じて、対応しましょう。
 - ・ 伝言要員を準備する。
 - ・ 伝言ボックスを利用する。
 - ・ 館内放送を利用する。（この場合、深夜を避けるなど時間の限定が必要です。）

(4) 来客

- ① 避難所に居住している人以外は、原則として居住空間（住居となっている教室等）には立入らないようにします。
- ② 入口近くを来客用面会場として用意し、来客との避難所内での面会はその面会場で行うようにしましょう。

〈資料4『訪問者管理簿』参照〉

問い合わせへの対応フロー図



3 取材への対応

被災直後、避難所には各種マスコミの取材及び調査のための調査団が詰めかけることが予想されます。避難所として避難者管理班の代表者が対応する必要があります。

(1) 運営会議で取材に対する基本的な対応の基本方針について決定します。

① 運営会議で取材に対する基本的な対応の基本方針について決定します。

- ・ 取材を受けるかどうか、取材陣に対してどのような対応をするかについては、この基本方針に基づいて決定します。

(2) 取材対応

① 基本的には、取材及び調査に対しては、避難所の代表（運営本部長など）が対応します。

② 取材対応専門のスポークスマンをおいて対応してもよいでしょう。

(3) 取材者の身分を確認します。〈資料5『取材者用受付用紙』参照〉

① 避難所で取材・調査などを行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、氏名、所属、連絡先、取材目的などを記入してもらうとともに、身分証等で確認します。

② 取材者バッジ又は腕章を付けるなど、避難所以外の人が避難所内に立入る場合には、身分を明らかにするのがよいでしょう。

③ 避難者への配慮として、取材対応するスペースや時間帯などの規制をあらかじめ決めておくのもよいでしょう。

(4) 避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は原則として禁止します。

- ・ 居住空間に立入る際は、その居住者全員の了解を得ることが原則です。

(5) 避難所の見学には必ず係が立ち会います。

- ・ 避難所内の見学をする場合には、必ず係の人が付き添います。また、避難者に対する取材へは、係を介して避難者が同意した場合のみにしましょう。

4 郵便物・宅配便の取次ぎ

避難者あての郵便、宅配便もかなりの量に上ることが予想されます。迅速かつ確実に受取人に手渡すためのシステムづくりが必要です。

(1) 郵便物、宅配便などについては、郵便局員及び宅配業者から避難者へ、直接手渡すのが基本です。

- ① 郵便物や宅配便などを配達する人は、基本的に避難所内への出入りは可能とします。
- ② 防犯上の観点から、受付に一声をかけてくれるよう呼びかけると良いでしょう。
- ③ 円滑に配達が行われるように、避難所の状況に応じて、受付で配達先の避難者を呼び出したり、居る場所を示すなど配慮しましょう。

(2) 避難者から事前の了承がある場合は、郵便物、宅配便などを受付等で保管することも可能です。

- ① 荷物は原則として受付では預かりませんが、避難者の人数が多い場合などには、すべて受付で一括受け取りし、居住組ごとに用意された伝言ボックスに入れ、本人または組長が取りにくるような体制をつくることも可能です。
- ② 郵便物受取帳を作成するなどして、郵便物の紛失には十分に注意を払います。
- ③ 書留等の本人確認が必要な郵便物は除きます。

〈資料6『郵便物等受取簿』参照〉

【参考】

郵便局では、避難所で郵便物等を受け取れるサービス（手続き）を行っています。

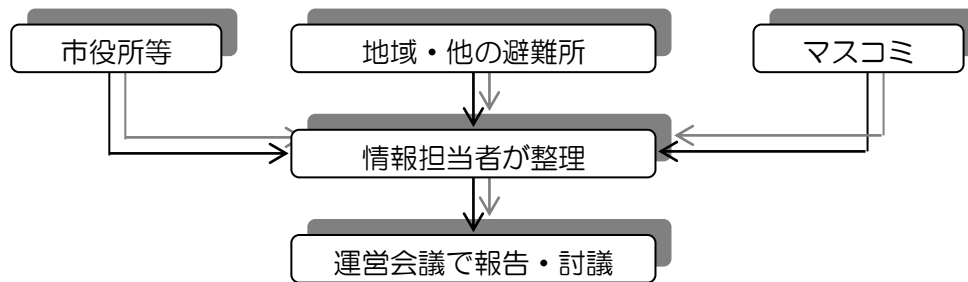
- (1) 郵便局が用意する「お客様確認シート」をポストに投函することで、避難者が避難所で郵便物等を受け取ることができる場合があります。
- (2) 郵便局から「お客様確認シート」の配布依頼などがあった場合は、運営本部から避難者にお知らせします。

情報班の仕事

1 避難所外の情報収集

災害時の通信手段が絶たれた状態では、情報は錯綜します。被災者にとって必要な情報を収集するためには、市職員からの収集や、他の避難所と連携をとるなどして、情報収集に努める必要があります。

※ また、避難所には計画的に防災行政無線を設置しています。防災行政無線が設置されている避難所については、防災行政無線を活用しましょう。



(1) 市災害対策本部等からの情報

- ① 各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集することも必要です。
 - ・ 各種連絡先を一覧表にし、運営本部に設置します。必要な連絡先は以下のようなものがあげられます。
 - 市災害対策本部（避難対策部 避難所班）
 - 地元マスコミ（新聞社・ラジオ局・テレビ局）
 - 警察、消防
 - 近隣の避難所
 - 病院、医院
 - 町内会会長等役員の連絡先
 - 民生委員児童委員連絡先
 - 郵便局
 - ボランティア連絡先 など
- ② 定期的に市役所や支所を回り、公開されている情報を収集します。
 - ・ 発災直後は、避難所に市職員を配置できない状況も考えられます。定期的に市の災害対策本部（避難対策部 避難所班）に出向き、情報収集することも必要でしょう。
 - ・ 市では大規模災害時に『災害に関する臨時広報紙』を発行しますので有効に活用しましょう。

(2) 他の避難所との情報交換

- ① 他の避難所と情報交換します。
 - ・ 給水の情報や開店している店舗の情報など、その地域独自の情報は口コミの情報が非常に有

効です。近隣の避難所と情報交換することで、地域の情報を把握することができます。

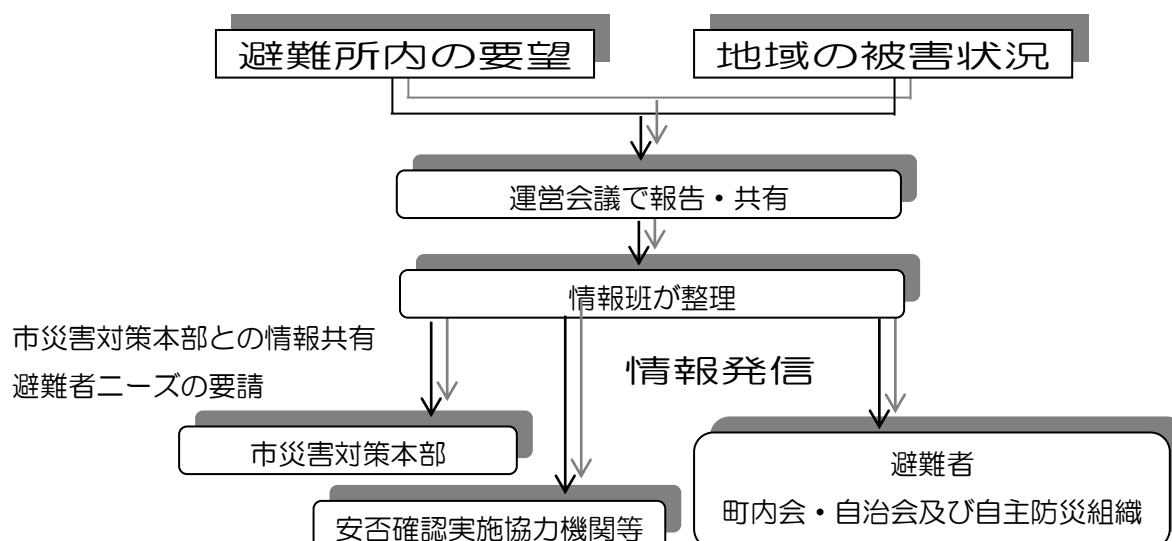
- ・ 情報源については明確に把握し、不確かな情報に踊らされないように十分に注意します。
- ② 地域内の避難所同士で組織的なネットワークを構築すると、より有効です。
 - ・ 電源・通信回線が確保され、パソコン等の通信機器を調達できた場合は、メール、ファックス等による情報交換が有効です。

(3) 各種マスコミからの情報収集

- ① テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアを酷使して、情報の収集にあたります。
 - ・ 特に災害発生直後は、あらゆる情報が不足します。手分けして各メディアが発信する情報を効率よく収集しましょう。
- ② 集まった情報を分かりやすく整理します。
 - ・ 集まった情報は、出来るだけ早いうちに整理します。
 - ・ 情報は常に新しくなるので、その情報を受けた日時・受信者は必ず明記しましょう。
 - ・ 集める情報としては、次のようなものが考えられます。
 - 被害情報
 - ライフラインの復旧状況
 - 公共交通機関などの復旧・運行状況
 - 生活関連情報（スーパーの開店状況など）
 - 被災者救助情報（り災証明発行、住宅再建補助など）
 - 支援物資等の情報

2 避難所外への情報発信

避難所の状況を正確かつ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要です。また、避難所が地域の被害情報を発信することによって、市災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができます。



(1) 市災害対策本部との情報共有

① 情報発信の窓口を一本化します。

- ・ 情報伝達を効率化し、情報の信頼性を高めるためにも、情報の発信窓口は一本化することが重要です。
- ・ 情報班の中で担当者を決めることによって、市災害対策本部との間に信頼関係を築きやすくなるともいえます。

② 市災害対策本部へ情報を流します。

- ・ 被災直後は、被災状況を含めて頻繁（2～3時間おき）に状況を報告しましょう。地域の被災状況も合わせて報告すると、市災害対策本部が被害状況を把握する上で非常に役に立ちます。
- ・ 市災害対策本部へ報告すべき情報は以下のようなものがあります。

- 《被災直後に報告しなければならない項目》
- 避難所運営本部構成役員
 - 避難者数（就寝者数）
 - 負傷者数
 - 要配慮者数
 - 死者数
 - 食料等必要数
 - 地域の被災状況

- 《避難生活において毎日報告すべき項目》
- 避難者数（就寝者数）
 - 食料等必要数
 - 避難者からの要望 など

③ 報告は、書面で行います。

- ・ 情報の錯綜を防ぐためにも、報告内容は書面で報告しましょう。避難所担当の市職員や市災害対策本部へ手渡します。

④ 避難者の要望等を災害対策本部に伝えます。

- ・ 必要な物資や食料等は運営会議で取りまとめ、必要物資一覧として要望していきます。
- ・ 優先順位をつけて効率よく要請しましょう。

〈資料7『避難者要望シート』参照〉

(2) 地域の情報拠点

① 避難所は地域の情報拠点となります。

- ・ 被災直後の混乱状況においては、各種の情報はまず避難所を中心として伝達されることが予想されます。

② 町内会等と連携して、地域への情報発信にあたります。

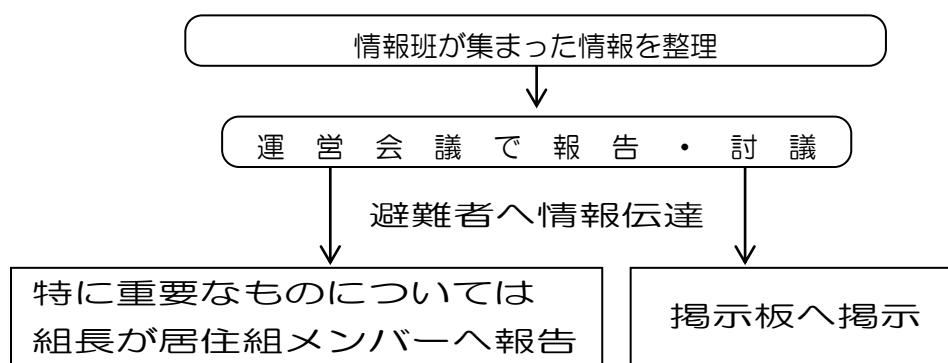
- ・ 町内会等が避難所とは別に災害対策本部をつくった場合は、そこへ情報を伝達し自主防災組織を通じて地域住民全体へと情報を伝達してもらうことも可能です。
- ・ どのような方法で情報を発信するかについては、町内会等と協力して検討していきましょう。

③ 町内会等と避難所の運営組織が同一の場合は、避難所を中心として地域に情報を発信することも大切です。

- ・ 避難所外の被災者が自由に情報を得ることができるように、外部の人でも見ることのできる場所（校庭の校門脇など）に掲示板を設置します。
- ・ 情報が錯綜することを防ぐため、掲示板には必ず避難所内で掲示してあるものと同じ情報を掲示します。

3 避難所内の情報共有

正しい情報を、避難者全員が共有することは非常に大切なことです。避難所内に情報を効率よくかつ漏れのないように避難者に行き渡らせる必要があります。



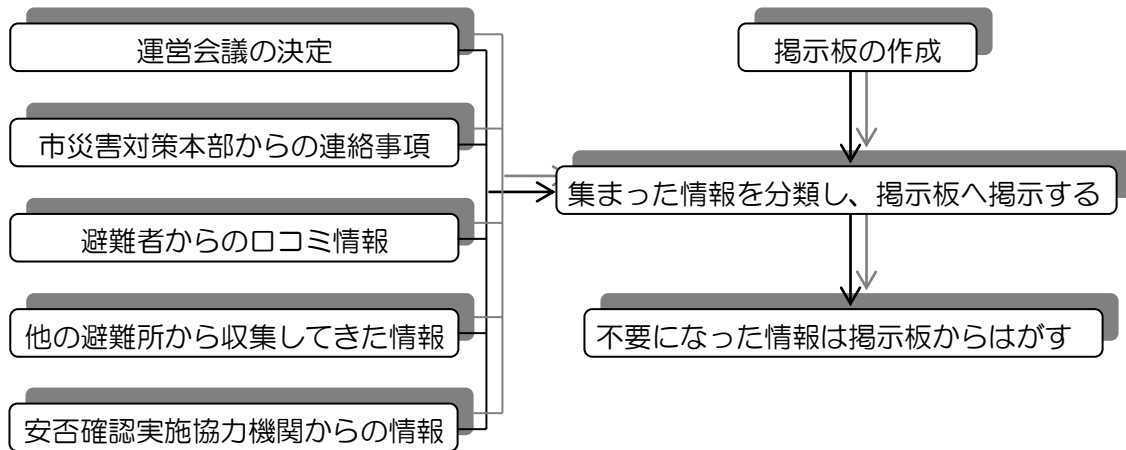
(1) 避難者全体との情報共有

- ① 避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（貼り紙など）を用います。
- ② 掲示板を作成します。〈P. 23『情報掲示板作成例』、P. 24『掲示板の管理』参照〉
 - ・ 施設内入口近くなど避難者全員の目がいきやすい位置に掲示板を作成します。
 - ・ 掲示板に掲載する情報には次のようなものがあります。
 - 最新情報（今日入った情報）
 - 市災害対策本部からのお知らせ
 - 生活情報（風呂、給水、ライフラインなど）
 - 交通情報（交通規制など）
 - 復旧・復興情報（求人・復興資金など）
 - 施設関係情報（避難所となった施設に関する情報）
 - 避難所新聞等
 - 何でも伝言板（避難者同士の情報交換掲示板）
 - ・ 内容別に分類すると便利です。
- ③ 避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかけます。
- ④ 掲示板に掲載する情報には必ず掲示開始日時を掲載し、いつの時点の情報であることを明確にします。
- ⑤ 特に重要な項目については、避難所運営会議で組長に連絡し、組長を通じて口頭で避難者へ伝達してもらう必要もあります。

情報掲示板作成例

<p>◇最新情報◇</p> <ul style="list-style-type: none">• 今日入った情報	<p>◇市災害対策部等からのお知らせ◇</p> <ul style="list-style-type: none">• (仮設) 住宅関連• 年金関連• 金融（融資）関連
<p>◇生活情報◇</p> <ul style="list-style-type: none">• 風呂情報• 給水情報• 病院情報	<p>◇使用施設関連の情報◇</p> <ul style="list-style-type: none">• 使用施設の行事
<p>◇交通情報◇</p> <ul style="list-style-type: none">• 車両通行規制情報など	<p>◇復興情報◇</p> <ul style="list-style-type: none">• 求人情報など
<p>◇新聞◇</p>	<p>◇その他◇</p> <ul style="list-style-type: none">• 行方不明者の捜索など
<p>◇何でも伝言板◇</p> <ul style="list-style-type: none">• 避難者によるベビーシッターや引越し手伝いの申し出• 譲りたい物掲示 など	

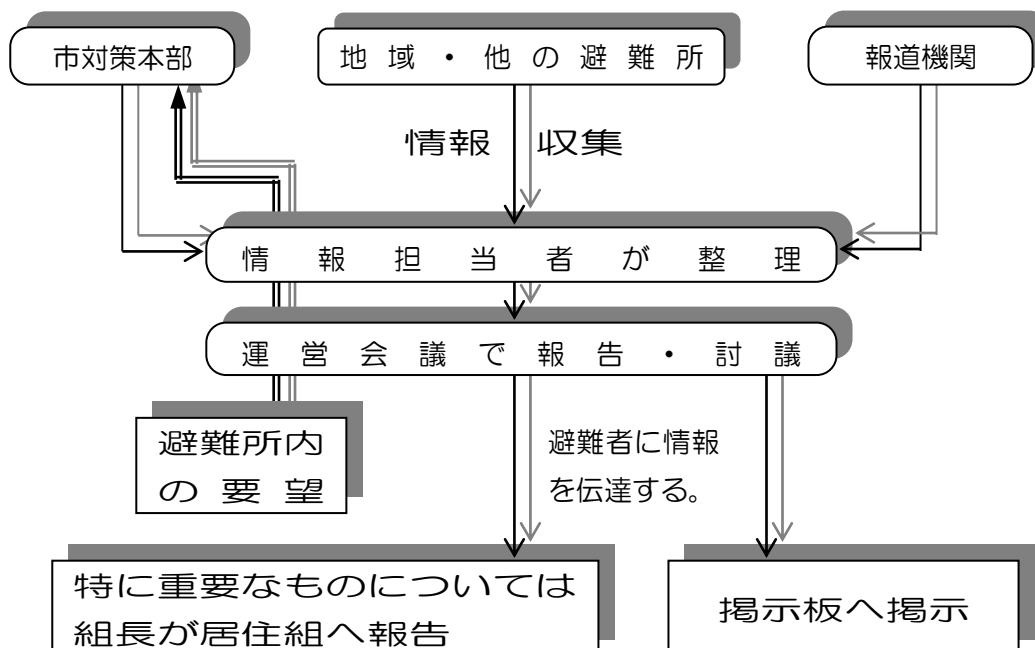
掲示板の管理



(2) 避難者個人への情報伝達

- ① 避難者個人あての連絡用に伝言ボックスを設けます。
 - ・ 避難者個人あての伝言は、連絡用の伝言ボックスの中に入れます。
 - ・ 居住組別に一つのボックスを設け、組長が受け取りにくる体制を作ります。
- ② 伝言ボックスの中身の取扱には十分に気をつけます。
 - ・ 伝言ボックスの中は基本的に個人あての情報です。その取扱や管理には十分に注意を払い、トラブルのないようにしましょう。
- ③ 情報収集・情報伝達は、それぞれで連携を取り合って、効率よく行っていくことが重要です。

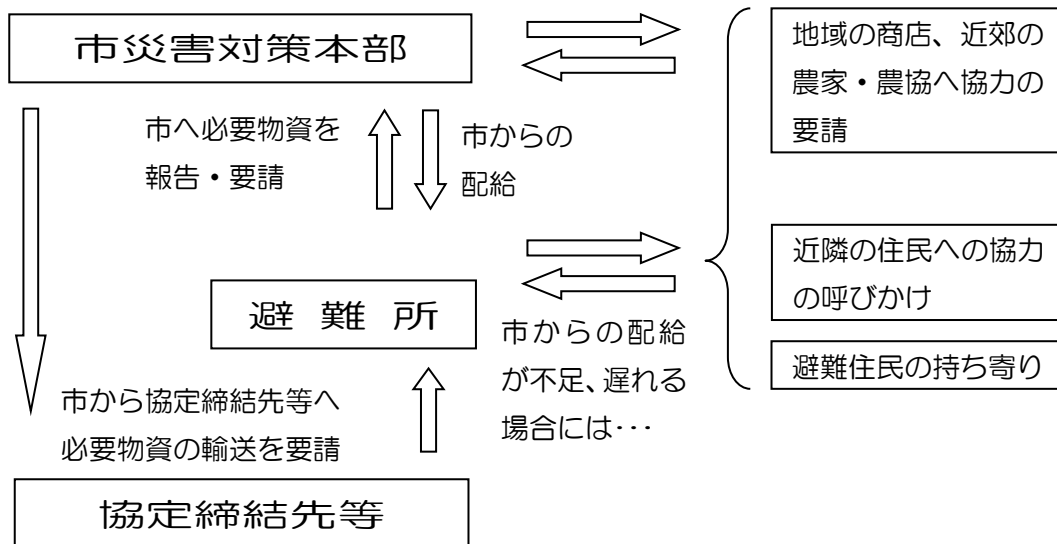
避難所の情報整理



食料・物資班の仕事

1 食料・物資の調達

市では、発災直後の対応として各避難所に非常食や生活物資等の災害時備蓄品を備蓄していますが発災直後は、食料の配給が十分にできません。その後の非常食の確保として市災害対策本部へ場所と避難人数、必要な食料・物資を速やかに報告するとともに、避難者が協力し合って炊き出しなどを行うことにより、食料の確保を行います。



(1) 食料・物資の調達

- ① 必要食料・物資を市災害対策本部に報告する。
 - ・ 市災害対策本部からの食料・物資提供を受けるためには、まず避難者数を把握し、市災害対策本部に報告する必要があります。
 - ・ 必要と思われる物資については、項目・数量をまとめて把握し、1日1回～数回、避難所と市災害対策本部間の連絡をまとめて要請しましょう。
- ② 市災害対策本部などからの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として対応策を考える必要があります。
 - ・ 被災直後の混乱状況下においては、市災害対策本部からの食料や物資の支援が十分に行われるとは限りません。避難者全員に、食料及び必要最低限の物資（毛布など）を行き渡らせるために避難所として対応にあたります。
- ③ 各避難者へ持ち寄った食料の提供を呼びかけます。
 - ・ 避難者個人が持ち寄った物資は原則として避難者個人の持ち物です。
ただし、非常時持出品等を持ち出すことができなかった避難者のために、各避難者が持ち寄った食料を周囲の人へ提供することを呼びかけることも必要です。
 - ・ 自宅の被害が比較的小さかった避難者に対して、自宅から食料その他の生活物資等の備蓄品を持ってくるよう依頼することも有効です。

- ④ 避難所として自主的に物資を調達しなければならないこともあります。
- ・ 被災直後の混乱状況の中では、食料・物資が十分に行き届かないことも考えられます。そのような場合は、次のような方法で自主的に物資を調達します。
 - 近隣の無事だった家庭に協力してもらう。
 - 自分たちで買い出しに行く。
 - 避難者の個人的なつながり（親戚関係・友人関係）を利用して物資を調達する。

（２）避難者ニーズの反映

- ① 状況が落ち着いたら、避難者のニーズを把握して食料・物資の要請を行います。
- ・ 避難生活が長期化するにつれて、避難者の食料・物資に対する要望は変化していきます。今、避難者が何を本当に求めているかを的確に把握し、物資の調達を行います。
 - ・ 食料・物資の要請は、避難者のニーズをとりまとめ、市災害対策本部との定時連絡の際に名称、数量をまとめたメモ用紙を渡します。
- ② 食料・物資の要請は、将来的な予測を立てて行いましょう。
- ・ 物資の要請から実際の配給までには、時間がかかる場合もあるので、できるだけ将来予測を立てて食料・物資の要請を行います。

〈資料8『物資要請票』参照〉

2 炊き出し

市災害対策本部から食料などが配給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは食料確保に重要な役割を担います。避難者全員で協力して炊き出しを行い、健康な食生活に努めましょう。

（１）炊き出しに必要な道具を調達します。

- ① その時の状況に応じて、炊き出しに必要な道具を確保します。必要な道具としては、次のようなものが考えられます。
- 薪、カセットコンロ、炊飯器などの調理用熱源
 - なべ、フライパンなどの調理器具
 - 包丁、まな板、おたま、菜箸などの調理用具
 - 皿、深皿、割り箸、スプーンなどの食器
- （衛生状態が確保できない状況では、使い捨てが望ましい）

（２）炊き出しの人員を確保します。

- ① 炊き出しの実施には、多大な労力を必要とします。できるだけ避難者全員に呼びかけて、一部の人や女性だけに作業が集中しないようにします。
- ② 避難者だけで手が足りない場合には、ボランティアに協力を仰いで人員を確保します。

(3) 炊き出しの献立を決定します。

- ① 被災直後は、食材の種類・数量に限りがあると想定されます。計画的に食事を提供します。

(4) 炊き出しを行う際には、次のような点に十分に留意して下さい。

- ① 炊き出しは必ず、施設管理者等の了解を得た上で実施します。
- ② 炊き出しの実施、食事の管理に際しては、避難者の中から調理師・栄養士などの有資格者を募り、栄養のバランスには気を配りましょう。また、夏場は食中毒に留意するためにも、次のようなことに留意しましょう。
 - ・ 調理は衛生的な場所で行うこと。
 - ・ 原則として加熱するものとし、生物はさけること。
 - ・ 肉・魚などは冷蔵保存すること。

(5) 炊き出しの際の火気の使用は、十分気をつけて行います。

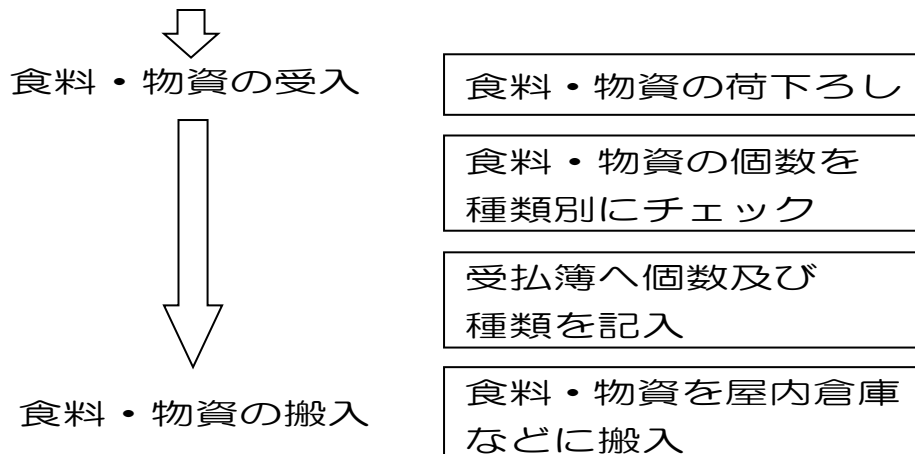
(6) 状況が落ち着いてきたら、炊き出しの献立の工夫も検討します。

- ① 避難所の食事は献立や栄養面が偏る傾向にあります。温かい食事や汁物などのバリエーションをもたせるとよいでしょう。
- ② 特に不足しがちな食品としては次のようなものが考えられます。市災害対策本部へ要望するのもよいでしょう。
 - ・ 野菜、果物
 - ・ 温かい食べ物
 - ・ 汁物
 - ・ やわらかい食べ物（高齢者・乳幼児用）

3 食料・物資の受入

市災害対策本部などから届く食料・物資の受入には多くの人員を必要とします。当番制をしくなどしてできるだけ多くの人員を集め、ボランティア等の協力も得て、効率よく避難所内に食料・物資を搬入しましょう。

食料・物資受払簿の作成



(1) 食料・物資受払簿を作成し、受入の際には種類・数量を記入します。

- ① 食料や物資を受入れる際に、その種類別の個数を記入する受払簿を作成します。
- ② 作業を迅速に行うために、品物を大まかに分類し、その個数を記入します。また、送付元や受入担当者も合わせて記入するようにします。

〈資料9『食料・物資受払簿』参照〉

(2) 食料・物資の受入のための専用スペースを設けます。

- ① 食料や物資の受入のため専用スペースを設けます。ここで、食料・物資の大まかな個数を把握し、あらためて倉庫等の保管スペースを確保して、整理します。
- ② 車両の乗り入れがしやすい場所で、荷下ろしのために、ある程度の広さが必要です。

(3) 市災害対策本部などから来る食料・物資の受入には多くの人員が必要です。

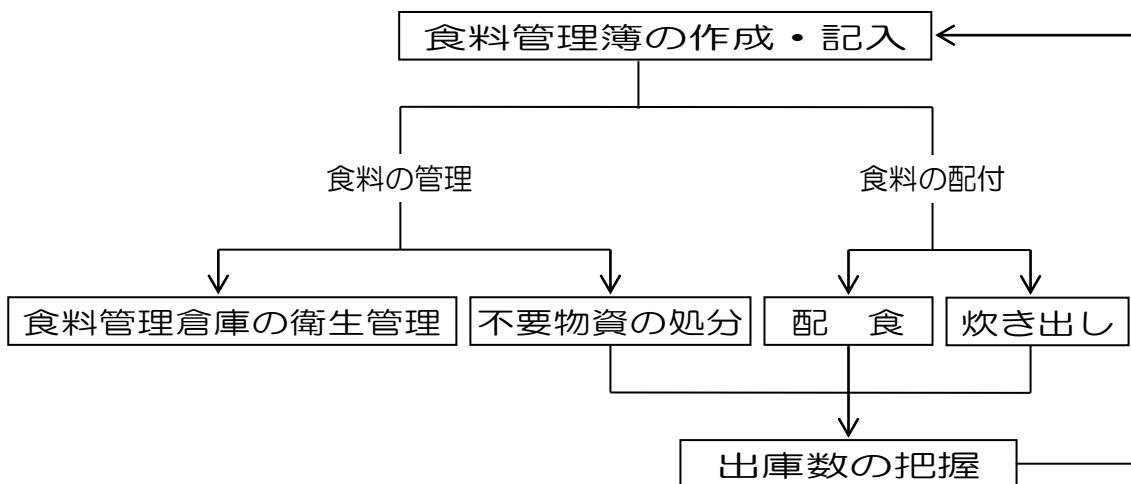
- ① トラックからの荷下ろし、倉庫への搬送、物資の分別は重労働です。ボランティアに協力を要請するなどして、できるだけ多くの人員を集めます。
- ② 特に発災直後は、大量の食料・物資が突然（昼夜を問わず）届く場合もあります。宿直態勢を組むなどして、食料・物資の受入に24時間体制で対応する必要があります。



食料・物資の受入が一段落したら、保存食料や生活物資に分類して、保管します。

4 食料の管理・配食

避難所内にある食料の在庫を把握することは、避難所の運営において必須の仕事です。特に発災直後の混乱状況下では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫を常に把握し、計画的に配食することが重要となります。



(1) 食料の管理

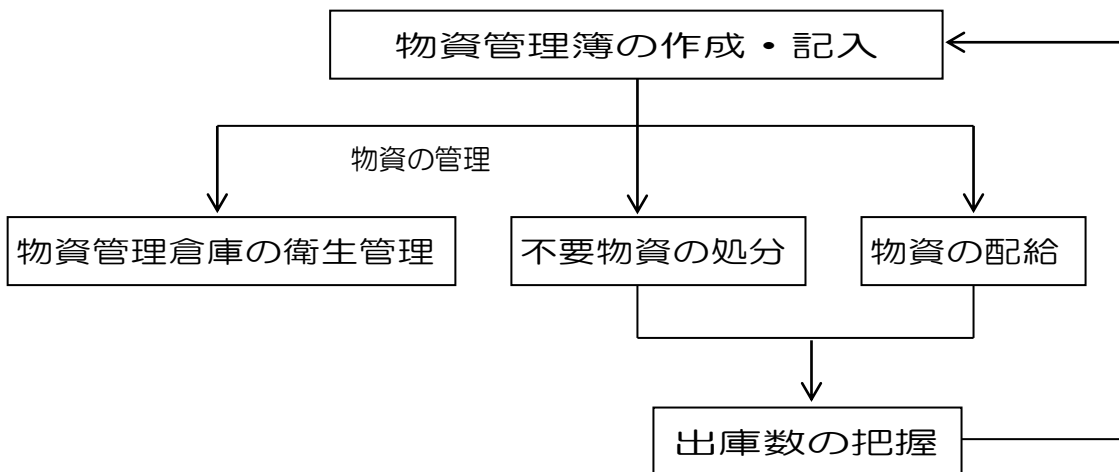
- ① 食料の種類と在庫は常に把握しておく必要があります。
 - ・ 受払簿とは別に、現在の食料の種類と在庫数を把握するために、食料管理簿を作成します。
〈資料10『食料管理簿』参照〉
- ② 食品の保管には十分に注意を払います。
 - ・ 入庫する際に、日付表示をチェックし、製造日を確認します。段ボール箱の見える位置にも記載しておくといいでしょう。
 - ・ 特に夏場には、食品の管理には十分に注意を払いましょう。
 - ・ 低温かつ清潔な場所に保管するように努めます。直射日光や暖房されている場所を避け、ネズミなどの害を受けない場所に保管しましょう。
- ③ 古くなった食品は処分します。
 - ・ 弁当などの傷みやすい加工食品については、保存方法と消費期限が表示されています。定められた保存方法をとらなかった食品や消費期限を過ぎた食品は絶対に配食せず、すべて廃棄します。

(2) 食料の配食

- ① 発災直後は備蓄食料を活用します。
 - ・ 発災直後は、食料の配食が十分に行き届かないことも考えられます。備蓄食料などを有効に活用し、全員に食料が行き渡るようにします。
 - ・ 避難者が持ち寄った食料を分け合うことを呼びかけて、避難所内にある食料を有効に活用しましょう。
- ② 原則として、食料の配食は居住組単位とし、組長が取りに来るようにします。
 - ・ 配食引き換え券を作成するなどして、混乱が起きないようにしましょう。
- ③ 緊急の場合には弱者を優先して食料の配食を行います。
 - ・ どうしても食料が足りない場合には、高齢者や子供、疾病者、身体障がい者を優先して配食を行います。
- ④ 消費期限は厳守します。
 - ・ 消費期限を過ぎている食料については、絶対に配食してはいけません。また、避難者にも、配食後は速やかに食べて、個人でためこむことがないように指導しましょう。

5 物資の管理・配給

避難所内にある物資の種類とその在庫数を把握することは、避難所の運営において必須の仕事です。物資の状態を把握することで、避難者のニーズに迅速に対応することが可能となり、不足しそうな物資を先読みして、効率よく市災害対策本部に働きかけていくこともできます。



(1) 物资の管理

- ① 物资の種類と在庫数を常に把握しておく必要があります。
 - ・ 受付簿とは別に、項目別に在庫数を確認するために、物资管理簿を作成します。
 <資料1-1『物资管理簿』参照>
 - ・ 電源・通信回線が確保され、パソコン等の通信機器を調達できた場合は、物资の発注・在庫管理のためのシステムを構築してもよいでしょう。
- ② 物资は配付方法及び必要度に応じて分類します。
 - ・ 物资は配付方法の点から次の3つに分類することができます。それぞれの必要度に応じて物资の管理を行うとよいでしょう。
 - 全員に平等に配付するもの（例：衣類・毛布）
 - 必要な人が取りに来るもの（例：生理用品）
 - 全員が共同で使用するもの（例：トイレトペーパー）
 - ・ 物资の用途に応じて次のような分類も考えられます。
 - 衛生用品（トイレトペーパー・生理用品・石けん・シャンプー）
 - 衣類（下着・その他）
 - 調理器具、調理用品 など
- ③ 物资の管理には十分に注意を払います。
 - ・ カビやダニが発生することもあります。物资倉庫の衛生管理には十分気をつけましょう。
- ④ 不要物资は原則として返却します。
 - ・ 大量の不要物资（季節外れの簡易カイロなど）は、原則として市災害対策本部などへ返却します。
 - ・ 発災直後の混乱期、近隣避難所・近隣住民などが必要としている場合には、そちらへ配付することも可能です。

(2) 物资の配給

- ① 物资の配給は、原則として平等とします。
 - ・ 全員が同じように必要とする物资は、全員に行き渡る量がある場合にのみ配ります。

- ② 緊急の場合には、弱者を優先して物資の配給を行います。
- ・ 物資の配付は原則として平等ですが、例外として毛布などの必要性の高い物資が全員に行き渡らない場合には、高齢者や子供などを優先して配付するとよいでしょう。
 - ・ 運営会議において「誰に」配給するか（例えば「〇才以上の高齢者」「〇才以下の子供」など）を正式に決定後、配給しましょう。
- ③ 原則として、物資の配付は居住組単位とし、組長が取りに来るようにします。
- ・ 物資は居住組毎に、組長が取りに来るという方法で配付します。
 - ・ 全員に行き渡らない物資の場合にも、組長が有資格者（弱者）の人数をとりまとめて、代表で取りに行くようにしましょう。
- ④ 各自が必要なだけ取りに来る方式が有効な場合もあります。
- ・ 次のような場合には、各自が必要なだけ取りに来る方式が有効です。
 - 物資がストックできるほどの量になった場合
 - 一部の人にだけ必要な物資（例：生理用品など）
- ※女性用品を配る際は、女性が配るなど配布方法を工夫することに努めましょう。

施設管理班の仕事

1 危険箇所の把握と対応

二次災害を防ぐため、施設の危険度判定及び危険箇所の修繕を早急に行う必要があります。

- ① 専門家による被災度判定を受けます。
 - ・ できるだけ早急に、専門の資格を有する者（応急危険度判定士又は建築士等）に本格的な危険度判定を行ってもらいます。
 - ・ 危険度判定については、市の災害対策本部へ専門家の派遣を要請しましょう。
- ② 危険箇所への立入りは厳重に禁止します。
 - ・ 危険と判定された箇所は、立入りを厳重に禁止して下さい。貼り紙や進入禁止のロープを用いるなどして呼びかけましょう。特に子供などが進入する可能性のある危険箇所については、バリケードを作るなどして厳重に進入を禁止します。
- ③ 危険箇所への補修の要望を施設管理者に働きかけます。
 - ・ 危険箇所については、施設管理者を通じて市の対策本部に対して補修の要望を提出します。危険度や使用頻度に応じて、優先順位をつけて要望を提出します。

〈資料12『避難所の被害等チェックシート』参照〉

2 防火・防犯

被災地の治安が悪化することも十分に考えられます。また、集団生活においては火災の危険度も増します。防火・防犯に留意し、避難所内外へ呼びかけていく必要があります。

- ① 火気の手扱い場所を制限するとともに、火気の手扱いにも十分注意しましょう。
- ② 夜間の当直制度を設けて、巡回を行います。
 - ・ 異常発生時に備えて、夜間の当直制度を設け、当直者は運営本部室で仮眠をとります。また、被災直後など、被災地が混乱している期間は、避難所内の治安を維持するため、夜間の巡回を行うことも必要です。
 - ・ 余裕があれば避難所内だけでなく、周辺地域の巡回を行うことも大切です。
 - ・ 女性用トイレや女性用更衣室は女性が巡回をする。
- ③ 避難所内への外部者の出入りを制限します。
 - ・ 多くの避難者が生活する避難所では、すべての入口の扉を施錠することはできません。このため、不特定の人間の出入りによりトラブルが起きやすくなります。
 - ・ 日中は、入口の扉は開放することも可能ですが、入口付近に受付を設け、担当者が外来者についてチェックする体制をとります。
 - ・ 夜間は入口の扉は原則として閉鎖します。ただし、夜遅くに避難所へ戻る避難者のことを考慮して、運営本部に近い入口1ヶ所を施錠せず開放します。
- ④ トイレ・更衣室等の設備は昼夜問わず安心して利用できるよう、場所を考慮することや照明をつける等の対策をして防犯性を高めることに努めましょう。

3 ストーブ・発電機・投光器等の管理

災害時は、停電等により電気が使えないことがありますので、避難所内にある備蓄品を使って、寒さ対策や明かりを確保するなど、生活環境の確保に努めます。

- ① ストーブ・発電機・投光器等の設備類の設置と管理をします。
- ② ストーブや発電機は、一酸化炭素中毒に注意しましょう。
- ③ コードリールを使って、携帯電話等の充電サービスを行います。

保健・衛生班の仕事

1 ごみ

避難所では多数の人が共同生活するため、大量のごみが発生します。また、特に被災直後の混乱状況下では、ごみの収集も滞るおそれがあります。

- ① 避難所敷地内の屋外にごみ集積場所を設置します。
 - ・ ごみ集積場所は以下のような場所に設置します。
 - 清掃車が出入りしやすい場所
 - 調理室など、衛生に対して注意を払う箇所から離れた場所
 - 居住空間からある程度離れ、臭気などが避けられる場所
 - 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所
- ② ごみの収集日を徹底し、ごみ集積場所は清潔に保ちます。
 - ・ 通常通りの分別収集をするように呼びかけます。
 - ・ 危険物（空になったガスボンベなど）の分別には特に注意を払います。
 - ・ 各世帯から出るごみは、居住組毎にごみ袋を設置してまとめ、ごみ集積場に捨てます。
 - ・ 炊き出しなどの共同作業で出るごみは、作業の担当者がまとめてごみ集積場に捨てます。
- ③ ごみの収集が滞り、やむを得ない場合には焼却処分を行います。
 - ・ 災害後の混乱状況下においては、ごみ収集が滞る場合も予想できます。施設内に焼却炉等がある場合には、火災予防に十分配慮した上で焼却処分を行います。

2 風呂

多数の避難者が共同生活する避難所において、避難者が平等かつ快適に入浴の機会を得るためには、様々なルールが必要です。

（1）避難所内に仮設風呂・シャワーが設置されない場合

- ① もらい湯を勧めます。
 - ・ 最も頼りになるのは、知人や親戚宅での「もらい湯」です。
- ② 市内の入浴施設を利用します。
 - ・ 市内の入浴施設の状況を把握し、避難者に利用するよう呼びかけます。
 - ・ ボランティアなどによる入浴ツアーの申し入れがあった場合には、参加者を募りましょう。募集方法は、次の「仮設風呂使用方法」に準じ、公平に行います。

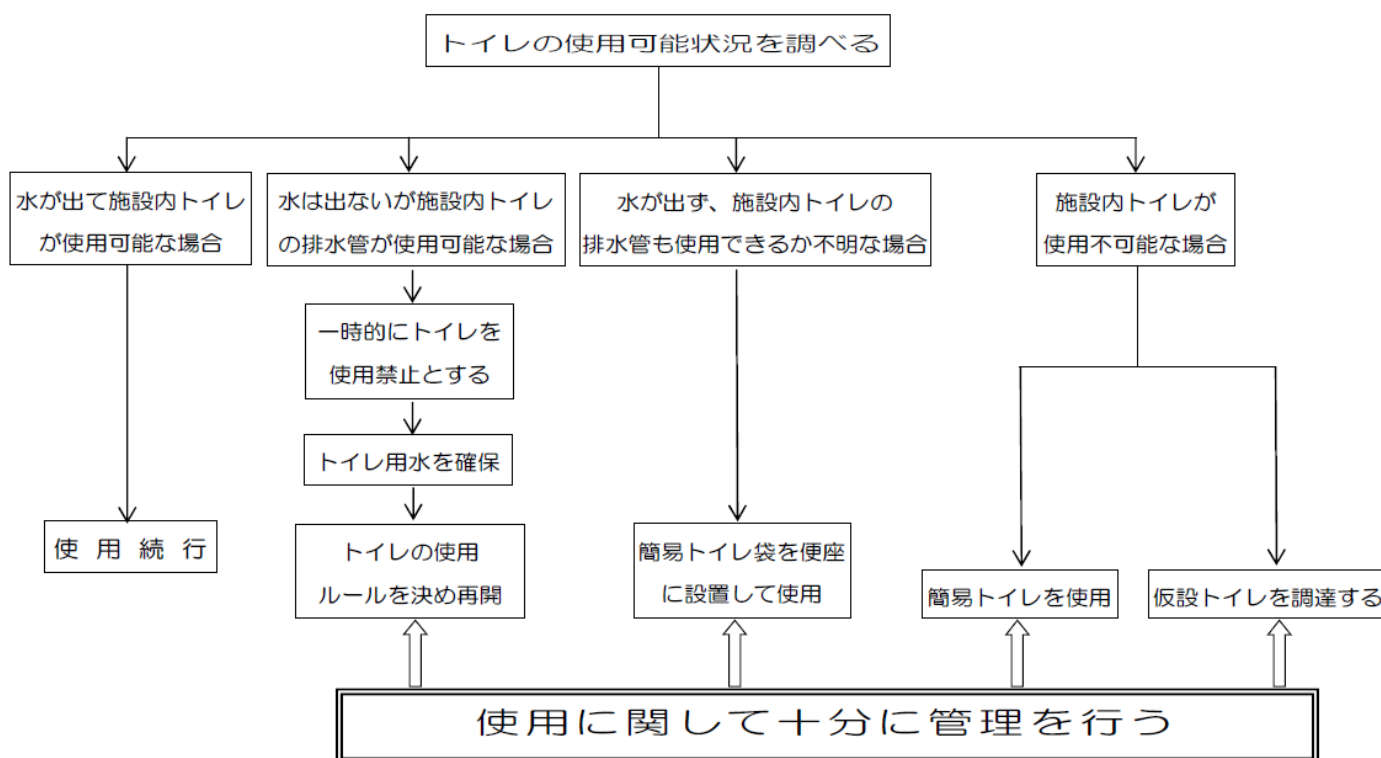
（2）避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合は使用方法を決めて利用します。

- ① 男性・女性・多目的別に利用時間を設定します。
 - ・ 希望者が多いときには次のように調整しましょう。

- 利用日時を居住組単位で決める。
 - 利用時間は一人15分程度に制限する。
 - 風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行する。
 - 男性・女性・多目的に分けることが難しい場合は、一人ずつ利用できる時間帯を設ける等して対応しましょう。
- ・ 希望者が落ち着いてきたら利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受け付けます。また、利用時間も必要に応じて30分程度に延長します。
- ② 浴室の清掃は当番を決めて交替で行います。

3 トイレ

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。衛生状態を保つことは、避難所運営において、重要な仕事です。



※なお、トイレは男性・女性・多目的別に使用するよう努めましょう

(1) トイレの使用可能状況を調べます。

- ① 施設内のトイレの排水管が使用可能かどうかを早急に調べ、水は出ないが使用可能な場合には一時的に使用禁止とし、貼り紙をするなどして避難者に知らせます。
- ② 施設内の排水管の状況の判定が困難な場合には、1階トイレを優先的に使用するようにします。

(2) トイレ用水を確保します。

- ① 水は出ないが排水管が使用可能な場合には、汚水を流すための用水を確保し、トイレを使用します。〈P. 39『生活水の確保』参照〉

(3) 生活水を有効に使うために、固形物は流さなくて済むように工夫します。

- ① 方法としては、次のようなものを併用します。
 - ・ トイレトペーパーはゴミ袋に捨てる。
 - ・ 新聞紙に用を足して、くるんでゴミ袋に捨てる。

(4) 仮設トイレを設置します。

- ① トイレが使用不能の場合や避難者数に比べてトイレ数が少ない場合などは、仮設トイレの設置を市災害対策本部に要請します。
- ② 仮設トイレの設置場所には、次の点に留意しましょう。
 - ・ 飲水用井戸の周囲には設置しない。
 - ・ し尿を収集運搬するバキュームカーの出入り可能な場所に設置する。
 - ・ 避難者が利用しやすい場所で、照明用の電源が確保できるところに設置する。
 - ・ 清潔を保持するため、清掃用の水が利用できる場所に設置する。
 - ・ 女性の視点に立って、男性用、女性用トイレの設置位置を離し、出入り口の方角等を考慮する。
 - ・ 男性、女性、多目的別にトイレを設置することが望ましい。
- ③ 仮設トイレの使用には、次の点に留意しましょう。
 - ・ 汚物が溜まったら棒などでならし、バキュームカーの稼働効率を向上させます。
 - ・ 避難所内のトイレが使用可能となり、仮設トイレが不用になったら市災害対策本部へ撤去を要請します。

(5) 簡易トイレを設置します。

- ① 排水管が使用不可能な場合には、避難所に備蓄されている簡易トイレやマンホールトイレを設置します。また、次のような方法で簡易トイレを設置することもやむを得ないでしょう。
 - ・ 校庭や公園などの空地に穴を掘り、ビニールシートや空き缶（18リットル）、ドラム缶を埋めて便槽代わりにし、板などで囲いをする。
- ② 簡易トイレの設置場所については、仮設トイレと同様の注意が必要です。

(6) トイレの衛生管理には十分に注意を払います。

- ① 避難者にトイレの清潔な使用方法について十分に呼びかけます。
- ② トイレ入口には、消毒水を手洗い用として用意します。消毒水は作成日を明記し、定期的に変換しましょう。

- ③ 消毒液の使い方については、容器に表示された「使用上の注意」に従いましょう。
- ④ トイレ内は、当番制で清掃し、常に清潔に保ちましょう。

4 清掃

多くの人が共同生活を行う避難所では、避難者全員が避難所内の清掃を心がける必要があります。

- ① 共用部分の清掃は、居住組を単位として当番制をつくり、交代で実施します。
 - ・ トイレ、風呂、その他の共用部分については、居住組を単位として当番制度をつくり、交代で実施します。
 - ・ 当番に参加できる人とそうでない人が生じる場合があります。清掃当番以外の様々な仕事（食事配食など）と組み合わせながら、不公平のないように役割分担をしましょう。
- ② 居室部分の清掃は、毎日1回の清掃時間を設け、行います。
 - ・ 居室ごとに毎日1回の清掃時間を設け、換気と寝具の整えなどの簡単な清掃を行います。
 - ・ 曜日に応じて時間を変えるなどして、居室内の一部の人が常に清掃に参加できるように工夫することも必要です。

5 衛生管理

ライフラインが停止し、物資が不足する中での避難生活は、決して衛生的なものとはいえません。病気の発生を予防し、快適な避難所環境をつくるために、衛生管理には十分に注意を払う必要があります。

- ① 「手洗い」を徹底します。
 - ・ 物資担当者と相談して、手洗い用の消毒液を調達して消毒水をつくり、トイレや洗面所に配置して手洗いを励行します。消毒水は作成日を明記し、定期的に交換しましょう。
 - ・ 季節に応じては、施設内の必要箇所（調理室など）を消毒するための消毒液・消毒剤などを調達し、定期的に消毒を実施する必要もあります。
 - ・ 消毒液などの使い方は、容器に表示された「使用上の注意」に従いましょう。
- ② 食器の衛生管理は徹底します。
 - ・ 衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用します。
 - ・ 使い捨ての食器が十分に調達できない場合には、使い捨ての食器又は通常の食器の再利用も行います。
 - ・ 食器は再利用を行う場合には、各自の用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任を持って行います。
- ③ 避難所での集団生活においては、風邪などの感染症が蔓延^{まんえん}しやすくなります。
 - ・ 外出から帰ってきたら、うがい手洗いをするなど、十分に予防策を講じます。
 - ・ マスクやうがい薬など予防のために必要なものは、適宜担当者を通じて市災害対策本部に要望します。

6 ペット

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。飼い主の役割として、ペットとの同行避難を基本としていますが、様々な人が生活する避難所内で人間とペットが共存するためには、一定のルールを設け、注意する必要があります。

- ① 避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。
 - ・ 多種多様な価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮すると、居室へのペットの持ち込みは禁止することが望まれます。
- ② ペットは敷地内の屋外（余裕がある場合には屋内も可）にスペースを設け、その場所で飼育します。
 - ・ ペットと避難所で共同生活を行うためには、ペット専用のスペースを設ける必要があり、飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。
- ③ ペット飼育者に対して届出を呼びかけ、飼育者の氏名、動物の種類と特徴などを記載した名簿を作成しておくとう便利です。
- ④ その他検討が必要な事柄が発生した場合は、避難所運営本部会議内で協議をして、決定します。
- ⑤ 盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬は、障がいを持った人たちをサポートする大切な存在です。常に利用者とともに行動する必要があるため、ペットと同様に扱わないよう配慮が必要です。

〈資料13『ペット飼育者名簿』参照〉

7 医療・介護活動

災害時には、すべての避難所に救護所が設置されるとは限りません。できる範囲で傷病者の治療にあたり、障がい者や高齢者、子供などの要配慮者に対応する必要があります。

- ① 近隣の救護所の開設状況を把握します。
 - ・ 災害時には避難所に「救護所」が設置され、診療を受けることができます。
- ② 医療機関の開院状況を把握し、緊急の場合に備えます。
 - ・ 避難所に救護所が設置されない場合は、市内の医療機関の開院状況を市災害対策本部や消防署に確認し、緊急の場合に備えます。
- ③ 避難所内に医務室を設けます。
 - ・ 被災直後は、市内の病院や診療所なども被災していることが考えられます。急な病人の発生に対応するためにも、避難所内に医務室を開設しましょう。
 - ・ 避難所内の医務室で対応できないような場合には、速やかに救護所や市の市災害対策本部又は消防署へ連絡します。
 - ・ 避難者の中に医師・看護師などがある場合には協力を要請しましょう。
- ④ 避難所内にある医薬品の種類、数量について把握します。
 - ・ 避難所備蓄品や医務室などの避難所内にある医薬品の種類、数量について把握し管理します。また、必要最低限の医薬品については、市災害対策本部に連絡するなどして、常備するように心がけましょう。

- ⑤ 避難所内の傷病者について確認しましょう。
- ・ 避難者のうち、持病のある人など医療を必要とする可能性が高い人については、次のようなことについて情報をまとめます。ただし、プライバシーの観点から、把握した情報の管理には十分に注意する必要があります。

- 氏名・年齢
- 傷病名
- 使用している薬
- 通常のかかりつけの医師又は医療機関

- ⑥ 高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請することも必要です。

- ・ 避難所内に寝たきり高齢者などの要介護者がいる場合には、本人の希望を聞いて、市の災害対策本部に一時収容などの手配を要請する必要があります。

〈資料14『健康管理シート』参照〉

8 生活水の確保

災害時に生活水を確保することは非常に重要です。生活水の確保は、労力を必要とする仕事なので、避難者全員で協力して行います。

- ① 避難所内で使用する水は用途によって明確に区分します。
- ・ 避難所内で使用する水は、次のように分類することができます。

- 飲料・調理用
 - 手洗い・洗顔・食器洗い用
 - トイレ用
- 〈下図『生活水の使い方』参照〉

- ② 飲料・調理用の水の確保

- ・ 飲料用の水は、原則として救援物資として届くペットボトルや給水車の水を使用します。
- ・ 飲料用の水はできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないように注意します。

- ③ 手洗い・洗顔・食器洗い用の水の確保

- ・ 給水車からの給水を用いることを基本とし、清潔なポリ容器に入れ保存します。
- ・ 「手洗い・洗顔・食器洗い用」として使用した水は、トイレ用に再利用します。

- ④ トイレ用水の確保

- ・ プールや河川などの水を用いることを原則とします。

(1) ボランティアの受入

- ① 避難所運営の中で、特にマンパワーの大きくかかる部分については、必要に応じてボランティアによる支援を災害ボランティアセンターに要請します。
 - ・ 避難所の運営は、あくまでも避難者組織による自主運営が基本です。ただし、必要な作業のうち特にマンパワーの大きくかかる部分については、必要に応じてボランティアに支援を要請しましょう。
 - ・ 地域のニーズを避難所運営本部で取りまとめ、災害ボランティアセンター等に支援を要請することも可能です。
- ② ボランティアの派遣は、災害ボランティアセンター等に要請します。
 - ・ 避難所を直接訪ねてきたボランティアについては、それらの機関を紹介してボランティア登録を行うようにお願いします。
- ③ ボランティアの出入りを把握するため、受付簿を用意します。

〈資料15『ボランティア受付簿』参照〉

- ・ ボランティアの受付簿には以下のような項目が考えられます。
 - 氏名
 - 年齢
 - 性別
 - 住所
 - 電話番号
 - 活動内容等

(2) ボランティアの管理

- ① ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、避難所運営会議で検討します。
 - ・ ボランティアにどのような活動を要請するかは、避難所運営会議で検討し、決定します。
- ② ボランティアに対する具体的な作業指示は、避難者の自主組織の個々の作業担当者が行います。
 - ・ ボランティアの安全には十分に配慮し、危険な作業は決して行わせてはなりません。

《総務》

2 記録

避難所内の情報を記録として一本化することは、避難所での出来事を正しく残すだけでなく、後世への教訓としても非常に貴重な資料になります。

- ① 避難所の記録簿を作成し記録を行います。〈資料16『避難所記録用紙』参照〉
 - ・ 記入項目としては次のようなものが考えられます。
 - 日付（曜日）
 - 退所者数
 - 記入者名
 - 避難者からの要望、意見

- 避難者数（配食者数）
 - 市（災害対策本部）からの伝達事項
 - 就寝者数
 - 運営会議での内容
 - 入所者数
 - 避難所内の主な出来事
- ・ これらの項目の他にも、被害の状況を示す写真や生活の様子を示す写真を入れるなどするとよいでしょう。

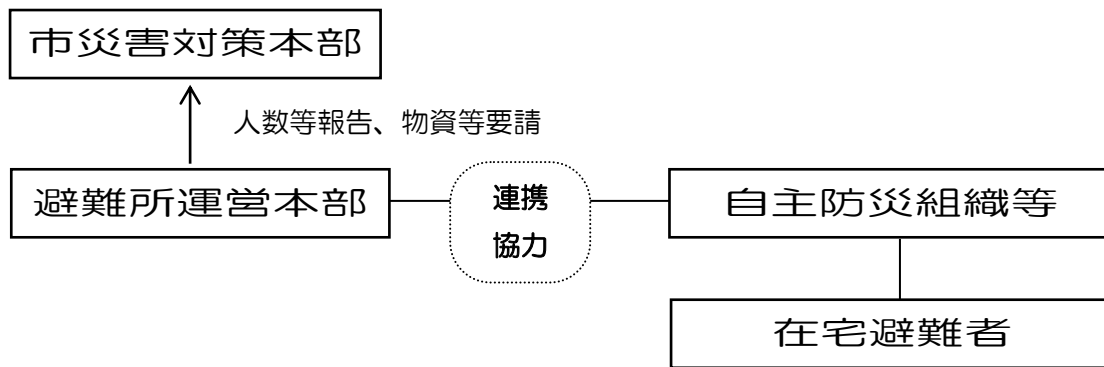
3 在宅避難者

大規模災害が発生すると、電気・ガス・水道というライフラインも停止します。このため、自宅が被害を受けなかった人々でも、食事や物資の調達ができない場合があります。被災直後は、これら自宅で生活する人々（在宅避難者）へも、市災害対策本部から食料・物資の供給などが行われます。

- ① 食料・物資は、在宅避難者の分も、一括して避難所へ送られてくることが予想されます。
 - ・ 被災直後の混乱の中では、避難所内の分と避難所外の分を区分けして配給することが困難です。避難所はその地域全体の供給拠点となるでしょう。
 - ・ 避難所から市へ物資や食料の必要量を報告する際には、これら在宅避難者の人数を合わせて報告することが求められます。

- ② 避難所運営本部は、自主防災組織（未設置の場合は町内会、自治会）（以下「自主防災組織等」という。）と連携して在宅避難者への食糧・物資の供給などの災害対応をしていきましょう。
 - ・ 避難所にいる人に限らず、被災者は自主的に被害に立ち向かうことが大切です。在宅避難者も、自分たちの出来ることは自分たちで対応できるよう近隣住民等との共助の下に対応していきましょう。
 - ・ 避難所運営本部は、在宅避難者のまとめ役である自主防災組織等と連携して対応しましょう。
 - ・ 在宅避難者には、自主防災組織等の協力の下に次の情報を提供してもらいましょう。
 - 食事の必要数
 - 必要な物資の種類と数
 - 在宅の要配慮者の人数と支援要請
 - その他、在宅避難に要するもの
 - ・ 市や関係機関・団体等からの在宅避難者へのお知らせや情報伝達は、自主防災組織等との連携により行っていきましょう。
 - ・ 避難所で行っている物資や食料の受入れ・管理、市の災害対策本部との情報連絡などについても、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て行いましょう。

- ③ 避難所運営本部は、上記のような連携をとるために在宅避難者のまとめ役である自主防災組織等の窓口担当者を決めておくことが望まれます。



4 車中泊避難者

大規模災害の発生時などには、避難所におけるプライバシーの観点、集団生活の対応、余震発生の不安などから車中泊を希望する被災者がいます。指定避難所に滞在することができず、車中泊を希望する避難者に対しても、市災害対策本部から食料・物資の供給などが行われます。

- ① 避難所運営本部は、自主防災組織等と連携し、近隣地域内の車中泊の被災者に係る情報の把握に努めましょう。
- ② 避難所運営本部は、車中泊避難者が確認された場合、自主防災組織等と連携し、被災状況等の情報提供を行うとともに、必要な指導、助言等を行うよう努めましょう。
 - 食料・物資の提供方法
 - トイレの確保
 - 車中生活における健康管理
 - エコノミー症候群及び冬季における一酸化中毒の予防対策
 - 避難所の利用ルール
 - その他、車中泊の留意事項等

5 その他

その他にも避難所を円滑に運営していくために、考慮しなければならないこともあります。

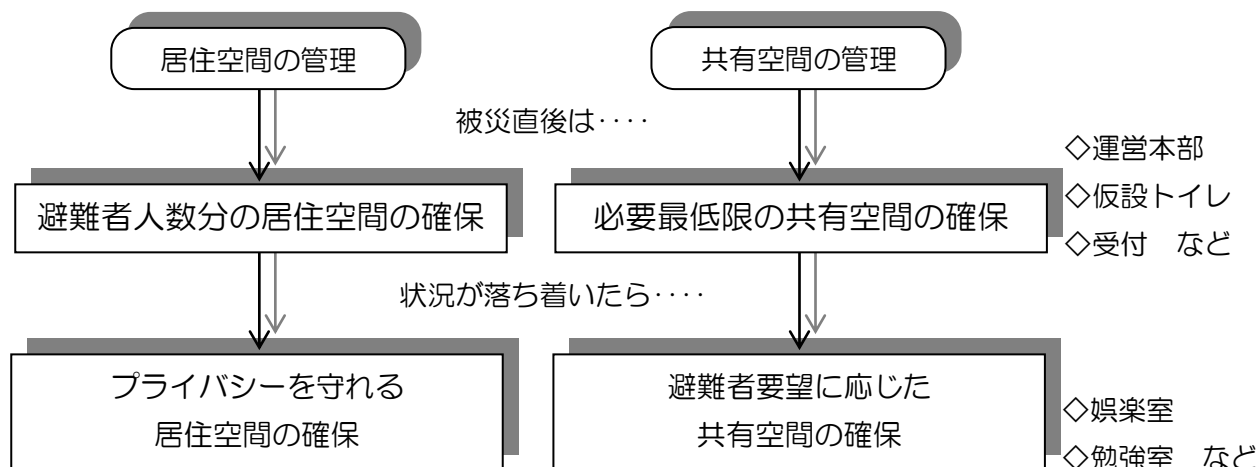
- ① 避難所内のアンケート調査
 - ・ 避難所内のアンケート調査を行い、避難所の今後の見通しなどについて検討する上での材料とします。
 - ・ 調査項目としては次のようなものが考えられます。
 - 自宅の被災程度
 - 今後の住宅確保の見直し
 - 仮設住宅の応募状況
 - など
 - ・ プライバシー保護のために、アンケート結果の取扱には十分注意しましょう。
- ② 避難所外活動
 - ・ 避難所内の運営のみならず、地域全体として復興していくために避難所組織が活動すること

も可能です。地域と協力して活動を行っていきましょう。

- 具体的には、次のようなものがあげられます。
 - 独居老人、障がい者など災害弱者のケア
 - 避難者の引越しの手伝い
 - 地域の復興計画への参加
- ③ メンタルヘルスに視点をおいた活動
 - 大規模災害後、被災体験や避難による生活環境の変化などさまざまな精神的ストレスが増大し、被災地の自殺死亡率が一定期間上昇することが報告されていますので、次のような対応に留意しましょう。
 - 睡眠を確保できる環境の整備に努めてください。
 - 声掛けなど孤立感を和らげるように努めてください。
 - 避難者の様子がおかしいと感じたら、災害対策本部を通じて保健師等に相談してください。

第4 空間配置

避難所で多くの人が共同生活をするためには、様々な共有空間が必要となります。共有空間を快適なものとするためには、決められたルールに従って空間を管理していくことが必要です。



1 居住空間の管理

(1) 居住空間の区画を整理し、通路を確保します。

- ① 居室内の世帯同士の区画境界は、床に敷く敷物で区別するなどして明確に設定します。
- ② 居室内の通路は、各世帯の区画が必ず1ヶ所は面するような形で設定します。

(2) 落ち着いてきたら、個人のプライバシー保護を考慮します。

- ① お互いが顔見知りになり、避難所内の様々なルールが軌道に乗るようになったら、段ボールや仕切り板を用いて個人の空間を保護します。
- ② 学校などでは、施設管理者等の協力を得て、備え付けの机や椅子などを仕切り用に用いることもできます。

(3) 避難者の減少に伴って、居室の移動・班の再編などを行います。

- ① 居室の移動等の実施については、避難所運営会議で決定します。
- ② 居室の移動に伴う混乱を防ぐため、避難者全員にあらかじめ周知徹底を図るとともに決定から実行まで十分な準備期間をおきます。

(4) 復興が進むと学校が再開されます。

- ① 学校と避難所の共存に心がけましょう。

2 共有空間の管理

(1) 避難所には居住空間の他にも、避難者たちが共同で使用する様々な空間が必要となります。

運営本部室

- ・ 被災直後は避難所となる施設の事務室（学校の場合には空き教室など）の一部を避難所運営本部として、施設管理者等と連絡を取りながら対応策を講じていきます。
- ・ 状況が落ちついてきたら、施設の運営から避難所の運営を独立させるためにも、別途部屋を設けましょう。

情報掲示板

- ・ 避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。より多くの避難者の目にふれるように、正面玄関近くに設置することが望めます。

仮設電話

- ・ 災害時には避難所に特設公衆電話（発信のみ可能）を設置します。
- ・ 共有性が高く、居住空間から離れた場所に設置することが理想です。スペースに余裕ができれば、1つの部屋を電話専用室として利用するのも良い方法でしょう。
- ・ 電話使用のマナー（長電話や深夜の電話など）については、ルールを設けて、避難者に守るように呼びかけます。

物資置き場

- ・ 救援物資などを収納、管理するための場所が必要です。特に食料の管理場所については、生鮮食料品が届く可能性があることから、冷蔵庫などの確保が望めます。

物資・食料の配給所

- ・ 物資や食料を配給するための場所を設置します。天候に左右されないためにも、屋根のある場所、もしくは屋外の場合はテントを張ることが望ましいでしょう。

調理室

- ・ 調理室（給食室）などのある場合には、炊き出しや自炊のための調理室として開放してもらえるよう、施設管理者等の協力を得ましょう。その際には、火気に十分注意を払うよう呼びかけます。
- ・ 炊き出しをする場合に備えて屋外の調理場を設ける必要があります。

医務室

- すべての避難所に市災害対策本部等からの救護所が設置されるとは限りません。施設の医務室などを利用して、応急の医療活動ができるような空間をつくります。

福祉避難スペース

- 要配慮者等の専用居室を設けます。日当たりや換気のよい部屋を選び、床に断熱材を敷くなどして、できるだけ休養が取りやすいように考慮しましょう。
- 医務室に近く、静寂を保てる場所がよいでしょう。

更衣室 兼 授乳室

- プライバシーを保護することが困難な避難所の生活においては、更衣のための空間を確保する必要があります。男性・女性・多目的別に中を覗くことができないような個室を設けます。なお、授乳室に関しては女性用更衣室に併設してもよいでしょう。

給水場

- 設置場所は、水の運搬の問題や万が一の漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、室内で1階とすることが望まれます。

ペット飼育場

- ペット飼育場は原則屋外とし、校庭の隅などの鳴き声や臭いが他の避難者の迷惑にならないような場所にしましょう。

洗濯物・物干し場

- 生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。共同で洗濯物を干すことができる場所を確保する必要もあるでしょう。
また、洗濯物を干すための女性専用の空間も確保する必要があります。外部から中を見ることのできないような配慮も必要です。

仮設トイレ

- 原則として屋外に設置します。設置場所は居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないように注意しましょう。
- 高齢者や障がい者などの体の不自由な人のいる居室からは、あまり遠くならないようにすることも必要です。

風呂

- ・ 原則として屋外に設置します。関係業者とも十分に相談する必要があります。

ごみ置き場

- ・ ごみ収集車が利用しやすい位置に、ごみ置き場を設置します。
- ・ 分別収集を原則とし、種類別に集積所を区別します。

飲酒・喫煙

- ・ 非喫煙者への影響や学校敷地内が禁煙になっていること等から、敷地内は原則「禁煙」です。
- ・ 他の避難者への影響等から、敷地内は原則「禁酒」です。

駐車場

- ・ 原則として避難所内敷地（学校のグラウンドなど）への自家用車の乗り入れは禁止です。
- ・ 避難スペースが不足し、一時的に自家用車内に寝泊りしなければならない場合でも、食料や生活物資の運搬車や緊急車両の出入りをさまたげるような場所の駐車は厳禁です。

(2) 避難者が減少し、スペース的に余裕が生まれたら、避難者の要望に応じて次のような共有空間を設けることも検討します。

食堂

- ・ 衛生面から考えると、寝起きする居住空間と食事のための空間は分けることが望めます。空間に余裕ができれば、食事専用の食堂としての空間を設けるとよいでしょう。

子供学習室

- ・ 昼間は子供たちの遊び場として、夜間は勉強のために使用します。
遊ぶ子供の声や、夜間に漏れる照明などの問題があるので、一般の居室からは少し離れている部屋を選びましょう。

娯楽・コミュニケーションスペース

- ・ 消灯時間の制限などをはずした比較的自由に使用できるスペースを設けてもよいでしょう。
 - ・ 1部屋の確保が困難な場合には、廊下の一角に椅子などを置いて、コミュニケーションのスペースとしてもよいでしょう。
- ※ 共有空間の設置については、施設管理者等と十分相談の上、決定しましょう。

第5 生活ルール

多くの避難者が避難所で共同生活していくためには、様々なルールが必要となります。

① 避難所での共同生活には次の項目の生活ルールが必要です。

- 生活時間
 - 起床時間 : △時△分
 - 消灯時間 : △時△分
 - 食事時間 : 朝食 △時△分
 - 昼食 △時△分
 - 夕食 △時△分
 - 運営会議 : △時△分

- 共有空間の利用方法
- 食事
- 清掃
- 洗濯
- ごみ処理
- 喫煙、飲酒
- プライバシー保護
- 火災防止

② 生活ルールは、避難者の目にふれる場所（掲示板、共有部分、居室内）に掲示し、避難者に周知します。〈資料17『避難所生活の心得』参照〉

③ その他、新しい生活ルールが必要になった場合、ルールの改正が必要となった場合には、適宜運営会議で討議します。

第6 感染症対策

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられます。そのため避難所は、感染症が発生しやすい状況にあり、また、集団で生活をしていることから、発生した感染症が拡がりやすい環境があります。このようなことから次の感染症対策に留意しましょう。

なお、感染症法の疾患は1類から5類などに分類され、その感染症によって感染力、重篤性、危険性、感染経路なども異なります。

発生している感染症に応じて専用スペースの設置、空間の確保、マスクや消毒方法など具体の感染症対策も異なることから、下記の基本的な感染症対策とは別に、感染症の発生状況を踏まえた対策をする場合は、市災害対策本部から具体の感染症対策を指示・指導します。

また、市災害対策本部は、感染症の種類や感染拡大状況に応じ、通常の災害発生時よりも多くの避難所の開設や、親戚や友人宅への避難など避難所以外の避難方法の要請、自宅療養者等の対応などを検討することとしています。

感染症対策について協力要請がありましたら、市災害対策本部と連携し適切な対応に努めましょう。

1 避難者等の健康管理

- ① 避難者の傷病等における健康状態については、避難者受入れ時の簡易受付や避難者名簿の作成時に確認しますが、併せて、発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢などのいわゆる感染症が疑われる症状も確認しましょう。
- ② 感染症が疑われる症状が確認された場合は、市災害対策本部に報告し、感染症対策の指示等を受け、専用スペースの設置、避難者への注意喚起など必要な対策を行いましょう。
- ③ 健康状態の確認は、避難者受け入れ時のみに関わらず、避難者からの申告はもとより、活動班、居住組等の活動を通じて定期的に確認するようにしましょう。
- ④ 避難所運営本部などの運営スタッフは、事前に健康状態を確認するとともに、発熱、咳などの感染症が疑われる症状が確認された場合は、上記②と同様に市災害対策本部に報告し必要な対策を行いましょう。
また、症状が改善するまでは、運営作業等に従事しないなど、感染症対策に留意しましょう。
- ⑤ 市中での感染症発生状況や確認された症状等に基づき、市災害対策本部から健康状態の確認方法や具体的な感染症対策が指示された場合は、必要に応じて運営スタッフの体制を整備するなど適切に感染症対策を推進するよう努めましょう。

2 避難所の衛生管理

(1) 手洗い、咳エチケット等の感染症対策の推進

- ① 避難者や避難所運営スタッフは、トイレ使用后、食事前の手洗いなどの感染症対策を行いましょよう。
- ② 発熱、咳などの感染症が疑われる症状が確認された場合は、マスクの着用など咳エチケットに心がけるよう指導しましょう。
- ③ 発熱、咳などの感染症が疑われる避難者に対応する運営スタッフ等は、マスク着用等の感染症対策を行いましょよう。

(2) 避難所の衛生環境の確保

- ① 物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保ちます。
- ② トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て手袋、エプロンを用意し、消毒には次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）を用いて、便器周りを中心に清掃します。
- ③ 消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。（例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。）
- ④ 避難所は土足厳禁にします。
- ⑤ 紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

- ① 避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
- ② 市災害対策本部から特別な感染症対策の指示等が無い場合は、避難者ごとに避難スペースを設置しますが、市中感染の報告や避難者から発熱、咳などの感染症が疑われる症状が確認された場合は、市災害対策本部と協議し、必要な感染症対策を行いましょよう。
- ③ 感染症対策の一例としては、次のような対策が考えられます。
 - 体育館等の居住スペースと隔離する専用スペースの設置
 - 避難者ごとの避難スペースから家族（世帯）単位での避難スペースへの切り替え
 - 家族（世帯）単位の避難スペースごとに一定の間隔（最低1m、可能であれば2m）の確保
 - パーティションやテントを利用した隔離や間隔の確保

離隔が取れる避難所

隣の区画との間隔は1m（可能であれば2m）
を確保することが望ましい

離隔が取れない避難所

パーティション（テント）等を活用して、
家族等の単位で避難

3 発症時等の対応

（1） 感染者の避難又は感染症が疑われる症状が確認された場合の対応

災害時には、自宅療養している感染者が避難して来たり、避難時や避難生活をしている中で発熱、咳等の感染症が疑われる症状が確認される場合があります。自宅療養の感染者の受け入れや感染症が疑われる症状が確認された場合は、市災害対策本部に報告し、指示等に基づき必要な感染症対策を行いましょう。

- ① 自宅療養していた感染者が避難してきた場合は、疾患名の確認、処方薬品の有無、健康状態の確認などを行い、専用スペースを用意するとともに市災害対策本部に報告し、指示等に基づき必要な感染症対策を行いましょう。
- ② 避難者の健康状態の確認において、発熱、咳などの感染症が疑われる症状を確認した場合は、専用スペースに移動させるとともに市災害対策本部に報告し、指示等に基づき必要な感染症対策を行いましょう。

（2） 感染者の受け入れ又は感染症が疑われる症状が確認された場合の感染症対策

- ① 感染症は感染力や重篤性等を考慮して1類から5类等へ分類されており、感染症対策も発生した感染症によって対応が異なります。症状の報告や診断などに基づき必要な感染症対策が指示されますが、次の点に留意して感染症対策に努めましょう。
- ② 感染症対策の一例としては、次のような対策が考えられます。
 - 発熱、咳などの症状がある避難者が確認された場合は、専用のスペースを確保し、有症状者はそのスペースに避難します。
 - 有症状者の専用スペースは可能な限り個室にするとともに、有症状者の専用のトイレと手洗い場を確保します。
 - 有症状者を同室にすることは望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合はパーティションで区切る等の工夫をします。
 - 有症状者の専用スペース、トイレ、手洗い場を確保する場合は、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

なお、ゾーン、動線を分けることができない場合は、トイレや手洗い場の使用の都度、接触する取っ手やドアノブ等の共用部分の消毒を徹底します。

石狩市指定避難所運営マニュアル

沿革

平成28年 3月10日 初 版

平成29年 4月18日 一部修正

平成31年 4月24日 一部修正

令和 3年 3月31日 一部修正

令和 5年 9月28日 一部修正

令和 6年 8月26日 一部修正

令和 7年 10月 一部修正

資料編

資料1	簡易受付名簿	本編	P 3
資料2	避難者名簿記入用紙	本編	P 14
資料3	外泊届用紙	本編	P 15
資料4	訪問者管理簿	本編	P 16
資料5	取材者用受付用紙	本編	P 17
資料6	郵便物等受取簿	本編	P 18
資料7	避難者要望シート	本編	P 21
資料8	物資要請票	本編	P 26
資料9	食料・物資受払簿	本編	P 28
資料10	食料管理簿	本編	P 29
資料11	物資管理簿	本編	P 30
資料12	避難所の被害等チェックシート	本編	P 32
資料13	ペット飼育者名簿	本編	P 38
資料14	健康管理シート	本編	P 39
資料15	ボランティア受付簿	本編	P 41
資料16	避難所記録用紙	本編	P 41
資料17	避難所生活の心得	本編	P 50

No. _____

簡易受付名簿

避難所名 _____

開設期間 年 月 日から 年 月 日まで

番号	世帯	氏名	年齢	学年	住所	町内会名	特記事項 健康状態など
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

避難者名簿

組

あなたと一緒に避難のために来られた方（家族、同居者）の 人員を確認する資料です

ふりがな あなたの氏名	防災上協力できる特技・資格	性別	年齢
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他	
自宅の住所	電話番号		

あなたと一緒に避難してきた家族や同居者を記入して下さい。

ふりがな 氏名	防災上協力できる特技・資格	あなたとの続柄	性別	年齢

人数は6人書けますが、足りない時は用紙をもらって下さい。

計 人

緊急連絡先

緊急時、誰に連絡を取れば良いか必ず記入して下さい。（親戚・友人等）

氏名

住所

電話番号

その他、特別な要望等があれば記入して下さい。

- ※ ペットを連れて来た人は、ペット飼育者名簿の提出が必要です。
- ※ 外泊される方は、外泊届けを書き不在をお知らせ下さい。

この下は記入しないで下さい。

退所の状況・特記事項対応の状況 他	特記事項有無○ ×
	50音区分あ〜わ

外 泊 届

(ふりがな)		居住組
氏 名		組
外 泊 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)	
同 行 者		
緊急の場合の連絡先		

取材者用受付用紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい〉

受付日時		退所日時	
年	月	日	時 分
年	月	日	時 分
代 表 者	氏名		
	所属		
	連絡先（住所・TEL）		
同 行 者	氏名	所属	
取 材 目 的	<p>※ オンエア、記事発表などの予定：</p>		
避難所側付添者 氏名		〈名刺添付場所〉	
特記事項			

郵便物等受取簿

避難所名

避難所運営委員会記入欄				避難者（受取者）記入欄	
番号	郵便局等からの 受付月日	宛 名	郵便物等の種類	受取月日	受取人氏名
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	

避難者要望シート

※避難所における要望等がある場合は、この用紙に記入の上、避難所運営委員会の担当者に提出してください。

避難所名 _____

提出日時	年 月 日 時 分
記入者氏名	

[必要とする物資]

--

[その他要望事項等]

--

食料管理簿

日付	品目	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存可能な食品	米								
	レトルト飯								
	乾パン								
	インスタントスープ類								
	インスタントラーメン								
	缶詰								
炊き出し用の食品	生肉								
	野菜								
	生卵								
	練り製品								
	生麺								
	果物								
飲 料 品	ミネラルウォーター								
	お茶・ウーロン茶								
	ジュース								
	コーヒー								
調 味 料	醤油								
	みりん								
	ソース								
	砂糖								
	塩								
	だしの素								
その他	粉ミルク								

物資管理簿

日付	品目	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着								
		ズボン								
		下着								
		靴下								
		パジャマ								
		防寒着								
	女性衣類	上着								
		ズボン・スカート								
		下着								
		靴下・ストッキング								
		パジャマ								
		防寒着								
	子ども衣類	上着								
		ズボン・スカート								
		下着								
		靴下								
		ベビー服・肌着								
	その他の衣類	大人用靴								
		子供用靴								
		スリッパ								
軍手・手袋										
	生理用品									
	大人用おむつ									
	乳児用おむつ									
	ティッシュペーパー									
	トイレットペーパー									
	シャンプー・リンス									
	石けん									
	洗剤									
	歯ぶらしセット									
	鍋・フライパン									
	包丁									
	皿(平皿・深皿)									
	箸・スプーン・フォーク									

避難所の被害等チェックシート

チェック項目		はい	いいえ
①	建物の全体または一部が損壊している。		
②	建物の基礎が損壊している。または基礎と上部建物がずれている。		
③	建物が傾いている。		
④	建物の周辺で地すべりや崖くずれ、倒木などが発生している。		
⑤	隣接する建築物の損壊による危険がある。 (倒れてくる恐れなどがある。)		
⑥	建物の内部にゆがみがある。または窓ガラスにひび割れがある。		
⑦	建物の内部の壁や柱に亀裂などがある。		

※以上の項目に「はい」が1つでもあった場合は、災害対策本部へ連絡し、他の避難所などへの移動を含め、使用の可否について検討する。

<ライフラインなど>

チェック項目		使用可	使用不可
①	電気		
②	水道		
③	下水道		
④	電話		
⑤	FAX		
⑥	インターネット		
⑦	テレビ		
⑧	暖房		
⑨	トイレ		
⑩	照明器具		
⑪	屋外階段		

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	毛色	その他 (退所日等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

健 康 管 理 シ ー ト

避難所名 _____

避難者数 _____

記入者氏名 _____

日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
-----	---------------------

(人数を記入)

症 状	~9 歳	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳~
発 熱								
下痢・嘔吐								
外 傷								

ボランティア受付簿

年 月 日

避難所名

No.	氏名	電話番号	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

避難所記録用紙

月 日 () 時 分					天気	
人数確認	就寝 (宿泊)	食 事			新規入所者数	人
		朝	昼	夜		
班	人	人	人	人	退所者数	
班	人	人	人	人		人
班	人	人	人	人	献立 朝	
班	人	人	人	人		
班	人	人	人	人	昼	
班	人	人	人	人		
班	人	人	人	人	夜	
班	人	人	人	人		
班	人	人	人	人	本部会議議題（連絡事項・検討事項）他	
班	人	人	人	人		
班	人	人	人	人		
	人	人	人	人	記入者氏名／市への報告日時	
合 計	人	人	人	人	氏 名	
					市への報告	月 日 時 分

6. 外部から電話をもらいたい場合、郵便物を送ってもらいたい場合には…

- ① 避難所の住所および電話番号を正しく自分の知人に知らせてください。
具体的には、以下のように知らせるとよいでしょう。

住 所：「〇〇市〇〇町△ー△ □□小学校避難所内 第〇班（氏名）宛」というように、宛名に記入するようお願いしてください。

電話番号：避難所となっている施設（例：小学校）の代表番号ではなく、避難所運営本部専用の電話がある場合には、その番号を連絡します。

- ② 宅配便や郵便は、トラブルを避けるために、原則として本人以外の受取はしないようにします。

7. 不審な人物（避難所外部の人）を見かけたら…

- ① 不審な人物を見かけたら、速やかに避難所運営本部へ連絡します。
- ② 報道関係者を避難所内で見かけたら、受付で正式な手続きを受けたかどうか尋ねます。

8. 物資や食料に関する要望など、行政へ要請したいことがある場合には…

- ① 各個人が直接、行政（市の災害対策本部）へ要請するのではなく、避難所運営本部会議で検討し、避難所内の情報担当者（もしくは組長）を通じて、避難所の要望として要請するようにします。
- ② 個人で要望がある場合には、組長を通じて避難所運営本部へ意見を出してもらいましょう。

9. 掲示板に情報を掲示したり、他の避難者へ伝言を残したい場合には…

- ① 避難者個人が勝手に掲示を行ってはなりません。情報班へ情報の掲示をお願いします。
- ② 掲示板の管理は、情報班に一任します。みだりに掲示物に記入したり、掲示物を剥がしたりすることのないようにします。
- ③ 他の避難者個人宛へ伝言を残したい場合には、連絡用の伝言BOXへ伝言を残します。
- ④ 伝言BOXは、居住組別に管理されているので、組長以外の方が中の伝言を持ち出すことは避けましょう。

10. 食料・物資を配付する際には…

- ① 食料・物資の配付は、原則として平等です。但し、緊急の場合には、高齢者や子どもなどを優先して配付します。
- ② 食料・物資ともに、居住組単位で配付を行います。その際には、組長がまとめて組員の分を取りに行きます。
- ③ 食料の賞味期限は厳守し、食料を個人でため込むことはしないで下さい。
- ④ 食料・物資の利用は、その担当者の指示に従い、避難者が勝手に持ち出すことが無いようにします。

11. 発災直後、食料や物資が足りない場合には…

- ① 避難所から行政に人数分の食料・物資を要請します。足りない場合には、各避難者同士で食料を分け合って、できる限り全員に行き届くように心がけます。
- ② 自宅への立入りが可能な場合には、一旦自宅へ戻って、備蓄食料や毛布などを避難所へ持ち寄りましょう。

12. ゴミを捨てるには…

- ① ゴミは必ず分別し、避難所内で定められたごみ集積所へ捨てます。
- ② 個人のゴミは個人で、また、各共同作業(例：炊き出しなど)で出るゴミは、作業の担当者の指示に従って捨てます。

13. 喫煙・飲酒

- ① 非喫煙者への影響や学校敷地内が禁煙になっていること等から、敷地内は原則として、禁煙とします。
- ② 他の避難者への影響等から、敷地内は原則として、禁酒とします。

避難行動要支援者 支援マニュアル

【第2版】

平成30年9月

石狩市

はじめに

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと言われています。また、災害時の支援者である消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の方が犠牲となっています。

この教訓を踏まえ、国では災害時に自ら避難する事が困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年に災害対策基本法を改正したところです。

要介護認定者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。

石狩市は、災害発生時に一人でも多くの方の命を守るという重要な目標を達成するため、避難行動要支援者制度を実施しています。

避難行動要支援者制度の概要

災害が発生した場合、私たちはパニック状態になります。そんな時、私たちは自分の身の安全を守らなければなりません。もっと厳しい状況で自分を守らなければならない人たちがいます。特に、自力で避難することが困難な方々には、行政機関はもとより地域住民による支援活動が不可欠です。

避難行動要支援者制度は、災害発生時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、その名簿を消防や警察など避難支援等関係者に平常時から提供するというものです。これにより、避難支援等関係者は、平常時から要支援者の支援対策等を検討し、災害時における安否確認や避難支援が円滑に行われるようになります。



避難行動要支援者とは・・・

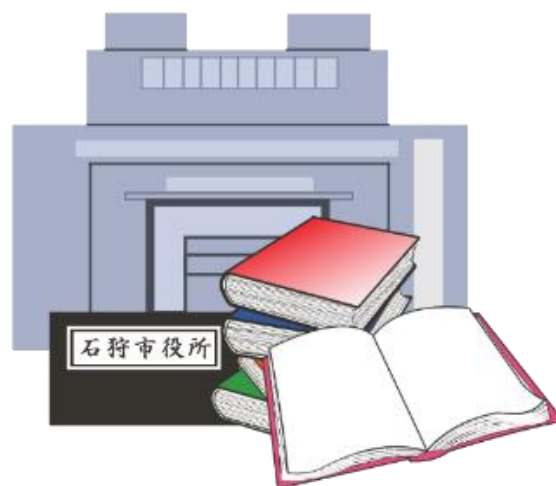
避難行動要支援者として名簿に掲載される方は、生活の基盤が市内の自宅にあり、次のいずれかに該当する方です。また、これまで災害時等における安否確認を希望する方々から事前に登録申請を受け、市が作成した災害時要援護者名簿に記載されていた方も名簿に掲載されています。

※災害時要援護者制度とは※

平成16年から開始した制度で、支援を受けたい希望者を募り、市が名簿を作成し、災害時の避難誘導や安否確認等を支援するというもの。避難行動要支援者制度の開始に伴い廃止となる。

名簿に掲載される方

- 要介護認定2～5の方
- 身体障害者手帳が下表の方
- 療育手帳Aの方
- 精神障害1・2級の方
- 難病患者で身体障害1・2級の方
- 従来の災害時要援護者名簿に登録されていた方など



障害の種別		障害の級別
視覚障害		1級又は2級
聴覚障害		2級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1又は2級の2
	下肢	1級又は2級
	体幹	1級又は2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能
		1級又は2級
呼吸器機能障害		1級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級
小腸機能障害		1級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級又は2級
肝臓機能障害		1級又は2級

名簿の配布先は・・・

避難行動要支援者名簿は、災害時のみならず、平常時から避難行動要支援者の力となっていていただく避難支援等関係者の方に配布します。

避難支援等関係者とは、下記の方々を指します。



消防署



警察署



民生委員 社会福祉協議会



町内会及び自治会

- ※ 災害時等における避難支援については、避難支援等関係者や地域の支援者による任意の協力として、可能な範囲でお願いするものです。
法的な責任や義務を負うものではありません。

名簿の中身は・・・

名簿には避難行動要支援者の方の下記の情報が掲載されています。

- 氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由



- ※ 名簿には個人情報に掲載されていますので、取扱いには十分注意してください。

- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の13の規定により名簿情報の提供を受ける者に守秘義務が課せられます。
- ・ 避難行動要支援者名簿を取り扱う者は必要かつ最小限に限定し、コピーは厳禁です。
- ・ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管する等、厳重に保管してください。

名簿はいつ使う？

名簿は、避難支援等関係者に平常時から提供されます。地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者と避難支援等関係者が、お互いの理解のうえで、名簿情報に基づき具体的な避難行動等について検討することが可能です。

災害が発生し、石狩市から避難情報が発令された際等には、この名簿を活用し、避難行動要支援者の方の避難を誘導するほか、避難行動要支援者の方の安否確認も行います。

各避難所に避難所運営本部が設置されるので、安否確認後は、その情報を各避難所運営本部で集約し、携帯電話や防災行政無線（設置されていれば）などを利用して、石狩市災害対策本部に報告します。

災害時に備え、普段から自主防災訓練等により、地域防災力を高めておくことがとても重要です。

名簿の更新は・・・

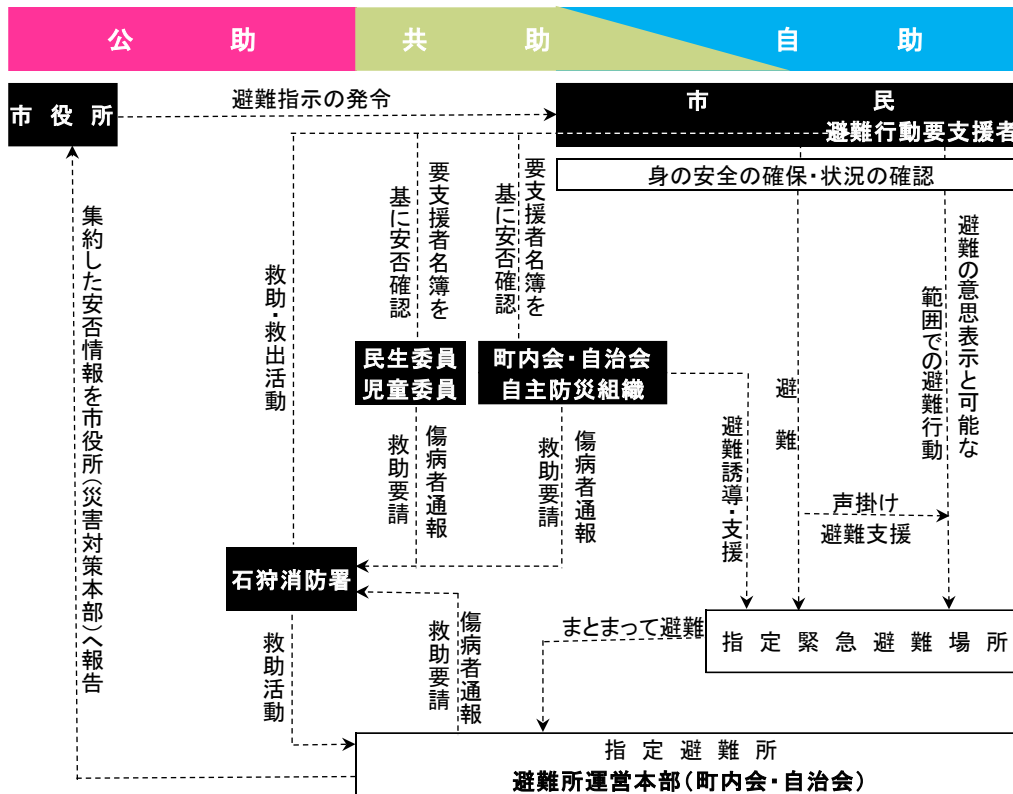
名簿は、年1回のサイクルで石狩市が避難行動要支援者の方の情報を確認し、必要に応じて更新作業を行います。名簿の更新があった場合は、各配布先である避難支援等関係者の方へ石狩市から連絡を行います。

※ 更新した名簿の配布は、既存の名簿との交換になります。名簿は責任を持って管理し、絶対に無くさないようお願いします。

- ・最新となった避難行動要支援者名簿に係る名簿情報の提供を受けた場合は、既に提供を受けた名簿情報に係る避難行動要支援者名簿を直ちに石狩市総務部危機対策課に返却してください。

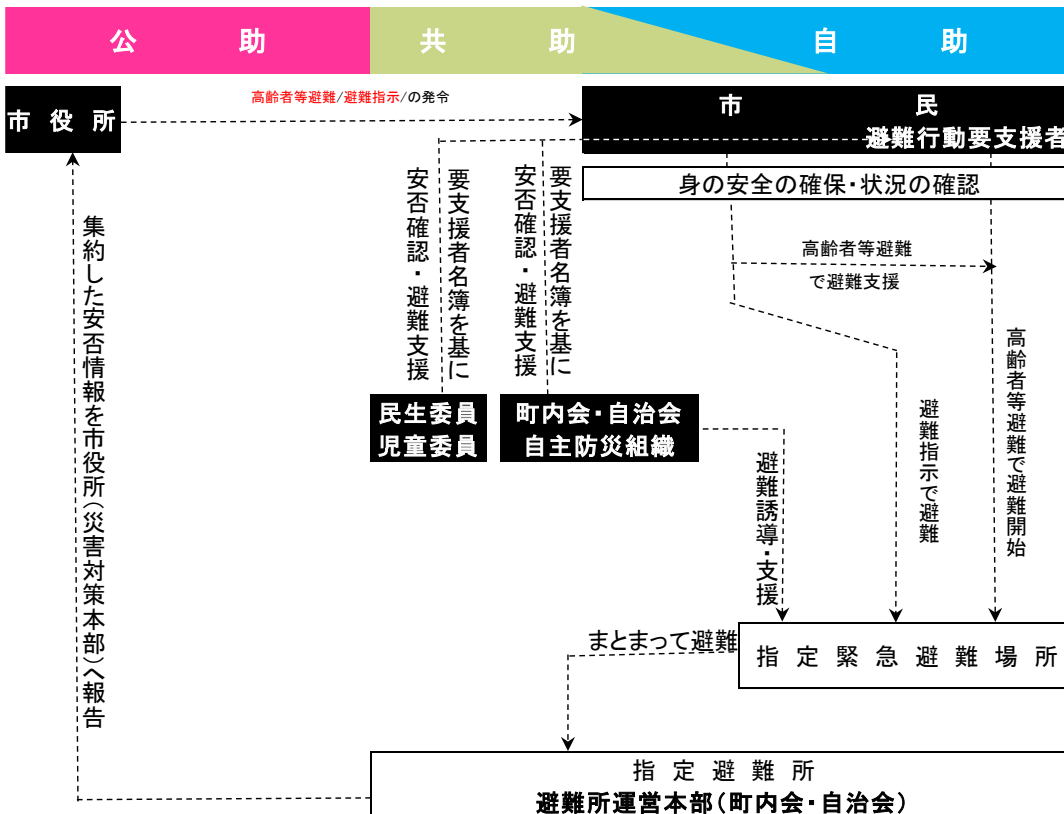
災害時における運用のイメージ

地震や津波など、すぐに避難の必要がある災害が発生



災害時(すぐに避難の必要がある場合)フロー

大雨や土砂災害など、事前に危険を予測できる災害



災害時(事前に危険を予測できる場合)フロー

支援される人・支援する人

災害発生時に支援される側となる避難行動要支援者と、支援する側となる避難支援等関係者が、平常時からお互いのことを十分に理解しておくことで、災害時の避難行動がスムーズになり被害の減少に繋がります。

・目の不自由な方のために _____

普段は問題なく生活している場所でも、災害によって安全に行動できなくなります。その結果、危険を回避することが困難となることから、周りの人の協力がとても大切です。

(1) 自分の身を守るために

- ① 日ごろから近所の人とコミュニケーションをとり、災害時の支援をお願いしておきましょう。また、災害時の合図（笛など）も決めておきましょう。
- ② 外出時に災害が発生したときは、周りの人に目の不自由なことを伝え、支援をお願いしましょう。

(2) 目の不自由な方を守るために

- ① まず、声をかけ、どんなお手伝いができるかを尋ねましょう。
- ② 誘導する際は、ひじをつかんでもらい、階段などの段差に気を配り、ゆっくり歩きましょう。
- ③ 災害の状況や必要な情報を伝え、安心感を持ってもらいましょう。
- ④ 行き先や方向などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

・耳の不自由な方のために

音からの情報判断が困難となり、テレビやラジオ、電話での情報収集が難しく、適切な行動と状況の認識が不十分となります。周りの人が協力して安全な行動を支援することが大切です。

(1) 自分の身を守るために

- ① 外出時は、筆談のため常にメモと筆記用具を携帯しましょう。
- ② 重要な情報は音声によるものが多いため、筆談などで積極的に情報収集に努めましょう。

(2) 耳の不自由な方を守るために

- ① 音声による情報が伝わりにくいため、筆談や手話、身振りなどで適切な情報を提供しましょう。
- ② 口の動きで言葉を理解できることもあります。できるだけ大きく口を開けて話しかけましょう。
- ③ 通信回線が機能しているときは、FAXやインターネットなども情報提供の手段に活用しましょう。
- ④ 停電の際には、懐中電灯で自分の口元を照らして話しましょう。

・音声言語障がいの方のために

助けを求めるなど、自分の状況を伝えることが困難となりますので、周りの人の支援が最も大切です。

(1) 自分の身を守るために

① 状況により、筆談も効果的な場合があります。メモや筆記具の携帯に心がけましょう。

(2) 音声言語障がいの方を守るために

① 相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。

② メモなどを活用して情報の提供に努めましょう。

・ **肢体の不自由な方のために** _____

自力で災害に対応する行動が制限されることもあり、周りの人の支援が大切です。

(1) 自分の身を守るために

① 車いすや歩行補助具など避難時に必要なものは、すぐに使える場所におきましょう。

② 災害が起きても車いすの通行に支障のないよう、通路の確保を心がけましょう。

(2) 肢体の不自由な方を守るために

① 肢体の不自由な方には進んで声をかけ、適切な情報提供と支援に努めましょう。

② 行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

・ **内部障がいや病気の方のために** _____

災害の状況によっては、通院することが困難な場合もあります。人工透析や

インスリン注射など、時間的な課題も考慮に入れて日ごろから対処方法を検討しておくことが必要です。

(1) 自分の身を守るために

- ① かかりつけの医師に、災害時や通院できない時の対処を確認しておきましょう。
- ② 本人や家族の方は、緊急時の医療機関の連絡先を控えておきましょう。
- ③ カレンダー等に、かかりつけの病院を記入し、支援者にわかるよう、家の中の壁に貼っておきましょう。

(2) 内部障がいや病気の方を守るために

- ① 緊急時の医療機関に連絡するなど、その後の対応にも協力しましょう。

・判断能力が不十分な方のために _____

災害の発生による環境等の変化によって、精神的な動揺が高まることがあります。恐怖感を与えないように周りの人は、絶えず言葉をかけることが大切です。

(1) 自分の身を守るために

- ① 日ごろから服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。
- ② 隣近所に、万一の場合の協力についてお願いしておきましょう。

(2) 判断能力が不十分な方を守るために

- ① 精神的な動揺を極力和らげてあげるように、安心できる言葉をかけ続けましょう。

- ② 避難するときは、行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

・ **高齢や病気により介護が必要な方のために** _____

高齢者は、年齢とともに運動機能が衰え、また病気なども伴って、災害時の適切な対応が困難となります。

(1) 自分の身を守るために

- ① 日ごろから家族の方と隣近所の方とのふれあいを通して、万一の対応など協力を依頼しておきましょう。
- ② 常備薬や緊急時の措置（通院ができない場合など）について、あらかじめ医師と相談しておきましょう。
- ③ 寝たきりの方については、家族だけでの対応が困難となります。隣近所の協力をお願いしましょう。

(2) 高齢や病気により介護が必要な方を守るために

- ① 寝たきりの方の避難には、担架などを活用する必要があります。できれば準備しておきましょう。簡易担架の作り方も覚えておくと役立ちます。

・ **一人暮らしの高齢者の方のために** _____

災害に備えた生活空間の安全対策（家具等の転倒、落下防止など）が不十分であったり、隣近所との付き合いが少ないときは、災害情報の伝達、適切な行動や支援を受ける機会を逸してしまったりするおそれがあります。

(1) 自分の身を守るために

- ① 普段から隣近所とのコミュニケーションを密にして、災害時の緊急情報の提供などの協力をお願いしておきましょう。
 - ② 緊急時の連絡先など、必要な事項はカレンダー等に記入し、家の中の壁に貼っておきましょう。また、手帳などにも記入し携帯しましょう。
- (2) 一人暮らしの高齢者の方を守るために
- ① 常日ごろから隣近所のふれあいが大切であり、見守りあえる関係を培いましょう。
 - ② いざと言う時のために、地域の高齢者クラブ等への入会など、社会参加を積極的に呼びかけましょう。

避難のときの持出品（参考）

非常時持出品【1日分程度】

- ・貴重品（現金、印鑑、保険証、免許証、通帳など）
- ・必需品（眼鏡、コンタクトレンズ、入れ歯など）
- ・非常食、飲料水（1人1日3ℓ）
- ・衣類（下着、ジャンパー、雨具、手袋など）
- ・ヘルメット、安全帽
- ・ラジオ（電池式や手回し式など）
- ・懐中電灯
- ・ホイッスル（笛）

- ・ナイフ、缶きり
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー
- ・ライター、マッチ
- ・食器類（スプーン、はし、カップ）
- ・ビニール袋
- ・筆記用具、ノート
- ・毛布、寝袋
- ・救急セット（傷薬、ばんそうこう、ガーゼなど）
- ・常備薬（処方薬など7日分）、お薬手帳など・・・

日ごろから備えておくもの（参考）

非常時備蓄品【最低3日分・出来れば1週間程度】

- ・非常食、飲料水（1人1日3ℓ）
- ・紙オムツ、粉ミルク
- ・食器類（スプーン、はし、カップ）
- ・カセット式コンロ、スペアガス
- ・予備の乾電池
- ・洗面具（歯ブラシ、タオル、石鹸など）
- ・消火器など・・・

その他、要支援者が必要な物の例

- ・ 障害者手帳、療育手帳、介護保険証
- ・ 老眼鏡
- ・ 入れ歯と入れ歯ケース
- ・ 入れ歯用殺菌剤
- ・ 補聴器
- ・ つえ
- ・ 吸引器
- ・ 吸入器
- ・ ストマ装具
- ・ 点字版
- ・ 補装具（義肢、車イスなど）
- ・ 携帯用酸素ボンベ
- ・ 大人用オムツ

－ 3 石狩市重症急性呼吸器症候群（SARS）対策マニュアル

1. 経緯と趣旨

平成14年冬から15年春に、東アジアを中心に猛威をふるった重症急性呼吸器症候群（SARS）は、平成15年7月上旬の制圧宣言により、一応の終息を見た。

その間、国はSARSを感染症法に定める「新感染症」に指定し、空港や港湾など水際での検疫強化と各都道府県に対し厳重な予防対策を講じるよう指示した。また、道は患者発生に迅速かつ適切な対応ができるよう平成15年4月末に「北海道SARS対策行動計画」を策定した。

平成15年7月、SARSの取扱いが「新感染症」から「指定感染症」に改められたことを受け、「北海道SARS対策行動計画」改訂版（第3版）が作成された。平成15年11月5日、国は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正を行い、SARSの「指定感染症」を「一類感染症」に変更したことから、道は「一類感染症」への移行に伴う行動計画を改訂（第4版）した。

その後、平成22年4月1日付けの道の組織機構改正に伴う組織名称の変更に伴って改訂された行動計画（第5版）が、道の「北海道SARS対策行動計画」最新版である。

本マニュアルは、「北海道SARS対策行動計画（第5版）」に準拠し、SARSの症例（疑い例、可能性例、確定例）が発生した場合の市の対応を定めたものである。

SARSに関する医療相談については、江別保健所で実施するが、市及び市の出先機関にも同様の問い合わせが予想される。

その際に、誤った対応がないよう、全職員が共通の認識にたつて対処するために基本的な対応策を定めるものである。

2. 重症急性呼吸器症候群（SARS）患者、疑似症患者等の判断基準（北海道SARS対策行動計画より抜粋）

（1）SARS患者の定義

SARSコロナウイルスの感染による重症急性呼吸器疾患である。

（2）臨床的特徴

多くは2－7日、最大10日間の潜伏期間の後に、急激な発熱、咳、全身倦怠、筋肉痛などのインフルエンザ様の前駆症状が現れる。2－数日間で呼吸困難、乾性咳嗽、低酸素血症などの下気道炎が現れ、胸部CT、X線写真などで肺炎像が出現する。肺炎になった者の80－90%が1週間程度で回復傾向になるが、10－20%がARDS（Acute Respiratory Distress Syndrome）を起し、人工呼吸器などを必要とするほど重症となる。致死率は10%弱。WHOは推計として15%と発表している。

（3）報告の基準

〔1〕「患者」の判断基準

診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、以下の方法によって病原体診断や血清学的診断がなされたもの。

【材料】鼻咽頭ぬぐい液、喀痰、尿、便、血清など

- ・病原体の検出：ウイルス培養検査
- ・病原体の遺伝子の検出：RT-PCR法
- ・血清抗体の検出：酵素免疫測定法（ELISA）又は免疫蛍光法（IFA）

注）これらの検査所見（特にRT-PCR、ウイルス分離）で陰性になった場合であっても、SARSを否定することはできない。この場合には、医師の総合判断により、疑似症例として取り扱うこととする。

〔2〕「疑似症患者」の判断基準

疑似症の診断：臨床所見、渡航歴などにより判断する。

以下の①又は②に該当し、かつ③の条件を満たすものとする。

①平成14年11月1日以降に、38度以上の急な発熱及び咳、呼吸困難等の呼吸器症状を示して受診した者のうち、次のいずれか1つ以上の条件を満たす者

- (一) 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
- (二) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域（WHOが公表したSARSの伝播確認地域）へ旅行した者
- (三) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域（WHOが公表したSARSの伝播確認地域）に居住していた者

②平成14年11月1日以降に死亡し、病理解剖が行われていない者のうち、次のいずれか1つ以上の条件を満たす者

- (一) 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
- (二) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域（WHOが公表したSARSの伝播確認地域）へ旅行した者
- (三) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域（WHOが公表したSARSの伝播確認地域）に居住していた者

③次のいずれかの条件を満たす者

- (一) 胸部レントゲン写真で肺炎、または呼吸窮迫症候群の所見を示す者
- (二) 病理解剖所見が呼吸窮迫症候群の病理所見として矛盾せず、はっきりとした原因がないもの

注) 他の診断によって症状が説明できる場合は除外すること。

※1 従来の「疑い例」の取扱いについて

国が示した通知では、SARS患者及び疑似症患者について、医療機関からの報告対象としているが、「症例定義の改正とそれに伴うSARSコロナウイルスの行政検査の実施等について(SARS対策第13報)」(平成15年5月8日健感発第0508002号)の別紙1における疑い例についても、感染症発生動向調査の一環として報告することとなっている。

なお、この通知の中で、WHOが公表したSARS伝播確認地域は現時点において存在しないが、今後新たにSARS感染者が発生し、WHOが伝播確認地域として公表した場合において、当該地域を旅行又は居住し、かつ、発熱等の症状のある者は、疑い例として対応する

3. 感染症法上の取扱い

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正（平成15年11月5日）に伴い、「一類感染症」として取り扱う。

4. 石狩市において感染症・可能性・確定例の発生が予想される場合

(1) 石狩湾新港における繋留船の乗組員の場合

本市では、石狩湾新港を抱え、SARS伝播確認地からの貨物船の入港も想定されることからSARS発生が懸念されるが、入港する船舶は、他の港湾で検疫を受け、安全が確認された船舶のみ入港が許可されることから発症の可能性は極めて少ないものとする。

しかし、万一の発症患者の発生に備え対応策を定める。

(2) 海外旅行をした市民から熱（38度以上）がある等の健康相談を受ける場合

市内在住の市民から「疑い例」としての健康相談を受けることが想定されることから、その相談窓口を決め対応策を定める。

5. 対応

(1) 連絡体制

① 医療相談があった場合

※SARS情報については、保健推進課が窓口になるので、外部から通報（相談含む）を受けた場合は、速やかに保健推進課へ連絡する。

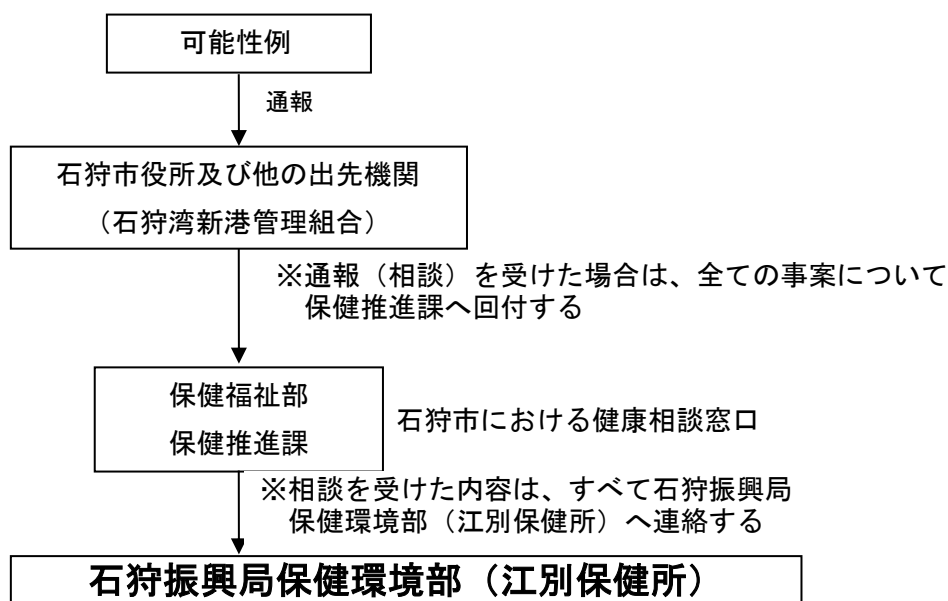
保健推進課に対し、住民から相談があり、その内容から保健所が、SARSが疑われると判断した場合には、マスク（外科用又は一般用＝2～3枚重ねがよい）着用を指導し、道が認めた「SARSに係る初期診療医療機関」（政令市を含む。）を紹介し、受診を勧める。また、相談内容を全て石狩振興局保健環境部（江別保健所）へ連絡する。

なお、受診に際しては、本人及び保健所から事前に受診先の医療機関に連絡の上、他の外来患者との接触を極力避けてもらうよう伝えること。

また、伝播確認地域に旅行した者又は患者に濃厚接触した者からの相談で、症状が「疑い例」を満たしていない場合でも、10日以内に38度以上の急な発熱、あるいは、咳、呼吸困難などの呼吸器症状が現れた場合には、マスク着用を指導し、直ちに初期診療医療機関を受診するよう指導する。

上記の医療相談を受けた場合は、下記フローに基づき通報する

通報のフロー



相談者から最終的な健康相談を受け、必要に応じて北海道の指定する医療機関（市立札幌病院南ヶ丘診療所）への受診を進める。

② 夜間・休日の連絡体制

市職員が夜間・休日等に症例を確認若しくは通報を受けた場合は、相手方の住所・氏名・電話番号を確認の上、災害対策連絡系統図に基づき保健推進課長に連絡する

(2) 患者の収容等

患者の発生を確認した場合は、上記フローに基づき江別保健所に通報し、江別保健所長が入院勧

告を行うとともに都道府県の責務として江別保健所が移送（収容）を行う。

この際の収容先（受け入れ医療機関）は道が認めた医療機関（市立札幌病院南ヶ丘診療所）となる。

（3）消毒・汚染除去

保健所長は、SARSの発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、次の措置を講ずることができる。

- a SARSコロナウイルスに汚染された場所又は汚染された疑いがある場所などについて、その場所の管理をする者に対し、消毒を命じ、又は市町村に消毒するよう指示すること。
- b SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命じ、又は市町村に駆除するよう指示すること。
- c SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、その移動を制限し、消毒、廃棄その他必要な措置を命じ、又は市町村に消毒するよう指示し、若しくは当該職員に廃棄その他必要な措置をとらせること。
- d SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動等を制限すること。
- e SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

上記により、保健所長から市に指示があったときは、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度の措置を実施する。

SARSは、飛沫感染及び体液等の汚染により接触感染が疑われることから、SARS症例患者が接触した部分を重点に行なう。

患者の住居等については、患者又は家族に消毒を実施するよう指導し、その他の施設は、原則として当該施設の管理者が保健所の指導のもと実施するが、困難な場合にあっては、保健所が消毒を実施する。

①公共施設の場合

庁舎管理者（総務課長等）は、石狩振興局保健環境部（江別保健所）の指導のもと次により消毒を行う。

- 【対象】
- ・エレベーター（昇降機）
エレベーターの呼び出しボタン、停止階ボタン
 - ・建物への出入口
建物への出入口にあるドアノブやハンドルなど不特定の人が触れる部分
 - ・共用のトイレ
共用のトイレ、給水場所など
- 【方法】
- ・界面活性剤をぬるま湯に溶かしたもの（台所用合成洗剤として濃度0.5%以上）に浸した雑巾で2度拭きする。

②家庭の場合

保健所の指導により消毒を実施する。

6. 広報及び情報提供

（1）基本的な考え方

- ・市民の不安軽減を図り、まん延防止措置を円滑に実施するために、SARSに関する正しい知識の普及や適切な感染防止対策などについて、積極的に広報・情報提供を行う。
- ・WHO、厚生労働省や国立感染症研究所など関係機関情報の収集を積極的に行い、随時、新しい情報の提供に努める。

- ・ SARSの発生時には、直接的な健康被害の他に、感染不安に伴うパニックへの対応も必要となる。

(2) 情報の提供

[1] 情報収集

- ① 厚生労働省からの通知及びホームページ
- ② 国立感染症研究所（感染症情報センター）のホームページ
- ③ 国立国際医療センターのホームページ
- ④ WHOのホームページ
- ⑤ CDCのホームページ
- ⑥ 日本医師会のホームページ

[2] 市民向けの情報

- ① 市広報、HP等を活用したSARSに関する知識の普及
- ② 道庁ホームページに掲載される重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する情報
- ③ 海外渡航者に対する注意喚起パンフレットの配布
- ④ 新聞紙面・テレビなどマスメディアを活用しての注意喚起
- ⑤ 保健所における相談体制の強化

－ 4 大雪対策マニュアル

大雪対策マニュアル

1 体制

(1) 災害対策本部の設置検討

市の区域内において、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を実施する必要があると認めたときは、市は災害対策本部の設置を検討する。

災对本部を設置したときは、直ちに各対策部長から、各班員に通知する。

(2) 警戒体制会議の設置（災害対策本部設置までに至らない場合）

大雪ではあるが、災害対策本部の設置までに至らない場合、内部組織として警戒体制会議を設置し、雪害に対処する。

災害警戒体制会議（代表：副市長）

総務部長、危機管理監、企画政策部長、産業振興部長、財政部長、環境市民部長、福祉部長、健康推進部長、建設部長、水道部長、学校教育部長、社会教育部長、厚田支所長、浜益支所長、石狩消防署長

2 配備体制及び職員の動員

職員の配備体制は、「情報収集」、「第1配備」、「第2配備」、「第3配備」の体制とする。

職員の動員は災害対策連絡系統図に基づき行うこととする。

(1) 情報収集体制 暴風雪・大雪警報等の発表や、気象に関する情報を受けたとき。

・大雪注意報 30cm以上（12時間で）

・大雪警報 50cm以上（12時間で）

(2) 第1配備 暴風雪・大雪警報が発表され、局地的に災害の発生が予想される時。

(3) 第2配備 広域にわたる災害の発生、又は被害が甚大であると予想される時

(4) 第3配備 広域にわたる災害の発生又は被害が甚大であると予想される場合で、自衛隊に対する災害派遣要請を必要とする時。

3 情報収集

下記の事項について、所管課で情報収集した上で、災害対策本部（警戒体制会議）及び各関係機関に情報を提供することとする。

項目	担当部課	連絡先
気象情報	総務部危機管理課	札幌管区気象台 TEL 011-676-5025
停電の状況		北海道電力ネットワーク株式会社 札幌北ネットワークセンター TEL 011-772-7101
道路交通情報	建設総務課	北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所 TEL 011-854-6111 北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所 TEL 0125-22-4147 北海道札幌建設管理部当別出張所 TEL 0133-23-2220
公共交通機関の運行状況 (北海道中央バス株式会社)	企画課交通担当	北海道中央バス株式会社石狩営業所 TEL 0133-74-2325
ごみの収集状況	環境市民部ごみ・リサイクル課	ごみ収集委託業者
学校の除雪・臨時休校	学校教育部総務企画課	各学校
公共施設の除雪・運営状況	各施設管理者	各施設

4 職員の出勤状況及び公共施設の除雪状況の把握

- (1) 本庁舎及び出先機関の職員の出勤状況の把握
 - ・本庁舎職員の応援出勤可能職員の把握

5 道路除雪

- (1) 市道のうち特に交通確保を必要とする主要道路について実施する。
 - ・幹線市道、バス路線、細街路、通学路
 - ・除雪作業の支障となる「放置車両」を排除する。
- (2) 国道、道道については、道路管理者へ除雪要請を行う。
 - ・国道：札幌開発建設部札幌道路事務所（TEL 011-854-6111）
札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎（TEL 0133-23-2074）
札幌開発建設部滝川道路事務所（TEL 0125-22-4147）
 - ・道道：札幌建設管理部当別出張所（TEL 0133-23-2220）

6 その他施設の除雪

- (1) 消火栓、防火水槽（消防活動を考慮）
- (2) 公共施設
- (3) 市営住宅

7 災害時要援護者対策（高齢者、独居老人、障がい者宅）

高齢者、障がい者の安否確認及び必要に応じた除雪作業を行う。

8 市民への呼びかけ

報道機関及び町内会（自主防災組織）を通し、落雪注意、暖房設備、灯油タンク、煙突の点検を呼びかける。

9 他の機関への応援要請

- ・自衛隊災害派遣要請

災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊の派遣については、石狩市地域防災計画のⅠ共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」による。

10 除雪対策

通常予算を超えることが予想される場合、予備費の充当等で対応する。

配備体制フロー

【非常配備体制基準】

雪害				
種 別	配備時期	活動内容	配備要員	
情報収集体制	○暴風雪・大雪警報等の発表や、気象に関する情報を受けたとき ○その他警戒体制会議で必要と認めたとき	○気象情報等の収集 ○第1 配備体制への移行準備	災対本部 総務部危機管理課、《建設対策部》 応急対策班 石狩消防署当務職員 ※その他関係施設の管理所管	現地災対本部 《地域対策部》 厚田消防支署当務職員 浜益消防支署当務職員
第1 配備	○暴風雪・大雪警報等の発表され、局地的に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ○その他市長が必要と認めたとき	○気象情報及び災害情報の収集及び伝達 ○被災地または被災予想地区への警戒巡視 ○防災関係機関との連絡調整 ○初期の災害対策活動 ○災対本部体制への移行準備	災対本部 《総務対策部》 総務班、情報収集班 《避難対策部》 避難支援班、避難所班 《建設対策部》 応急対策班 《教育対策部》 施設班、幼保学校班 《石狩消防署》 当務職員等	現地災対本部 《地域対策部》 《生活対策部》 《教育対策部》
第2 配備	○広域にわたる災害の発生、又は被害が甚大であると予想されるとき ○その他市長が必要と認めたとき	○災対本部設置 ○全職員が総力を挙げて応急活動に対処する体制	全職員 《石狩消防署》 全石狩消防署職員	
第3 配備	○広域にわたる災害の発生又は被害が甚大であると予想される場合で、自衛隊に対する災害派遣要請を必要とするとき ○その他市長が必要と認めたとき	○災対本部設置 ○全職員が総力を挙げて応急活動に対処する体制 ○避難所担当職員は各収容避難所に直接参集	全職員 《石狩消防署》 全石狩消防署職員	

避難指示の発令判断・伝達マニュアル
(津波災害編)

令和 6年 5月

石 狩 市

【 目 次 】

1	避難指示の発令対象とする津波災害	P 2
2	避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域	P 2
3	避難指示の発令対象となる人	P 2
4	避難指示の発令を判断するための情報	P 3
5	避難指示の発令により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	P 3
6	避難指示の発令基準	P 4
7	避難指示の解除基準	P 4
8	協力・助言を求めることのできる機関	P 5
9	避難指示の伝達方法	P 5
10	避難指示の伝達文	P 6
別添	大津波警報、津波警報発表時の避難指示エリアについて	P 7
	津波浸水想定区域図	P 9

1 避難指示の発令対象とする津波災害

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年123号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

対象区域は、別添「津波浸水想定区域図」のとおり

(1) 大津波警報の発表時

- ・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波災害警戒区域等）
- ・ただし、津波の浸水範囲は浸水想定に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を考慮する。

(2) 津波警報の発表時

- ・津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する。

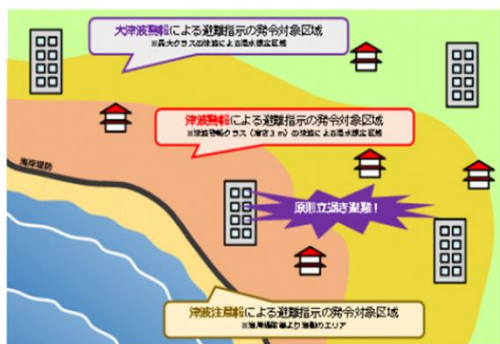
(3) 津波注意報の発表時

- ・津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。
- ・海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、立ち退き避難の対象とする。

※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令対象となるのは、「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 避難指示の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目途に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このときの予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で、予想される津波の高さが数値で示される。

津波予報の種類	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m<予想高さ	10m超	巨大
	5m<予想高さ≤10m	10m	
	3m<予想高さ≤5m	5m	
津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)

5 避難指示により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。

※ 災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

6 避難指示の発令基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。

〈避難指示の発令基準〉

基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域(当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域)
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7 避難指示の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報・津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台（地震・津波ホットライン） 【電話番号 011-621-4320】	・ 気象、津波の警報等に関する事
北海道建設部土木局河川砂防課 【電話番号 011-231-4111】（内29-423）	・ 港湾区域外の海岸に関する事 ・ 災害対策用機械等の支援に関する事 ・ 直轄施設の被害情報に関する事
石狩振興局地域創生部危機対策室 【電話番号 011-204-5818】	・ 災害情報及び被害情報に関する事 ・ 避難対策に関する事
石狩湾新港管理組合 【電話番号 64-6661】	・ 石狩湾新港港湾区域の海岸に関する事

9 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
危機対策課	北海道防災情報システムへの入力（Lアラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話所持者
		Yahoo!等	PCユーザー等
	石狩市メール配信サービス	事前登録者	
	石狩市公式X	フォロワー等	
	石狩市公式LINE	石狩市公式LINE登録者	
	電話又はFAX	町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者	
電話又はFAX	石狩振興局地域創生部危機対策室 北海道開発局札幌開発建設部 札幌管区気象台 北海道札幌方面北警察署		
防災行政無線	無線放送（同報系）	住民等	
	緊急速報メール		
厚田・浜益支所	電話又はFAX	町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者	
厚田支所	防災行政無線（同報系）	住民等	
本庁・浜益支所・新港管理組合	広報車による広報	住民等	
秘書広報課	ホームページへの掲載	PCユーザー等	

高齢者支援課	電話又はFAX	要配慮施設
教育委員会	電話又はFAX	学校等
石狩北部地区 消防事務組合	消防車による広報 電子メール	住民等 消防団

10 避難指示の伝達文

(1) 避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送※1
- こちらは、防災石狩市です。
- 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、沿岸の津波浸水想定区域に避難指示を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、津波に対応した避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(2) 避難指示の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況下において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送※1
- こちらは、防災石狩市です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波のおそれがあるため、沿岸の津波浸水想定区域に避難指示を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、津波に対応した避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(3) 避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送※1
- こちらは、防災石狩市です。
- 津波注意報が発令されたため、海岸や河口など水辺にいる方を対象に避難指示を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※1 「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

【緊急速報メールの文例（避難指示（大津波警報）・北海道防災情報システムを使用した場合）】

石狩市：避難指示
 月／日 時：分
 地区：沿海地区
 避難所：指定緊急避難場所
 理由：大津波警報発表
 備考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

別添 大津波警報、津波警報発表時の避難指示エリアについて

津波浸水想定区域内及び付近の町内会・自治会ならびに地区名
 ※町内会は町内会長等への連絡に使用し、地区名は避難指示等（Lアラート）
 の入力で使用する。

【旧石狩市】

町内会	地区名
花畔漁民団地	新港東3丁目
ヤウスバ	親船町
石狩ハマナス	
むつみ	
柏東西団地	
本町第1	横町
本町第3	浜町、仲町、本町、新町、弁天町
八幡	八幡1～5丁目、若生
	船場町
	新港中央4丁目
	新港中央2丁目
	新港中央1丁目
	新港東4丁目

【浜益区】

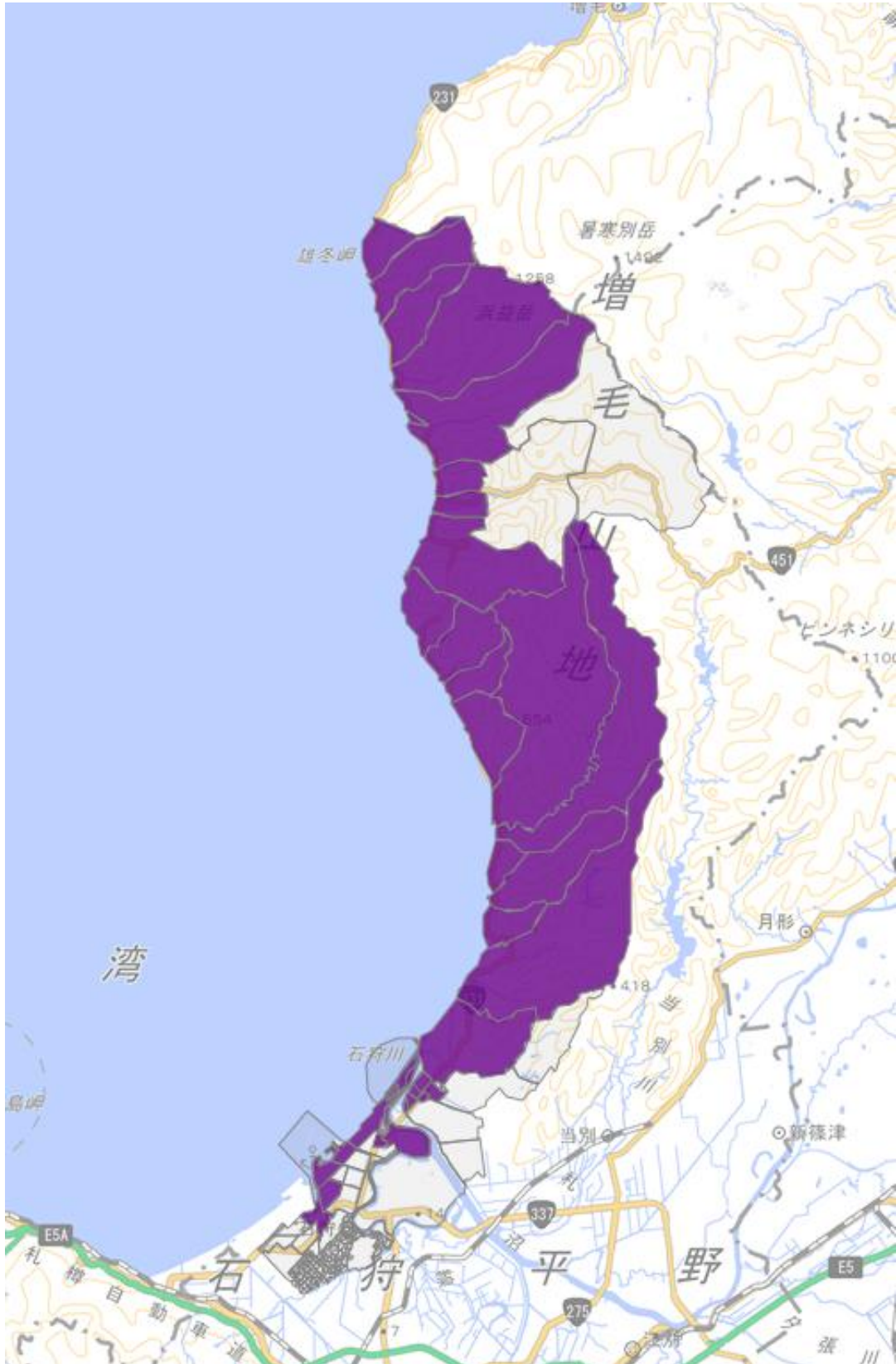
町内会	地区名
濃昼	濃昼
送毛	送毛
昆砂別	昆砂別
柏木	柏木
川下	川下
浜益	浜益
群別	群別
幌	幌
千代志別	千代志別
	雄冬
	床丹

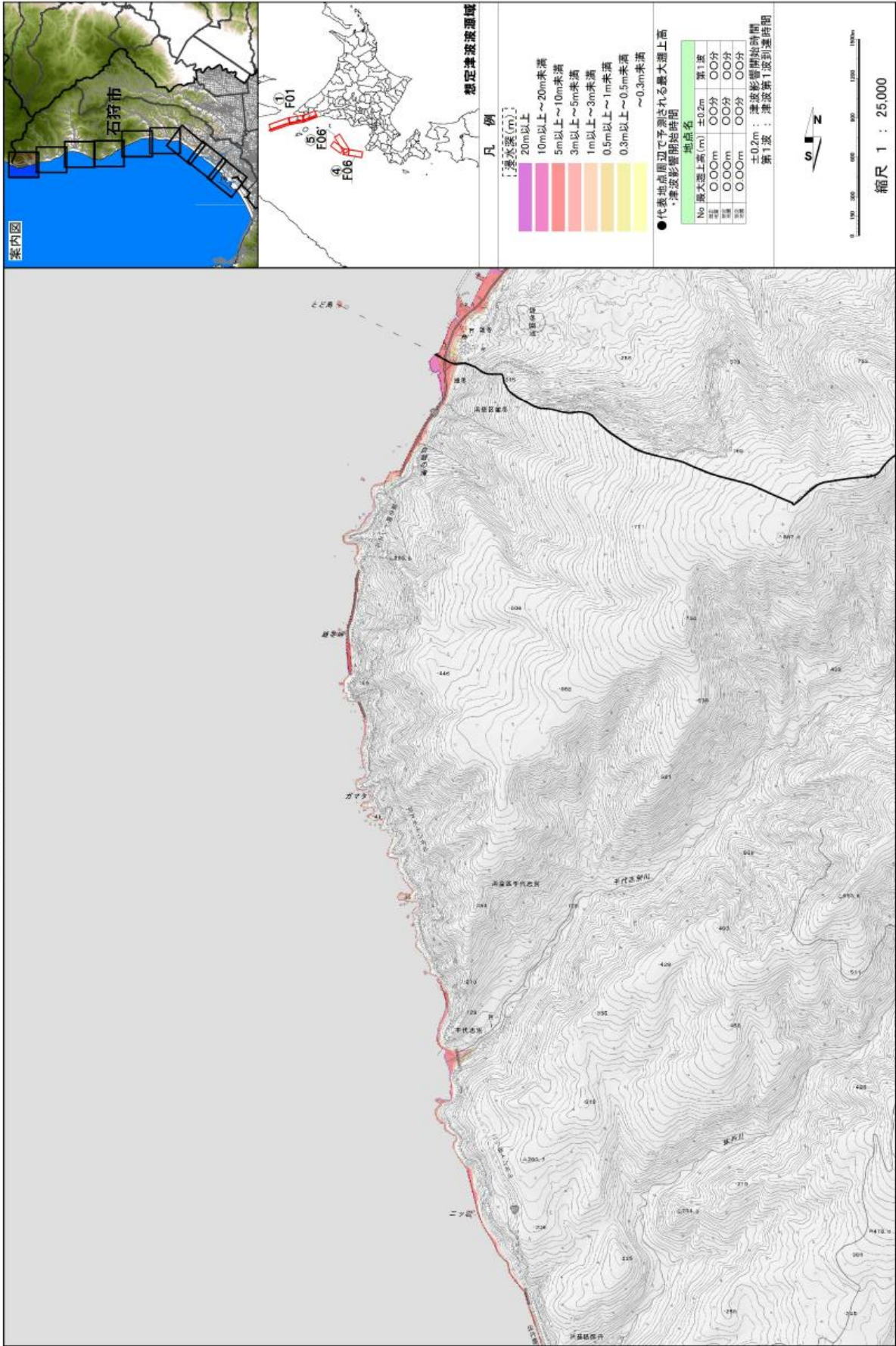
【厚田区】

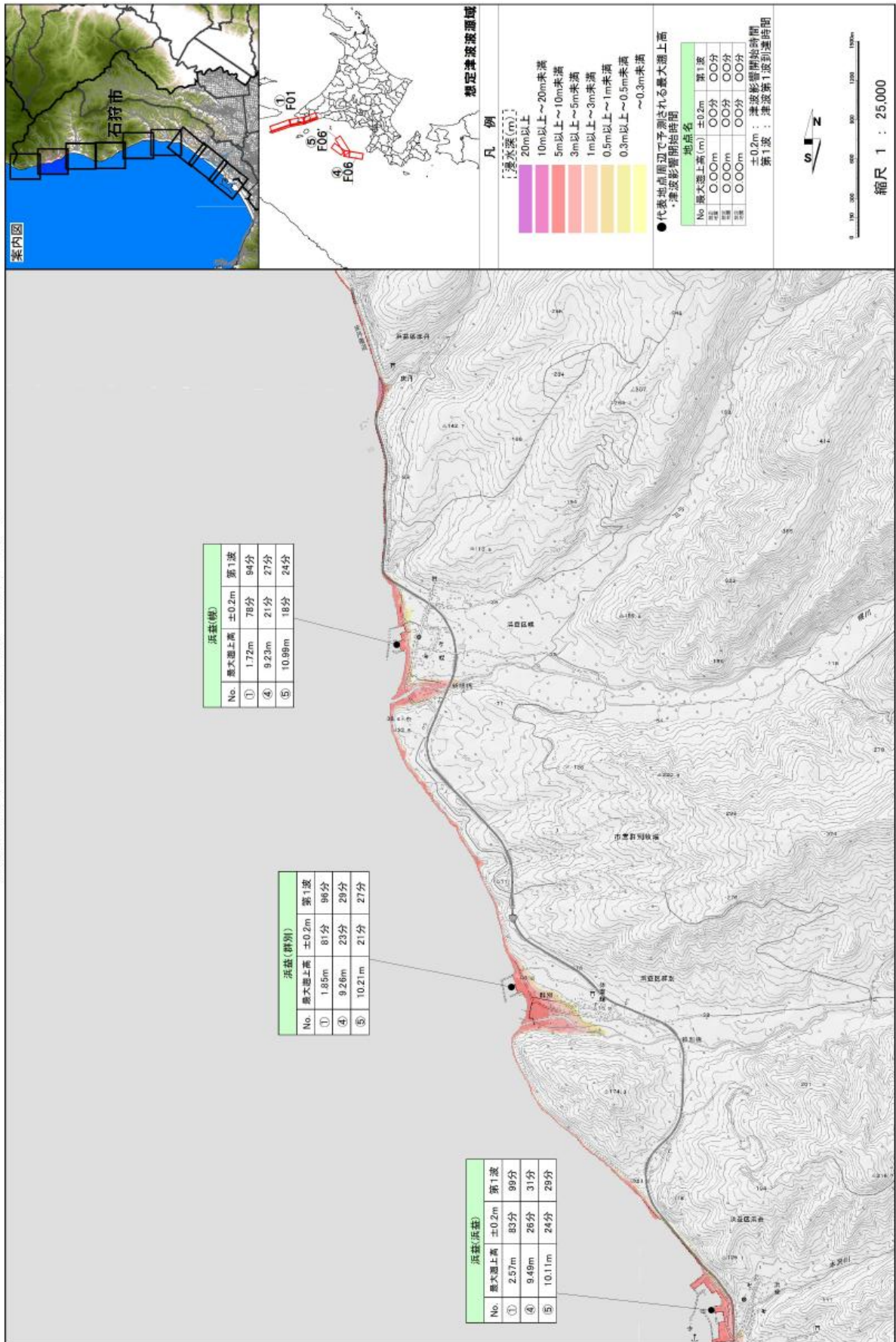
町内会	地区名
虹が原	虹が原
中央	聚富
白浜	聚富
聚富北部	聚富
聚富本通	聚富
正利冠中央	望来
望来更生	望来
望来新興	望来
望来第一	望来
望来本沢西	望来
嶺泊東	嶺泊
嶺泊南	嶺泊
嶺泊北	嶺泊
古潭南	古潭
古潭北	古潭
古潭東	古潭
小谷南	小谷
別狩東	別狩
別狩南	別狩
別狩中央	別狩
柳川町	厚田
仲良町	厚田
栄町	厚田
本町	厚田
港元町	厚田
潮見町	厚田
浜町	厚田
新明町	厚田
	安瀬
濃昼	濃昼

※上表は、大津波警報及び津波警報が発表された場合の周知先であり、津波注意報が発表された場合の周知先ではない。津波注意報が発令された際は、基本的に海岸や河口など水辺にいる方を対象に避難指示を発令することとし、町内会への個別の周知は行わず海岸線を中心に防災無線と広報車により周知を行うものとする。

参考図 北海道防災情報システムにおける津波警報による避難指示発令エリア（紫）

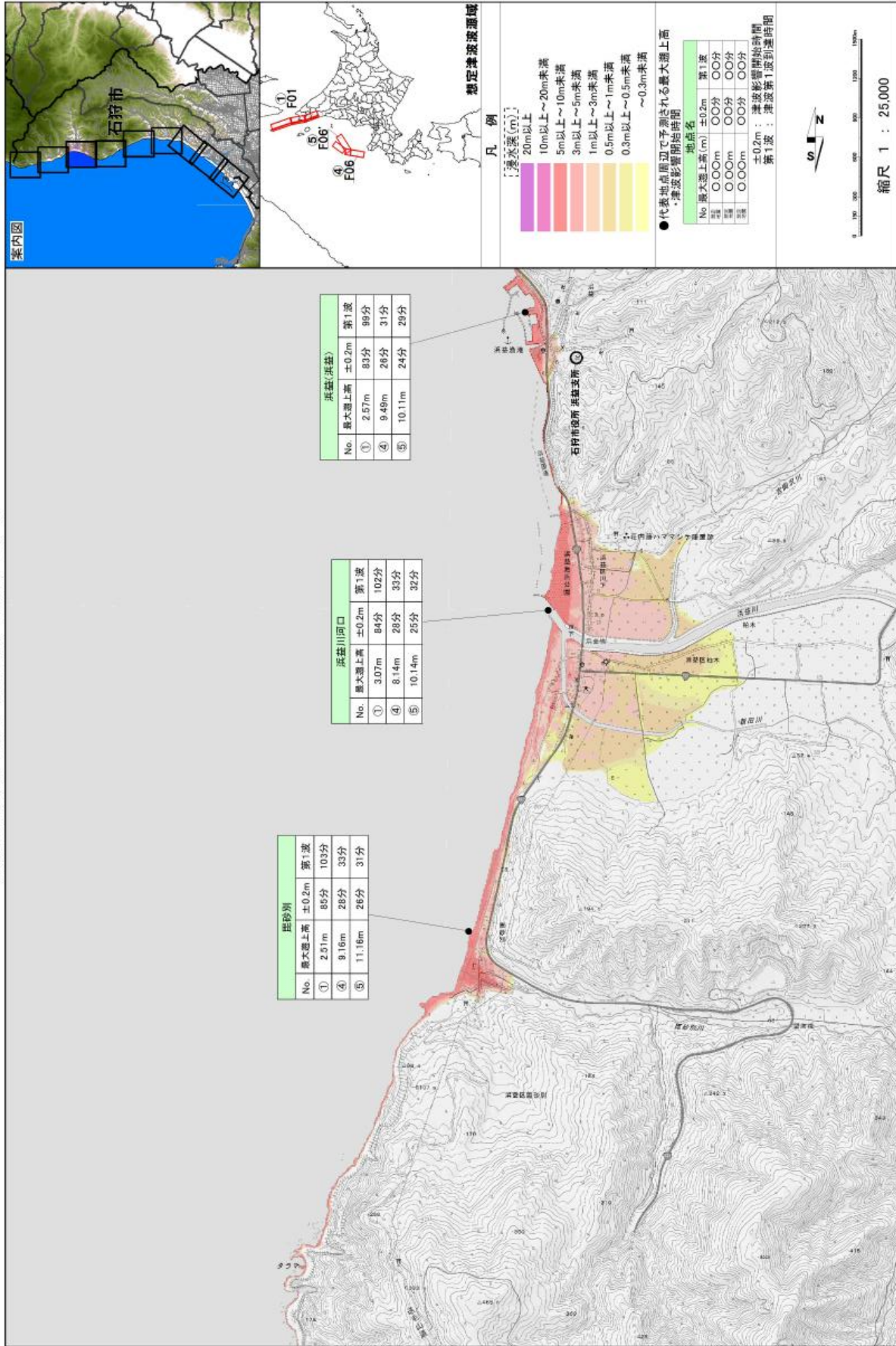




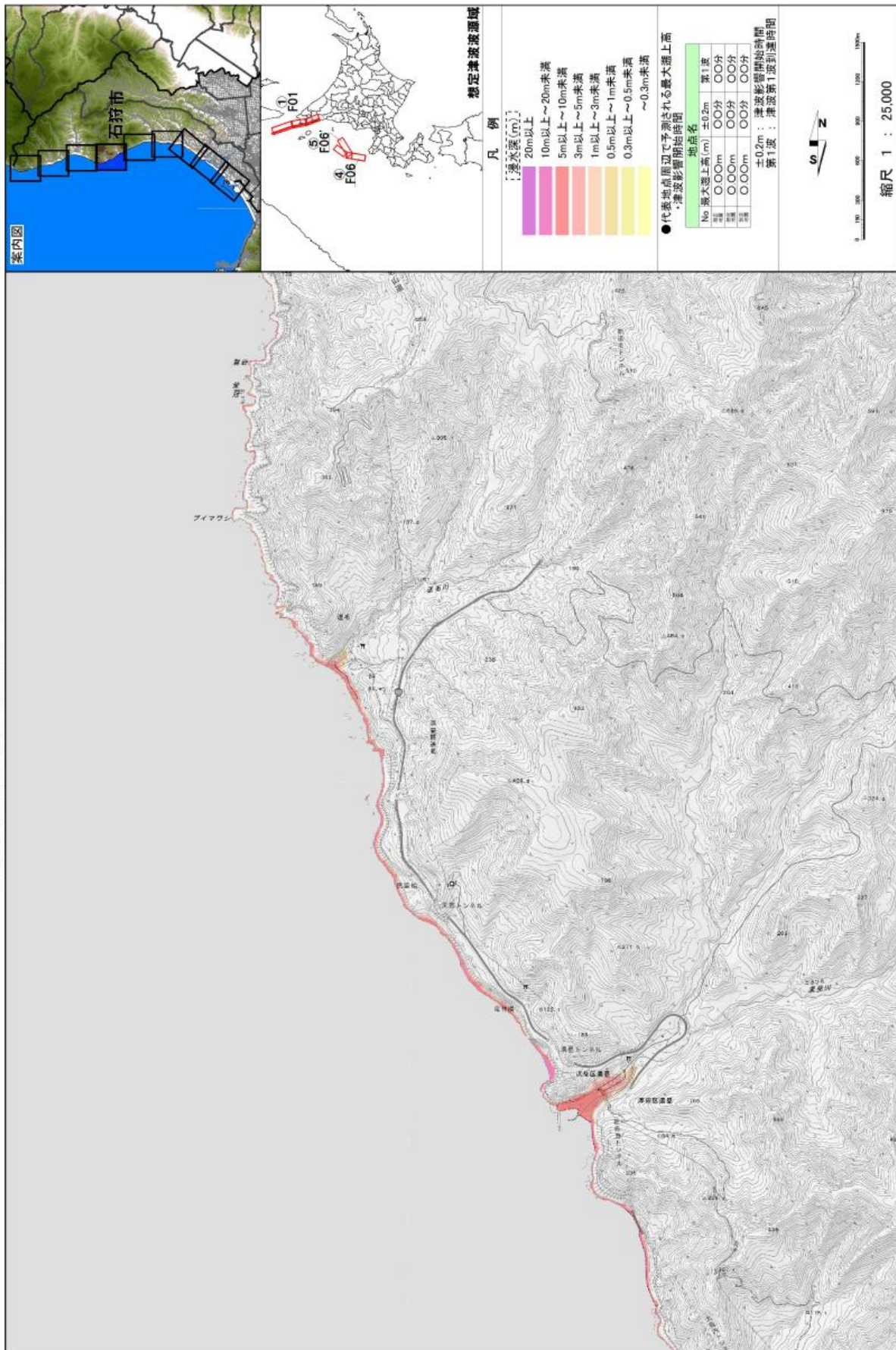


【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第557号)】

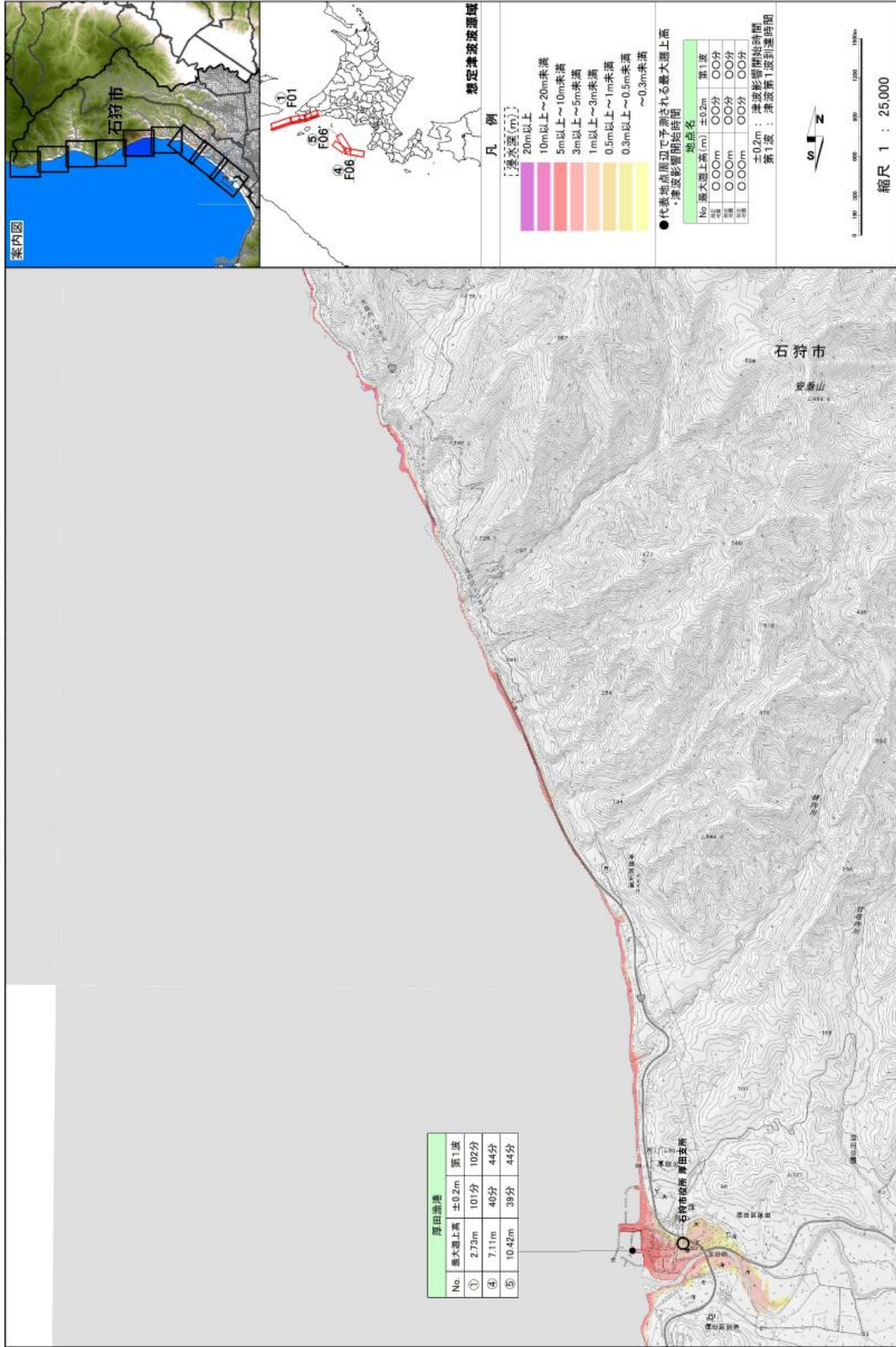
津波浸水想定区域図 市町村別 石狩市 3/9



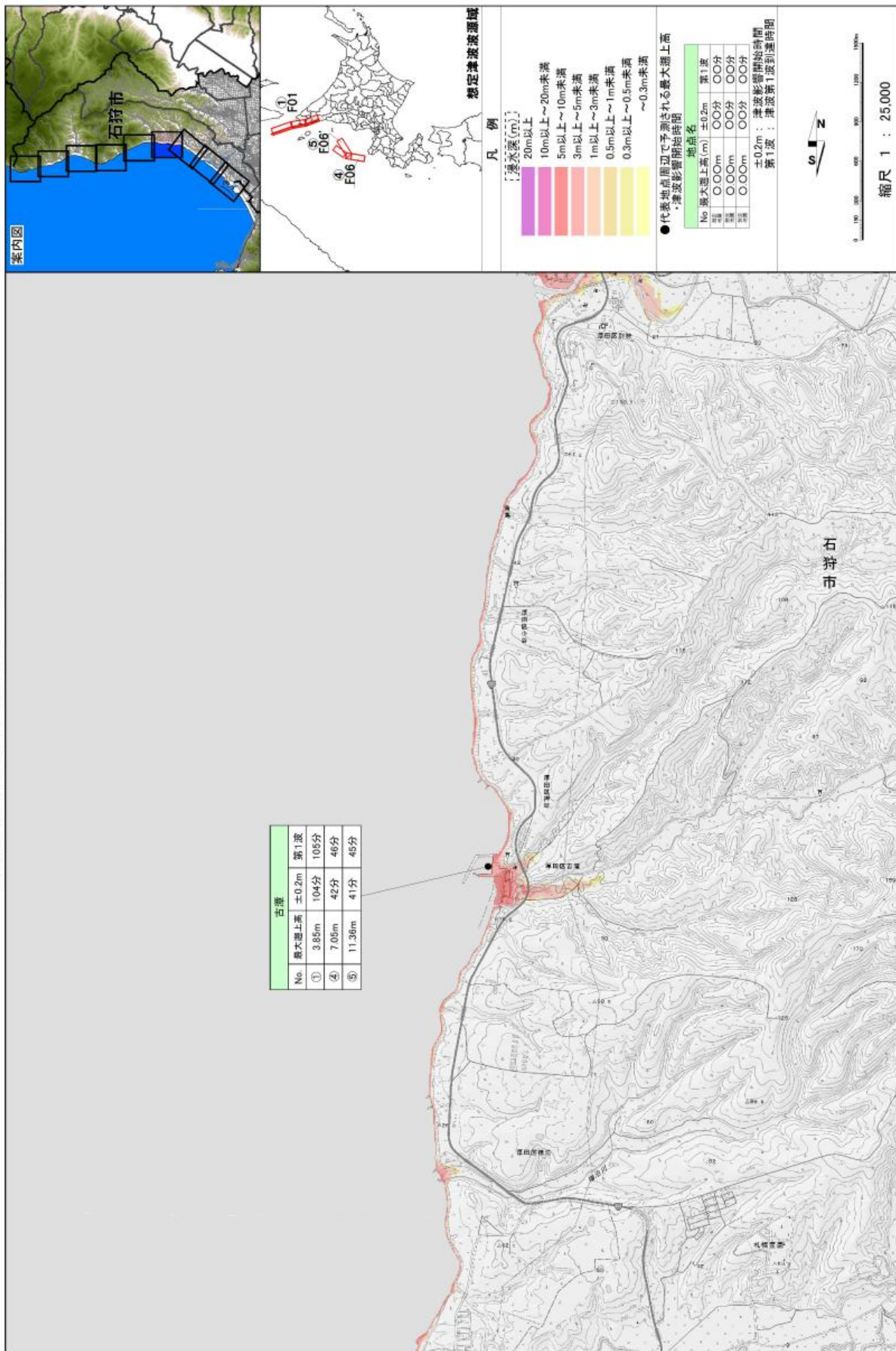
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第557号)」



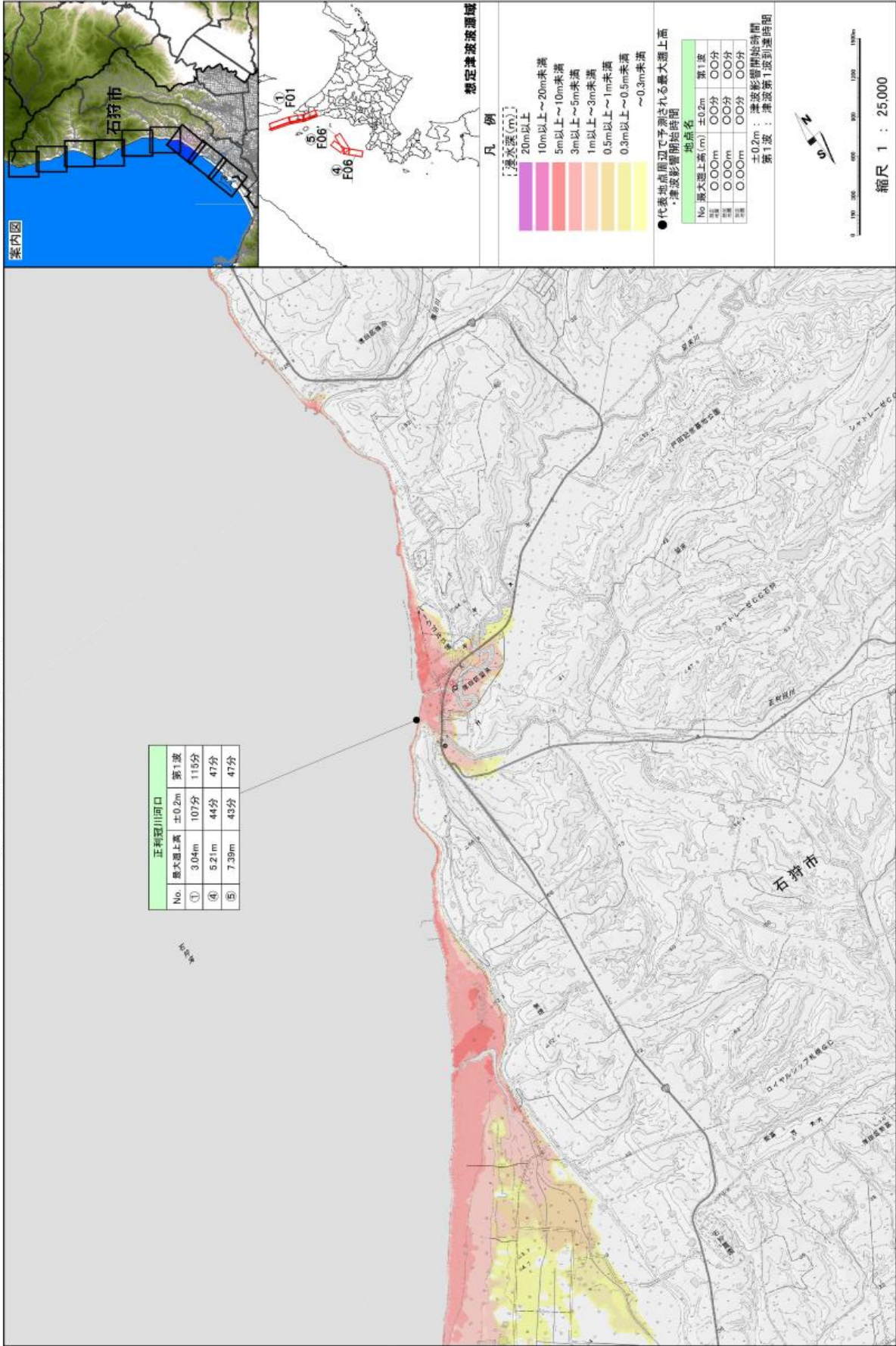
「この地区の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使-第557号)」



「この地区の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使-第557号)」

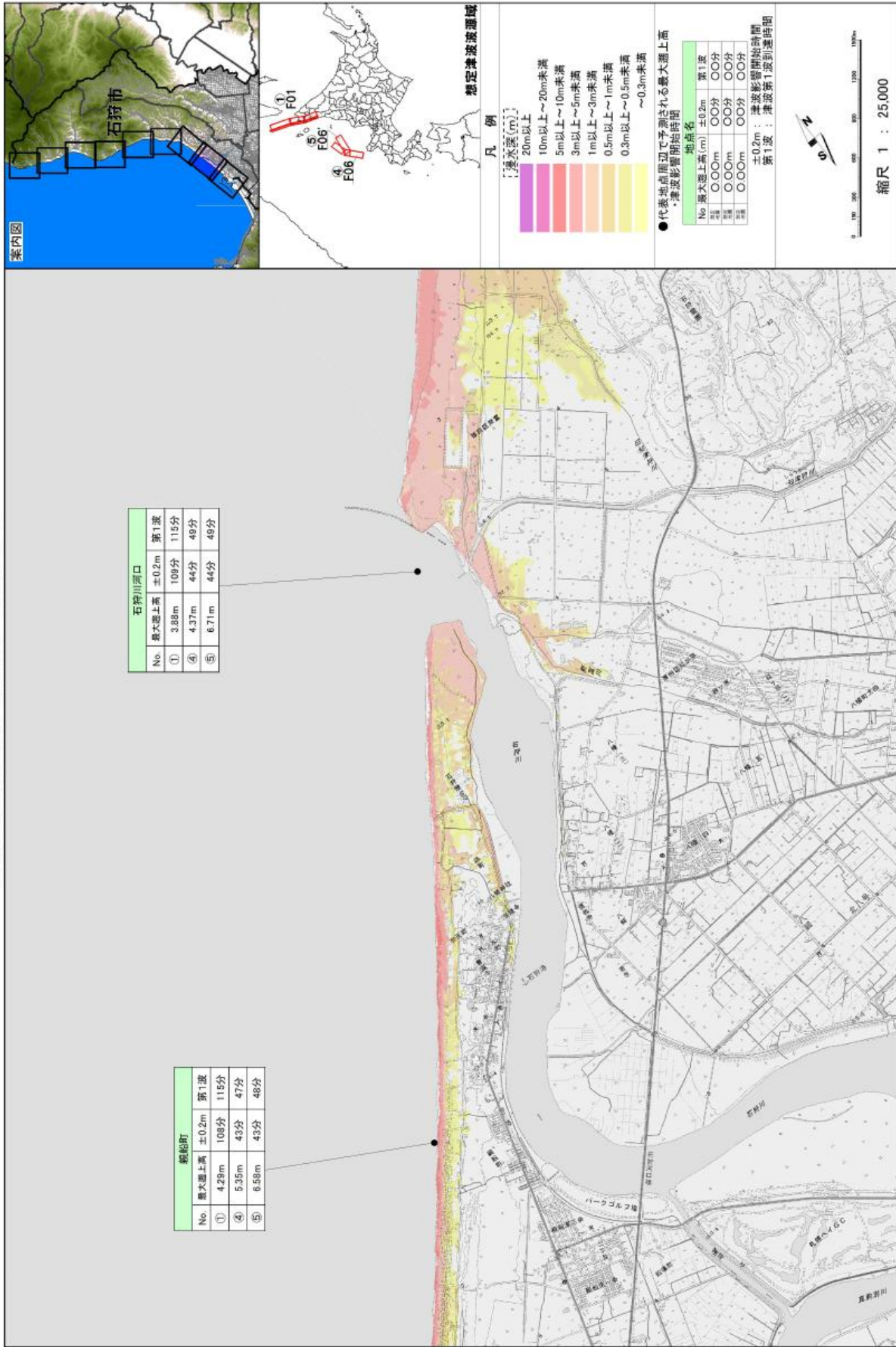


【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第557号)】



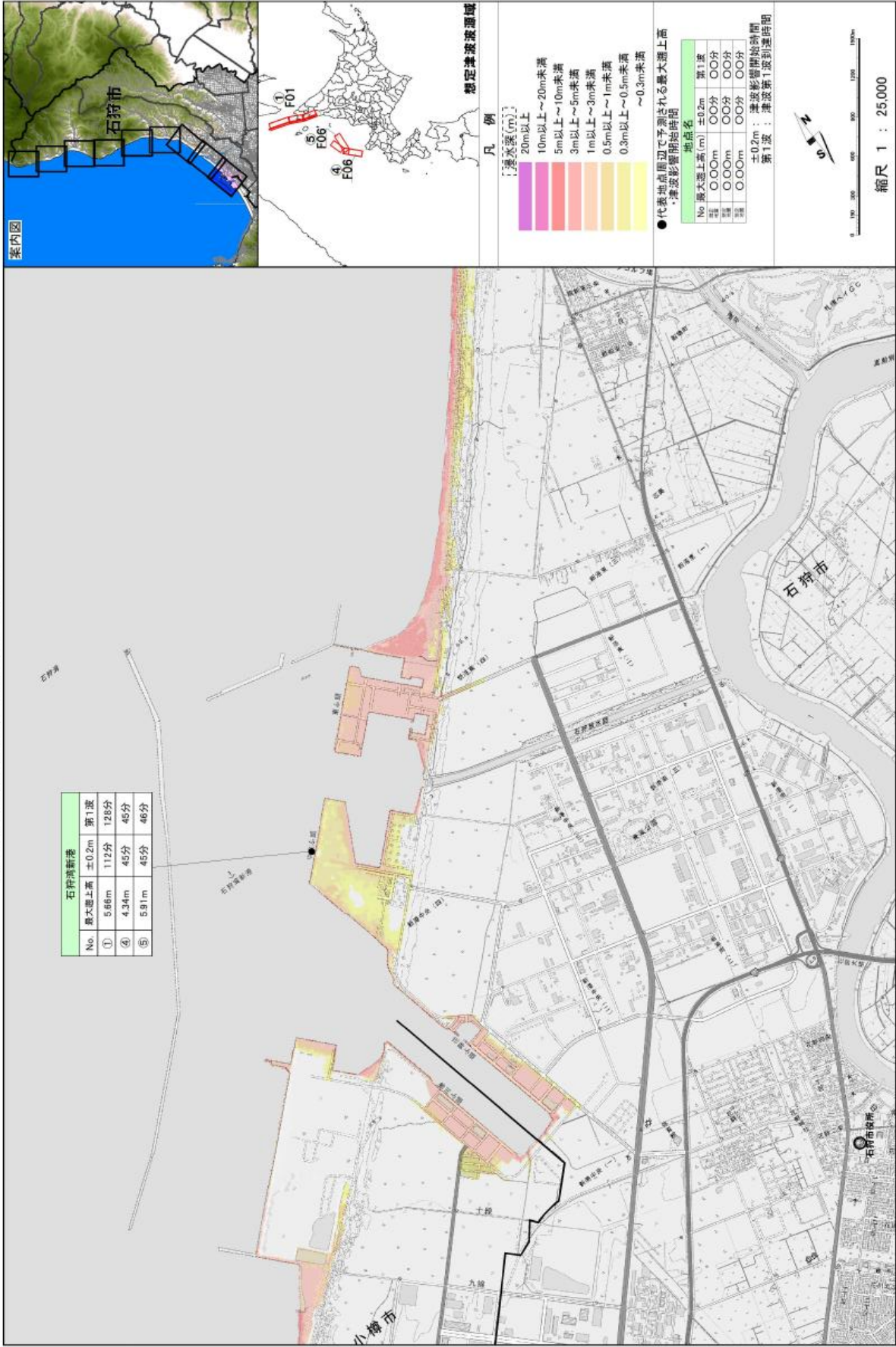
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(5000及び基礎地図情報)を使用した。(承認番号 平26情保、第557号)」

津波浸水想定区域図 市町村別 石狩市 8/9



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第557号)」

津波浸水想定区域図 市町村別 石狩市 9/9



沿 革

平成 29 年	4 月	作 成
令和 3 年	6 月	一部修正
令和 5 年	4 月	一部修正
令和 6 年	4 月	一部修正
令和 6 年	5 月	一部修正

避難情報の発令判断・伝達マニュアル (洪水編)

令和 8 年 3 月

石 狩 市

【 目 次 】

1	避難情報の発令対象とする洪水等	P 2
2	避難情報の発令対象区域	P 3
3	避難情報の発令を判断するための情報	P 4
4	河川の水位と発表される洪水予報等	P 5
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な住民に求める行動	P 8
6	避難情報の発令基準	P 9
7	避難情報の解除基準	P 18
8	協力・助言を求めることのできる機関	P 18
9	避難情報の伝達方法	P 19
10	避難情報の伝達文	P 20
◎巻末資料◎		
I	避難情報判断フロー図	P 23
II	主要水位・雨量観測所一覧	P 24

1 避難情報の発令対象とする洪水等

<対象（立退き避難が必要な災害の事象）>

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
*具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
*住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。
- ③ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

<避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件>

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸浸食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下街、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難情報の発令対象区域

水害で避難情報発令の対象となる区域は、「石狩市地区防災ガイド」や「各河川の洪水浸水想定区域図」を基本とするが、発令時の河川状況、堤防の決壊、氾濫のおそれがある地点等の諸条件を考慮する。

そのうち、命を脅かすおそれが高く、安全な地域への移動を伴う立退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

（1）比較的大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

- 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊した場合を想定し、堤防に沿った一定の幅の区域等に立地する氾濫水により倒壊のおそれのある家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして、長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難する）

（2）山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流により家屋の流失をもたらす可能性のある河川

- 川沿いの家屋

（3）河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

- 建物の地下部分
- 下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含む。

（4）洪水予報河川及び水位周知河川となっていない小河川や下水道

- 氾濫による浸水域の最大水深が床下相当以下と想定される場合は、基本的に立退き避難は必要ないが、最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋等の場合、その他地形等により個別に判断する。

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	https://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼び掛ける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2.	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》 《川の防災情報》 https://www.river.go.jp/ 《市町村向け川の防災情報》 https://city.river.go.jp/title_city.html 《緊急速報メール》 （国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される	《川の防災情報》 《市町村向け川の防災情報》
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の危険度分布（洪水リスクライン） 《一般向け》 https://frrl.river.go.jp/ 《市町村向け》 https://frrlg.river.go.jp/
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	《気象庁ホームページ》
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。 1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他の河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布図。 河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	《気象庁ホームページ》

府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所から適時発表される	《気象庁ホームページ》
--------	-----	---	-------------

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

水位危険度レベル	水位	指定河川洪水予報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主に記載しているため、どこの観測所が当該市町村・区域に該当するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位（レベル2水位）

水防団の出動の目安、水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

②避難判断水位（レベル3水位）

警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位

③氾濫危険水位（レベル4水位）

警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■洪水予報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）

・氾濫が発生又は継続しているとき

②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）

・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

・氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）

- ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
- ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
- ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）

④ 氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）

- ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
- ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2水位）、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位（レベル2水位）

水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位

②避難判断水位（レベル3水位）

警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位

③氾濫危険水位（レベル4水位）

警戒レベル4避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

■水位到達情報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）

・氾濫が発生したとき

②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）

・氾濫危険水位に到達したとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）

・避難判断水位に到達したとき

④氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報 [洪水]）

・氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p style="text-align: center;">【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係ある公私の団体に対し、予想される災害に事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下、「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

各河川の水位観測所及び浸水想定図は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(1) 洪水予報河川：石狩川 水位観測所：篠路

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高年齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ①指定河川洪水予報により、石狩川の篠路水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.60mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ②指定河川洪水予報により、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）4.90mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3高年齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<p>本町地区 本町第1町内会 本町第3町内会 柏東西団地町内会 むつみ町内会 石狩ハマナス町内会 ヤウスバ町内会 志美町内会</p> <p>花畔・花川東・緑苑台地区 花畔中央町内会 つくし町内会 はまなす町内会 緑苑台東地区町内会</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ①指定河川洪水予報により、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.90mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.90mに到達していないものの、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である5.31mに到達するすることが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背地盤高）に到達することが予想される場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準例①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	<p>生振地区 生振第1町内会 生振第2町内会 生振第3町内会 生振第4町内会 生振第5町内会 生振第6町内会 生振第7町内会 生振第8町内会</p> <p>右岸地区 北生振町内会 美登位町内会 高岡町内会 八幡町内会 緑ヶ原町内会</p> <p>花川北地区 紅南町内会</p> <p>花川南地区 花川南第2町内会 花川南第5町内会 ニューあかしや町内会 花川南睦美町内会 花川南栄町内会</p>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石狩川の篠路水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である5.31mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ②国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ⑤堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合 	<p>厚田区聚富地区 中央自治会 虹が原町内会</p>

(2) 洪水予報河川：新川 水位観測所：天狗橋

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】		①指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 6.27m に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位） 7.32m に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ③新川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	花川北地区 ひとみ町内会 紅葉山町内会 にれのき町内会 ライラック町内会 花川中央町内会 北白樺町内会 あさひ町内会 若葉町内会 すずかけ町内会 紅南町内会 花川東・緑苑台地区 つくし町内会 はまなす町内会（花川東） 緑苑台東町内会
避難指示 【警戒レベル4】		①指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.32m に到達した、 ②新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.32m に到達していないものの、新川の天狗橋水位観測所の水位が堤防天端高である 8.51m に到達することが予想される場合。 ③新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（又は避難判断水位）を越えた状態で、新川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ④堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例①～③に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	花川南地区 花川南第1町内会 花川南第2町内会 花川南町内会 グリーンコート花川団地会 花川南第3町内会 花川南第5町内会 花川南第6町内会 樽川町内会 樽川南第1町内会 ニューあかしや町内会 花川南睦美町内会 花川南栄町内会 パイロット町内会 道住樽川北団地町内会 明乳パストラルシティ町内会
緊急安全確保 【警戒レベル5】		(災害が切迫) ①新川の天狗橋水位観測所の水位が、堤防天端高である 8.51m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ②堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ④堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合	

(3) 洪水予報河川：当別川 水位観測所：当別川下

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】		①指定河川洪水予報により、当別川の当別川下水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 7.20m に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②指定河川洪水予報により、当別川の当別川下水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位） 7.40m に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	右岸地区 北生振町内会 美登位町内会
避難指示 【警戒レベル4】		①指定河川洪水予報により、当別川の当別川下水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.40m に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.40m に到達していないものの、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である 9.21m に到達するすることが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背地盤高）に到達することが予想される場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	
緊急安全確保 【警戒レベル5】		(災害が切迫) ①当別川の当別川下水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 9.21m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ②国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ⑤堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合	

(4) 水位周知河川：当別川 水位観測所：樺戸

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】		<p>日中</p> <p>①当別川の樺戸水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である13.66mに到達した場合</p> <p>②当別川の当別樺戸水位観測所の水位が一定の水位（12.07m）を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> i 樺戸地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ii 当別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（34.3）に到達する場合） iii 樺戸地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <p>③堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	右岸地区 北生振町内会 美登位町内会
避難指示 【警戒レベル4】		<p>①当別川の樺戸水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である14.58mに到達した場合</p> <p>②当別川の樺戸水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（又は避難判断水位）を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> i 樺戸地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ii 当別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（34.3）を大きく超過する場合） iii 樺戸地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <p>③堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例①～③に該当する場合は、躊躇なくレベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	
緊急安全確保 【警戒レベル5】		<p>(災害が切迫)</p> <p>①当別川の樺戸水位観測所の水位が、堤防天端高である15.84mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>②当別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>③堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>④桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>⑤堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団等からの報告により把握できた場合)</p>	

(5) その他河川等

河川名	基 準	対象地区
幌川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 幌川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 幌川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、幌橋に設置されている量水標が<u>2.50m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 幌川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>浜益区 幌自治会</p>
群別川	<p>※量水標の設置なし</p> <p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 群別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 群別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 群別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>浜益区 群別自治会</p>
浜益川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜益水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である<u>4.44m</u>に達し、浜益川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜益水位観測所の水位が<u>5.84m</u>に達し、浜益川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合。 	<p>浜益区 川下自治会 柏木自治会 実田自治会 御料地自治会</p>

	<p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜益川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	
濃昼川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃昼川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃昼川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、濃昼橋に設置されている量水標が<u>2.30m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃昼川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>浜益区 濃昼自治会 厚田区 濃昼町内会</p>
厚田川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道橋下に設置されている量水標が<u>2.50m</u>に達する、もしくは厚田川水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である<u>5.94m</u>に達し、厚田川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道橋下の量水標が<u>3.00m</u>に達する、もしくは厚田川水位観測所の水位が<u>6.82m</u>に達し、厚田川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚田川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>厚田区 浜町町内会 潮見町内会 港元町町内会 本町町内会 栄町町内会 神明町町内会 仲良町町内会 柳川町町内会 別狩南町内会 別狩中央町内会 下発足町内会 別狩東町内会 発足自治会</p>

<p>望来川</p>	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 望来川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 望来川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、望来河口橋に設置されている量水標が<u>1.40m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 望来川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>厚田区</p> <p>桂沢自治会 望来中央町内会 望来本沢西町内会 望来第一町内会 望来新興町内会 越後沢町内会</p>
<p>正利冠川</p>	<p>※量水標の設置なし</p> <p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 正利冠川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 正利冠川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 正利冠川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>厚田区</p> <p>越後沢町内会 望来新興町内会 望来更生町内会 正利冠中央自治会 正利冠南自治会</p>
<p>知津狩川</p>	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 知津狩川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、知津狩新橋に設置されている量水標が<u>2.80m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害 	<p>厚田区</p> <p>白浜自治会 中央自治会 聚富本通自治会 聚富団体新生自治会 虹が原町内会</p> <p>旧石狩市域</p> <p>五の沢町内会 高岡町内会 緑ヶ原町内会 八幡町内会 本町第3町内会</p>

	切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）	
旧知津 狩川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧知津狩川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、旧知津狩橋に設置されている量水標が<u>1.40m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	厚田区 白浜自治会 中央自治会
その他	量水標が設置されていない小河川および下水道等については、現地の状況を注視し、適宜、避難情報を発令する。	

※各河川共通事項

【警戒レベル3】

- ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
- ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

【警戒レベル4】

- ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）

【警戒レベル5】

（災害が切迫）

- ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

（災害発生を確認）

- ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※小河川における避難周知の範囲は別添を参考とする。

7 避難情報の解除基準

(1) 洪水予報河川・水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんど無い場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

(2) その他河川等

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については、降雨がほとんど予想されない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 【電話番号 011-611-6149】	・ 気象の警報等に関する事項。
札幌開発建設部 札幌河川事務所 計画課 【電話番号 011-581-3207】	・ 国管理河川施設に関する事項。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関する事項。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事項。
空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課 【電話番号 011-561-0411】	・ 道管理河川施設に関する事項。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事項。
石狩振興局 地域創生部 危機対策室 【電話番号 011-204-5818】	・ 災害情報及び被害情報に関する事項。 ・ 避難対策に関する事項。

9 避難情報の伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
危機管理課	北海道防災情報システムへの入力 (Lアラート経由でマスメディアへ情報提供)	T V放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
		Yahoo!等	P Cユーザー等
	石狩市メール配信サービス		事前登録者
	石狩市公式X		フォロワー等
	石狩市公式LINE		石狩市公式LINE登録者
	電話又はF A X		町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者
	電話又はF A X		石狩振興局地域創生部危機対策室 電話. 011-204-5818 北海道開発局札幌開発建設部 電話. 011-581-3207 札幌管区气象台 電話. 011-611-6149 北海道札幌方面北警察署 電話. 011-727-0110 石狩消防署（警防課） 電話. 74-7113
	防災行政無線	無線放送（同報系）	住民等
緊急速報メール			
	広報車による広報		
厚田・浜益支所	電話又はF A X	町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者	
厚田支所	防災行政無線（同報系・戸別受信機）	住民等	
浜益支所	防災行政無線（同報系）	住民等	
秘書広報課	ホームページへの掲載	P Cユーザー等	
保健福祉部	電話又はF A X	避難行動要支援者、避難の必要な区域内にある要配慮者利用施設	
教育委員会	電話又はF A X	学校等	
石狩北部地区 消防事務組合	消防車による広報	住民等	
	電子メール	消防団	

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、(または警戒レベル3、警戒レベル3)
- こちらは防災石狩市です。
- ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域※1 (又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2) に対し、警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域※1 (又は、○○地区※2) にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、(または警戒レベル4、警戒レベル4)
- こちらは、防災石狩市です。
- ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域※1 (又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2) に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域※1 (又は、○○地区※2) にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確認してください。※3

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(河川氾濫が切迫している場合)

- 緊急放送、緊急放送 (または警戒レベル5、警戒レベル5)
- こちらは、防災石狩市です。
- ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。○○地区の洪水浸水想定区域※1 (又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2) に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した場合)

- 緊急放送、緊急放送 (または氾濫発生、氾濫発生)
- こちらは防災石狩市です。
- ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域※1 (又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2) に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(注)
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

※1 浸水想定区域<旧市町村界単位、浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度の場合

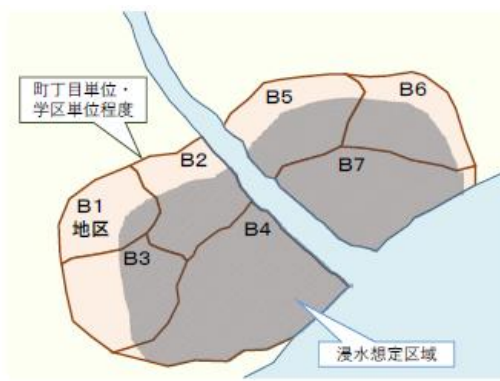
(洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。)

《浸水想定区域<旧市町村界単位》



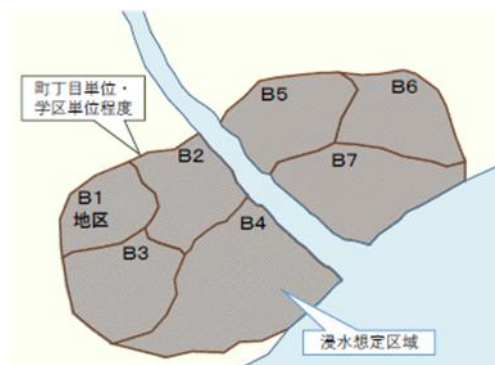
(発令対象：「A地区の浸水想定区域」)

《浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度》



(発令対象：「B1～B7地区の浸水想定区域」)

※2 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合



(発令対象：「浸水が想定されるB1～B7地区」)

※3 警戒レベル5 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで発令しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5 緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

石狩市：【警戒レベル4】避難指示

〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

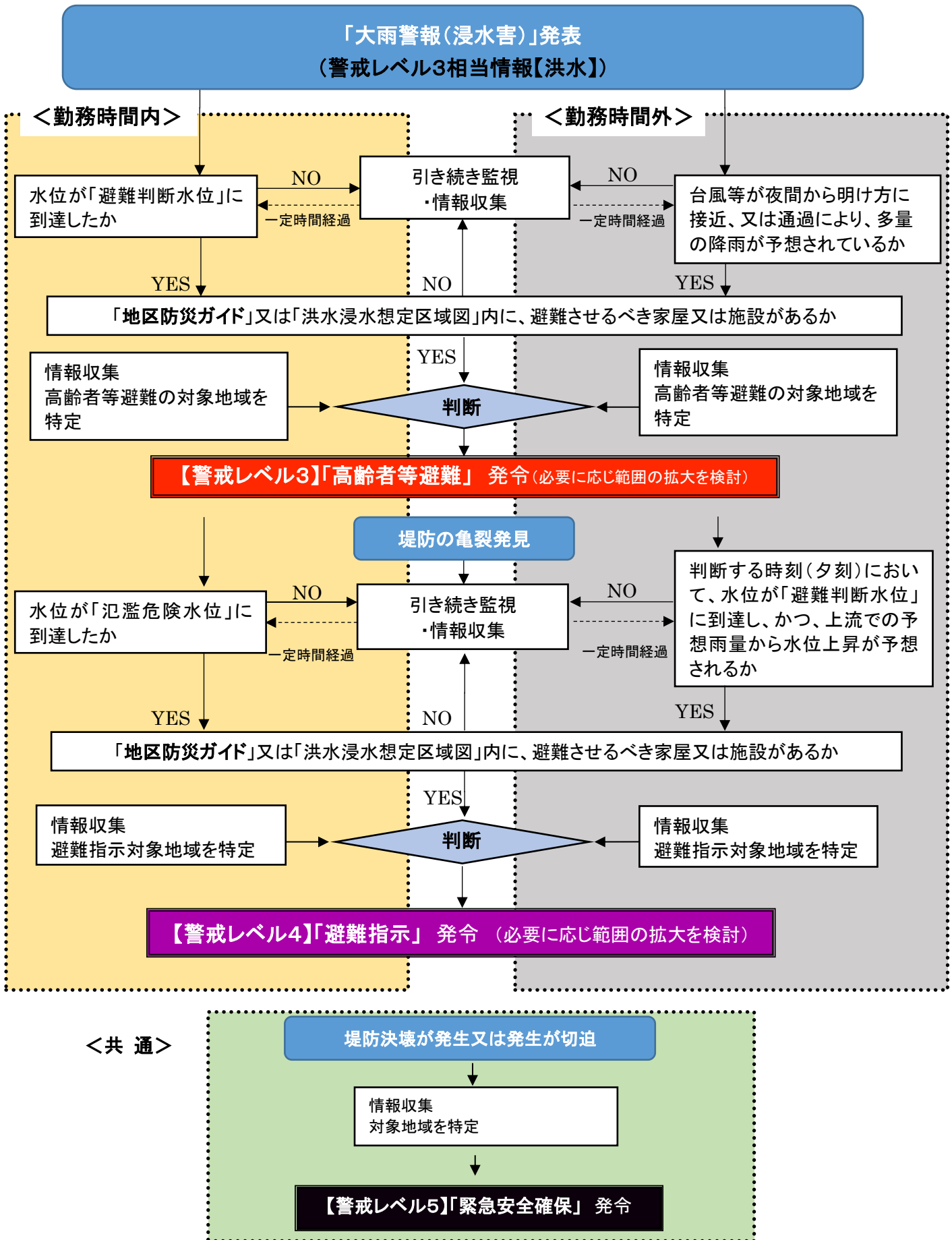
地区：〇〇地区

避難場所：〇〇小学校、〇〇会館

理由：〇〇川氾濫のおそれ

備考：〇〇地区の洪水浸水想定区域にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

【主な災害対応】
 防災体制の確立、避難場所の開設準備
 災害情報の収集、現地パトロール等



卷末資料Ⅱ 「主要水位・雨量観測所一覧」

【洪水予報河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	堤防天端高	所管事業所
石狩川水系	石狩川	篠路	2.90m	4.60m	4.90m	5.31m	7.90m	札幌河川事務所
札幌新川水系	新川	天狗橋	5.29m	6.27m	7.32m	—	8.51m	北海道札幌建設管理部
石狩川水系	当別川	当別川下	6.30m	7.20m	7.40m	9.21m	9.25m	札幌河川事務所

【水位周知河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防天端高	所管事業所
石狩川水系	当別川	樺戸	13.25m	13.66m	14.58m	15.84m	北海道札幌建設管理部

【その他小河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防天端高	所管事業所
浜益川水系	浜益川	浜益	4.44m	—	5.84m	—	北海道札幌建設管理部

水系	河川名	水位観測所	高齢者等避難	避難指示	堤防天端高	所管事業所
幌川水系	幌川	幌橋橋台	—	2.50m	—	北海道札幌建設管理部
群別川水系	群別川	—	—	—	—	
濃昼川水系	濃昼川	濃昼橋橋脚	—	2.30m	—	
厚田川水系	厚田川	厚田橋下	2.50m	3.00m	—	
		開運橋	5.94m	6.82m	—	
望来川水系	望来川	望来河口橋護岸	—	1.40m	—	
正利冠川水系	正利冠川	—	—	—	—	
石狩川水系	知津狩川	知津狩新橋橋脚	—	2.80m	—	
知津狩川水系	旧知津狩川	知津狩橋橋台	—	1.40m	—	

沿 革

平成28年	3月	作 成
平成28年	4月	一部修正
平成29年	4月	一部修正
平成31年	3月	一部修正
令和 1年	6月	一部修正
令和 3年	3月	一部修正
令和 3年	6月	一部修正
令和 4年	6月	一部修正
令和 5年	4月	一部修正
令和 6年	4月	一部修正
令和 8年	3月	一部修正

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

令和 8 年 3 月

石 狩 市

【 目 次 】

1	避難情報の発令対象とする土砂災害	P 2
2	避難情報の発令対象区域	P 2
3	具体的な区域設定の考え方	P 3
4	避難情報の発令を判断するための情報	P 4
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	P 6
6	避難情報の発令基準	P 7
7	避難情報の解除基準	P 9
8	協力・助言を求めることのできる機関	P 9
9	避難情報の伝達方法	P 11
10	避難情報の伝達文	P 12
◎巻末資料◎		
I	避難情報判断フロー図	P 14
II	土砂災害の前兆現象について	P 15
III	「土砂災害警戒区域・危険箇所一覧」	P 16

1 避難情報の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は、次のとおりである。

急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
土石流	山腹・谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象

(その他避難情報の対象となりえる土砂災害)

地すべり

斜面の一部、あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。

※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令。

河道(かどう)閉塞に伴う土砂災害

がけ崩れ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象。

※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達。

2 避難情報の発令対象区域

大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、及びその他の場所)を発令対象とする。

対象区域は、別添「土砂災害警戒区域・危険箇所一覧」及び『石狩市地区防災ガイド』のとおり。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

【土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

【参考】土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、居住

者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

(3) その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令の単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

①土砂災害警戒情報発表状況

現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。

②土砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を1 km及び5 kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

- 黒**（災害切迫）－実況で大雨特別警戒（土砂災害）
【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 紫**（危険）－実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報
【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 赤**（警戒）－実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）
【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 黄**（注意）－実況又は2時間後までの予想で大雨注意報判断基準超過
【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】

③降雨情報

降雨の状況を1 kmメッシュで表示。

④土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布

気象庁ホームページ（キキクル） (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を1 kmメッシュで表示。

【危険度の表示】更新間隔 10 分

- 黒**（災害切迫）－実況で大雨特別警戒（土砂災害）
【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 紫**（危険）－実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報
【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 赤**（警戒）－2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）
【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過
- 黄**（注意）－2時間後までの予想で大雨注意報判断基準超過
【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2	北海道防災情報システム 北海道防災ポータル https://www.bousai-hokkaido.jp/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/ あなたのまちの防災情報（気象庁） https://www.jma.go.jp/bosai/
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	気象庁	1 km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	気象庁ホームページ
土砂災害危険度情報	北海道	1 km及び5 kmメッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	北海道土砂災害警戒情報システム http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/
土砂災害の危険度分布	気象庁及び北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と北海道が提供する「土砂災害危険度分布」を総称した情報。	北海道土砂災害警戒情報システム 気象庁ホームページ
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 北海道防災ポータル 気象庁ホームページ

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	用語の意味（根拠条項）	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p style="text-align: center;">【警戒レベル3】 高齢者等 避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることはかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

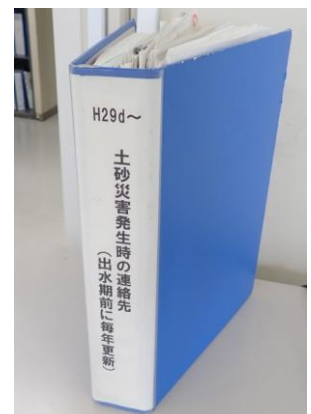
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (土砂災害警戒区域及び危険箇所内の住家等が基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 	<p>北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 	<p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	(災害が切迫)	土砂災害危険度情報において「災害切迫(黒)」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)が発表された場合	
	2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)となった場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)
	(災害発生を確認)	
	3 土砂災害が発生した場合	

- 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する(具体的には、夕刻時点において、大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】に切り替える可能性が言及されている場合)。
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報を再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

〈避難情報発令判断・伝達の手順〉

- (1) 北海道土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で、危険な区域を確認する。
- (2) BIG PADのデスクトップ上に保存している「土砂災害警戒情報システムのメッシュ地図データ」で詳細な場所を確認し、町内会・自治会を特定する。
- (3) 「土砂災害発生時の連絡先」にて、当該区域内に存在する「土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、危険箇所」を確認する。
- (4) 同ファイルの「連絡先表」にて、当該区域内及びその周辺に存在する住民を特定し、当該住民に対して避難情報の伝達を行う。



※「土砂災害発生時の連絡先」

7 避難情報の解除基準

区分	条件
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が解除され、判定メッシュ情報で安全が確認された場合 ● 今後雨の予報がないとされたとき <p>とし、災害対策本部及び現地対策本部が現地等の状況を確認して判断する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除になった場合 <p>とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報を基に今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、災害対策本部及び現地対策本部が現地等の状況を確認して総合的に判断する。</p> <p>この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害があった地域や、<u>被害の可能性がある地域</u>の状況を確認した上で解除する

※ここでいう被害の可能性がある地域とは「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「その周辺の区域」を指す。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 【電話番号 011-676-5025】	○ 気象、土砂災害等に関すること
札幌開発建設部河川計画課 【電話番号 011-611-0329】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄砂防施設に関すること ○ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること ○ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること ○ 保有するリアルタイムの情報に関すること

<p>北海道空知総合振興局札幌建設管理部 当別出張所 【電話番号 0133-23-2220】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害（特別）警戒区域に関すること ○ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること ○ 北海道士砂災害警戒情報システムに関すること ○ 保有するリアルタイムの情報に関すること
<p>石狩振興局地域創生部危機対策室 【電話番号 011-204-5818】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報及び被害情報に関すること ○ 避難対策に関すること

9 避難情報の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は、次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
危機管理課	北海道防災情報システム入力 (Lアラート経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
		Yahoo!等	PCユーザー等
	石狩市メール配信サービス		事前登録者
	石狩市公式 X		フォロワー等
	石狩市公式Line		フォロワー等
	電話又はFAX		町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者
	電話又はFAX		石狩振興局地域創生部危機対策室 【電話 011-204-5818】 北海道開発局札幌開発建設部 【電話 011-854-6111】(札幌道路) 【電話 0125-22-4147】(滝川道路) 【電話 011-581-3235】(札幌河川) 札幌管区气象台 【電話 011-676-5025】 北海道札幌方面北警察署 【電話 011-727-0110】
	防災行政無線	無線放送(同報系) 緊急速報メール	住民等
厚田支所 浜益支所	電話又はFAX	町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者	
厚田支所	防災行政無線(戸別受信機)	住民等	
浜益支所	広報車による広報	住民等	
秘書広報課	ホームページへの掲載	PCユーザー等	
高齢者支援課等	電話又はFAX	要配慮者利用施設	
教育委員会	電話又はFAX	学校・社会教育施設等	
石狩北部地区 消防事務組合	消防車による広報	住民等	
	電子メール	消防団	

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】**高齢者等避難**の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、（又は警戒レベル3、警戒レベル3）
- こちらは、防災石狩市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域内にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】**避難指示**の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、（又は、警戒レベル4、警戒レベル4）
- こちらは、防災石狩市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※2

(3) 【警戒レベル5】**緊急安全確保**の伝達文の例

【土砂災害発生が切迫している場合】

- 緊急放送、緊急放送（又は、警戒レベル5、警戒レベル5）
- こちらは、防災石狩市です。
- 石狩市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

【土砂災害発生を確認した場合】

- 緊急放送、緊急放送（又は、土砂災害発生、土砂災害発生）
- こちらは防災石狩市です。
- ○○地区で土砂災害が発生したため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める)

※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある●●地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※2 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝

達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉

- 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- 警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

(4) 【緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）】

石狩市：警戒レベル4避難指示

月／日 時：分

地区：●●地区

避難所：▲▲小学校、◆◆会館

理由：土砂災害発生のおそれ

備考：●●地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に樹木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

※ 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき

巻末資料Ⅲ 土砂災害警戒区域一覧

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況】

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
①	千代志別	H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益千代志別 (I-0-296-296)	急傾斜地の崩壊
②	床丹	H27.03.17 北海道告示 194 号	浜益床丹 1 (I-0-294-294)	急傾斜地の崩壊
			浜益床丹 2 (I-0-295-295)	急傾斜地の崩壊
			浜益床丹 3 (II-0-214-214)	急傾斜地の崩壊
			吉田沢川 (I-03-0330)	土石流
③	幌	H28.10.21 北海道告示 622 号	小川 1 の沢川 (I-03-0340)	土石流
④	幌	H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益幌 1 (I-0-293-293)	急傾斜地の崩壊
			浜益幌 2 (I-0-598-3016)	急傾斜地の崩壊
			浜益幌 1-1 (I-0-293-293-1)	急傾斜地の崩壊
			左 1 の沢川 (I-03-0350)	土石流
⑤	群別	H28.10.21 北海道告示 622 号	群別の沢 (I-03-0360)	土石流
⑥	適沢	H27.03.17 北海道告示 193 号	適沢川 1 の沢川 (II-03-0370)	土石流
⑦	浜益	H25.03.29 北海道告示 2467 号	本沢川 (I-03-0430)	土石流
			本沢川 1 の沢川 (I-03-0390)	土石流
			本沢川 2 の沢川 (I-03-0400)	土石流
			本沢川 3 の沢川 (I-03-0410)	土石流
			本沢川 4 の沢川 (I-03-0420)	土石流
			浜益浜益 1 (I-0-292-292)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-1 (I-0-292-292-1)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-2 (II-0-292-292-2)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-3 (I-0-292-292-3)	急傾斜地の崩壊
			浜益浜益 1-4 (I-0-292-292-4)	急傾斜地の崩壊
			茂生 1 の沢川 (I-03-0460)	土石流
		茂生 1 号沢川 (I-03-0450)	土石流	
		茂生川 (I-03-0440)	土石流	
		H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益浜益 2 (I-0-597-3015)	急傾斜地の崩壊
浜益浜益 3 (II-0-213-213)	急傾斜地の崩壊			
適沢川 2 の沢川 (II-03-0380)	土石流			

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
⑧	川下・柏木	H27.03.17 北海道告示 193 号	竜神川支流 (I-03-0490)	土石流
			竜神川 (I-03-0500)	土石流
			千両堀川 (II-03-0510)	土石流
		H27.03.17 北海道告示 194 号	キネンヒ右の沢川 (I-03-0470)	土石流
			キネンヒの沢川 (I-03-0480)	土石流
⑨	柏木	H28.10.21 北海道告示 622 号	本間の沢 (II-03-0610)	土石流
⑩	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	神社の沢 (II-03-0520)	土石流
			温泉の沢 (II-03-0520-1)	土石流
⑪	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	実田の沢 (I-03-0590)	土石流
⑫	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	於札内川 (II-03-0530)	土石流
⑬	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	水野の沢 (II-03-0540)	土石流
⑭	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	袴田横の沢川 (II-03-0550)	土石流
⑮	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	佐々木の沢川 (II-03-0560)	土石流
⑯	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	村上の沢川 (II-03-0570)	土石流
⑰	実田	H28.10.21 北海道告示 622 号	黄金橋の沢 (II-03-0580)	土石流
⑱	毘砂別	H28.10.21 北海道告示 622 号	浜益毘砂別 1 (II-0-211-211)	急傾斜地の崩壊
			浜益毘砂別 2 (II-0-212-212)	急傾斜地の崩壊
			菅原の沢川 (II-03-0620)	土石流
⑲	毘砂別	H28.10.21 北海道告示 622 号	第 2 毘砂別川 (I-03-0640)	土石流
⑳	毘砂別	H28.10.21 北海道告示 622 号	カネキ沢上流の沢 (II-03-0650)	土石流
㉑	送毛	H23.03.29 北海道告示 213 号	浜益送毛 1 (I-0-289-289)	急傾斜地の崩壊
			浜益送毛 2 (I-0-290-290)	急傾斜地の崩壊
			浜益送毛 3 (I-0-291-291)	急傾斜地の崩壊
			送毛川左の沢 (I-03-0660)	土石流
			送毛川左 1 の沢 (I-03-0670)	土石流
			送毛川 (I-03-0700)	土石流
			送毛川右の沢 (I-03-0710)	土石流
送毛川 1 の沢 (I-03-0720)	土石流			
㉒	濃昼	H24.08.10 北海道告示 2403 号	浜益区濃昼 1 (I-0-288-288)	急傾斜地の崩壊
			浜益区濃昼 2 (II-0-209-209)	急傾斜地の崩壊
			浜益区濃昼 3 (II-0-210-210)	急傾斜地の崩壊
		H25.03.29 北海道告示 2467 号	赤石沢川 (II-03-0740)	土石流

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
㉓	安瀬	H25.03.29 北海道告示 2467 号	ヤソスケ川右の沢 (Ⅱ-03-0750)	土石流
			厚田安瀬 (Ⅰ-0-287-287)	急傾斜地の崩壊
			安瀬沢 (Ⅱ-03-0760)	土石流
㉔	厚田	H24.06.12 北海道告示 601 号	厚田厚田 1 (Ⅰ-0-283-283)	急傾斜地の崩壊
			厚田厚田 2 (Ⅰ-0-284-284)	急傾斜地の崩壊
			厚田厚田 3 (Ⅰ-0-285-285)	急傾斜地の崩壊
			厚田厚田 4 (Ⅰ-0-286-286)	急傾斜地の崩壊
㉕	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	別狩の沢 (Ⅰ-03-0770)	土石流
㉖	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	ボクサナイ沢 (Ⅱ-03-0780)	土石流
			ボクサナイ沢左の沢 (Ⅱ-03-0790)	土石流
			ボクサナイ沢右の沢 (Ⅱ-03-0800)	土石流
㉗	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	鉄栄川右の沢 (Ⅱ-03-0810)	土石流
㉘	厚田	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	発足二の沢 (Ⅱ-03-0820)	土石流
			発足神社の沢 (Ⅱ-03-0830)	土石流
㉙	別狩	H29.02.07 北海道告示 88 号	別狩 2 の沢 (Ⅰ-03-0840)	土石流
			別狩 1 の沢 (Ⅰ-03-0850)	土石流
㉚	古潭	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	須郷の沢 (Ⅱ-03-0880)	土石流
㉛	古潭	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	古潭川支流 (Ⅱ-03-0860)	土石流
㉜	嶺泊	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	嶺泊 1 の沢川 (Ⅰ-03-0910)	土石流
			厚田嶺泊 (Ⅱ-0-208-208)	急傾斜地の崩壊
㉝	嶺泊	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	嶺泊沢 1 の沢 (Ⅱ-03-0930)	土石流
㉞	望来	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	桂沢下の沢 (Ⅰ-03-0970)	土石流
㉟	望来	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	桂沢上の沢 (Ⅱ-03-0960)	土石流
㊱	望来	H29.02.07 北海道告示 87,88 号	桂沢 1 の沢 (Ⅱ-03-0940)	土石流
			桂沢 2 の沢 (Ⅱ-03-0950)	土石流
㊲	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	越後小沢川 (Ⅱ-03-0990)	土石流
㊳	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	越後 1 の沢 (Ⅱ-03-1000)	土石流
㊴	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	正利冠川 9 の沢 (Ⅱ-03-1010)	土石流
㊵	望来	H30.06.15 北海道告示第 443 号	正利冠川 7 の沢 (Ⅱ-03-1020)	土石流
			正利冠川 7 の沢 (1) (Ⅱ-03-1020-1)	
㊶	望来	H30.06.15 北海道告示 第 443,444 号	正利冠川の沢 (Ⅱ-03-1030)	土石流
			正利冠川 1 の沢 (Ⅱ-03-1040)	

図番	区域名	指定日 告示番号	箇所名	自然現象の区分
④②	望来	H30.06.15 北海道告示 第 443,444 号	正利冠川 2 の沢 (Ⅱ-03-1050)	土石流
			正利冠川 3 の沢 (Ⅱ-03-1060)	
			正利冠川 4 の沢 (Ⅱ-03-1070)	
④③	望来	H30.06.15 北海道告示第 444 号	正利冠上流の沢 (Ⅱ-03-1080)	土石流
④④	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	石狩八幡 1(Ⅱ-0-207-207)	急傾斜地の崩壊
	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	石狩八幡 2(Ⅲ-0-169-169)	急傾斜地の崩壊
④⑤	高岡、五の 沢	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	石狩高岡(Ⅲ-0-170-170)	急傾斜地の崩壊
④⑥	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	五の沢右の沢(I-03-1110)	土石流
④⑦	高岡	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	知津狩の沢 2 の沢(Ⅱ-03-1120)	土石流

【民家に影響のない区域】

(1)	群別	R2.05.29 北海道告示第 378 号	群別(0-73-439)	地すべり
(2)	毘砂別	R2.05.29 北海道告示第 378 号	毘砂別(0-28-28)	地すべり
(3)	毘砂別	R2.05.29 北海道告示第 378 号	砕石場の沢川(Ⅱ-03-0630)	土石流
(4)	送毛	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	送毛(2)(0-30-30)	地すべり
(5)	安瀬	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	安瀬(0-10-10)	地すべり
	安瀬・厚田	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	安瀬(2)(0-67-433)	地すべり
(6)	別狩・厚田	R 元.06.07 北海道告示第 416 号	発足(0-9-9)	地すべり
(7)	別狩・厚田	R2.05.29 北海道告示第 378 号	別狩(〈2〉-0-(1))	地すべり
(8)	望来	R2.05.29 北海道告示第 378 号	石狩春別 1(Ⅲ-0-171-171)	急傾斜地の崩壊
	望来	R2.05.29 北海道告示第 378 号	石狩春別 2(Ⅲ-0-172-172)	急傾斜地の崩壊
(9)	送毛	R2.05.29 北海道告示第 378 号	送毛(1)(0-29-29)	地すべり

沿 革

平成26年	8月	作 成
平成28年	2月	一部修正
平成29年	4月	一部修正
平成30年	6月	一部修正
令和 1年	6月	一部修正
令和 3年	3月	一部修正
令和 3年	6月	一部修正
令和 5年	2月	一部修正
令和 6年	4月	一部修正
令和 6年	4月	一部修正
令和 8年	3月	一部修正

VII 書式・様式

7. VII. 書式・様式

－ 1 自衛隊派遣要請書

様式第1号

派遣要請書

石危機第 号
年 月 日

北海道知事 様

石狩市長 印

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊が展開できる場所
5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・職業・続柄等を記入すること。

一 2 自衛隊撤収要請書

様式第2号

撤収要請書

石危機第 号
年 月 日

北海道知事 様

石狩市長 印

災害派遣撤収要請について

年 月 日付け、石総務第 号をもって要請した災害派遣については、
ので、下記の日時をもって撤収します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

－ 3 配置人員報告書

日 時	配備区分	部長級	課長級	主査級	その他の 職員	計	備 考
日 時 分 現在	第 配備	人	人	人	人	人	

－ 4 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

様式第 1 号（第 5 条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年 月 日 時 分
-------	-----------

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	TEL FAX

災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所	(住所) (座標)							
	災害発生状況・措置状況								
希望する活動内容	報収集 ・ 救助 ・ 消火 ・ 救急 ・ 資機材搬送 ・ その他（								
離着陸場の状況	離着陸場名								
	警戒隊呼出名称								
	特 記 事 項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物、積雪等							
傷病者搬送先病院		救急自動車呼出名称							
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察 ・ 海上保安庁 ・ 自衛隊 ・ その他（							
	航空機活動	有 ・ 無							
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称)				(電話番号)				
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

－ 5 救急患者の緊急搬送情報伝達票

様式第 2 号	救急患者の緊急搬送情報伝達票	第 報
()		
要請年月日	年 月 日 時 分	
1 要請市町村名	石狩市	F A X
担当者	課名 職名	氏名
2 依頼病院名		
所在地	電 話	
担当者 (医師名)	医師	氏名
3 受入れ医療機関名		
所在地	電 話	
F A X		
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無		
4 患者氏名	生年月日	年 月 日生 歳 男・女
	体 重	kg 職業
住 所		
病 名	現状	
経 過		
5 付添搭乗者 (医師、看護師の所属：依頼病院	受入れ医療機関)	
氏名	医 師	年齢 歳 体重 kg
	看護師	年齢 歳 体重 kg
	付添人	続柄 年齢 歳 体重 kg
6 運航上の必要事項		
(1) 患者に装備されている医療機器の状況		
①点滴 (規格 × 、重量 g) ②保育器 (規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g)		
③酸素吸入器 (規格 × 、重量 g)		
④その他 (名称 、規格 × 、重量 g)		
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格		
①依 頼 病 院	kg	kg kg
②受入れ医療機関	kg	kg kg
現地離 着陸場	メモ	

－ 6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

石狩市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプターに 係る活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考

－ 8 障害物除去の状況

住家被害程度区分		氏 名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
			月 日～月 日	円		
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

－ 1 0 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

年 月 日

作成者

出 水 の 状 況										
水 防 実 施 個 所										
日 時										
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計			
	人		人		人		人		人	
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法	箇 所 m 工 法									
水 防 の 結 果	効 果 被 害	堤 防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄 道 m m	道 路 m m	人 口 人 人	そ の 他	
使 用 資 機 材	かます、俵					居 住 者 の 出 動 状 況				
	万年、土俵									
	な わ					水 防 関 係 者 死 傷				
	丸 太									
	そ の 他					雨 量 水 位 の 状 況				
水防活動に関する 自 己 評 価 備 考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

VIII 復旧・復興

VIII. 復旧・復興

－ 1 事業別国庫負担及び補助率等一覧

公共土木施設災害復旧事業国庫負担法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体				対象及び内容	施行単位当事業費				国庫補助率
	国	北海道	管理組合	石狩市		国	北海道	管理組合	石狩市	
河川	○	○		○	堤防、護岸、水制、床止等	5,000	1,200	-	600	標準税収入と対比して算定する。
海岸	○	○		○	堤防、護岸、突堤等	5,000	1,200	-	600	
砂防設備	○	○			治水上施行する砂防施設等	5,000	1,200	-	-	
林地荒廃防止施設		○			山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む)	-	1,200	-	-	
地すべり防止施設	○	○			地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	5,000	1,200	-	-	
急傾斜地崩壊防止施設	○	○			急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	5,000	1,200	-	-	
道路	○	○		○	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	5,000	1,200	-	600	
港湾	○		○	○	水域施設(航路、泊地、船だまり)、外郭施設(防波堤、水門、堤防)、係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通施設等	5,000	-	1,200	600	
漁港	○	○		○	水域施設、外かく施設、けい留施設、輸送施設	5,000	1,200	-	600	
下水道		○		○	公共下水道、流域下水道、都市下水路	-	1,200	-	600	
公園等		○		○	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2項に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	-	1,200	-	600	

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体				対象及び内容	施行単位 当事業費	国庫補助率
	北海道	石狩市	土地改良区等	組合			
農地	○	○	○		農地	400	5/10(通常)、8/10、9/10 (高率該当)
農業用施設	○	○	○		用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	400	6.5/10(通常)、9/10、10/10(高率該当)
林業用施設	○	○		○	林地荒廃防止施設・林道	400	5/10～6.5/10(通常)、7.5/10～10/10(高率後)
漁業用施設	○			○	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質)、漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)	400	6.5/10(通常)、9/10、10/10(高率該当)
共同利用施設		○		○	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害:400千円 激甚災害:160千円 (告示地域に限る)	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10 (激甚災害)

土地改良法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容		施行単位当事業費	国庫補助率
農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区における1カ所の復旧事業費750千円以上のものの合算額)が5,000千円以上で、当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	750	
		事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	750	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	20,000 工事が高度な技術を要するとき 激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	

公営住宅法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
災害公営住宅整備事業	北海道 石狩市	災害公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・天然災害の場合 減失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 減失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割以上 	建設又は買取り2/3 (激甚災害の場合3/4) 借上げ2/5
		災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3 (激甚災害の場合、当初5年間は3/4)
既設公営住宅復旧事業	北海道 石狩市	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2 (激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。)
		既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)以上	

改良住宅等改善事業制度要綱

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
災害復旧事業	北海道 石狩市	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
		既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつそれらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)以上	

生活保護法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
保護施設	石狩市 社会福祉法人 日本赤十字社等	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	施設整備 ～災害復旧費協議額1件につき 800千円以上	1/2

老人福祉法・介護保険法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
老人福祉施設等	石狩市 社会福祉法人等	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院等	施設整備 ～災害復旧費協議額1件につき800千円以上	1/2 または 1/3

障害者総合支援法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
障害福祉サービス事業所	石狩市 社会福祉法人等	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	施設整備 ～災害復旧費協議額1件につき800千円以上	1/2
居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活支援事業所、相談支援事業所		
障害者支援施設		障害者支援施設		

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
女性自立支援施設	北海道	女性相談支援センター 女性自立支援施設	施設整備 ～災害復旧費協議額1件につき800千円以上	1/2

児童福祉法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
児童福祉施設等	北海道 石狩市 社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき800千円以上 (保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については400千円以上)	1/2または 1/3

社会福祉法等

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
その他の社会福祉施設等	北海道 石狩市 社会福祉法人等	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき800千円以上	1/2または 1/3

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
感染症法予防事業	石狩市	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
水道施設災害復旧事業	石狩市 一部事務組合	被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む） 応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	上水道事業または水道用水供給事業 ①本復旧費 現在給水人口×130円 ②本復旧費 1,900 簡易水道事業 ①本復旧費 現在給水人口×110円 ②本復旧費 1,000	1/2～8/10

公立学校施設災害復旧費国庫負担法

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体		対象及び内容	施行単位当事業費			国庫補助率
	道	市		道	市	市	
公立学校施設災害復旧事業	○	○	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備	800	400	2/3
				設備整備	600	300	

公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体		対象及び内容	施行単位当事業費			国庫補助率
	道	市		道	市	市	
公立学校施設災害復旧事業	○	○	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備	800	400	2/3

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体		対象及び内容	施行単位当事業費		国庫補助率
	道	市		道	市	
街路	○	○	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設、道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	1,200	600	1/2
都市排水施設等	○	○	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	1,200	600	1/2
堆積土砂排除		○	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	-	600	1/2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(単位：千円以上)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費		国庫補助率
災害廃棄物処理等	石狩市	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市	800	1/2
			市町村	400	

活動火山対策特別措置法・都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱

(単位：千円以上/ヶ所)

事業名	事業主体	対象及び内容	施行単位当事業費	国庫補助率
下水道		公共下水道並びに都市下水路の配水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業とする		1/2